

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成18年3月1日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

目 次

<企 画 課>

- 1 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について・・・・・・・・・・ 1
- 2 特別児童扶養手当等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 郵政民営化に伴う特別児童扶養手当支払事務の変更等について・・・・・・・・・・ 6
- 4 心身障害者扶養保険について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 特別障害給付金制度の周知について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 身体障害児・者等実態調査の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 7 高次脳機能障害支援普及事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

<企画課国立施設管理室>

- 1 障害者自立支援法施行に伴う国立更生援護施設等の運営について・・・・・・・・ 21
 - (1) 国立更生援護施設の事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (2) 障害者自立支援法施行に伴う国立更生援護施設の入所事務等について・・ 23
 - (3) 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)・・・・・・・・・・・・ 24

<企画課社会参加推進室>

- 1 障害者の社会参加の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (1) 障害者IT総合推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (3) 身体障害者補助犬の普及・啓発について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (4) バリアフリーのまちづくり活動事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 補装具について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (1) 人工内耳装用者に対する補聴用具の基準外交付・・・・・・・・・・・・・・ 29

3	視聴覚障害者情報提供施設等の整備について	29
	(1) 聴覚障害者等への情報提供体制	29
	(2) 施設整備にかかる助成	29
	(3) 視聴覚障害者に対する行政情報の提供体制	30
4	障害者スポーツ・文化芸術活動の推進	30
	(1) 障害者スポーツの推進	30
	(2) 障害者スポーツ大会の開催	31
	(3) 文化芸術活動の推進	33
5	国際障害者交流センターについて	34
	(1) 平成18年度事業計画について	34
	(2) 施設の利用について	37
6	手話通訳技能認定試験について	38

<企画課監査指導室>

1	平成18年度における障害保健福祉行政事務指導監査について	41
	(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査等について	41
	(2) 支援費制度の指導監査等について	41
	(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について	41
	(4) 精神病院に対する実地指導について	43
2	平成18年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等 について	43
	(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について	43
	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する行政事務指導監査につ いて	43
3	その他	44

資料

<企画課>

- 障害保健福祉推進事業等実施要綱（案） 47

<企画課国立施設管理室>

- 1 国立更生援護施設の概要 51
- 2 国立更生援護施設入所者の出身市町村一覧 52
- 3 高次脳機能障害支援普及事業（国立身体障害者リハビリテーションセンター
実施分） 55
- 4 平成18年度国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修実施
計画 57
- 5 平成18年度国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修実施計画 . 62
- 6 平成18年度全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における研修
実施計画 64

<企画課社会参加推進室>

- 1 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数 67
- 2 都道府県・指定都市スポーツ協会一覧 68
- 3 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数 69

<企 画 課>

1 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について

HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、まもなく9年目を迎えようとしている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより、周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるよう、関係部課・関係機関に対する助言をお願いしたい。

また、身体障害者手帳の交付を受けたHIV感染者に対しては、手帳により利用できる福祉の制度・サービスのみならず、就労・障害年金等、障害者に係るそれ以外の制度・サービスについても、それぞれの制度や相談機関等の情報提供等の対応についてお願いしたい。

さらに、身体障害者福祉法に基づく更生医療を受ける指定医療機関は、原則として1つの障害につき1つの指定医療機関で対応することとしているところであるが、HIV感染者のように、受給者がおかれている個々の治療状況に応じて、1つの指定医療機関だけで対応することが困難であることに対してやむを得ない理由があり、当該医療機関間で十分な連携を行うことが可能であれば、複数の指定医療機関で対応することも可能であるので、関係機関に対して周知をお願いしたい。

2 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額の改定について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられている。

平成11年以降、消費者物価指数は低下してきているが、平成12年度から平成14年度の3年間は、公的年金と同様、社会経済情勢に鑑みて特例措置により手当額を据え置いてきたところであり、平成15年度及び平成16年度については、平成11年から平成13年の3年間の消費者物価指数下落分(△1.7%)は反映させず、それぞれ直近1年間の消費者物価指数下落分のみ額の改定を行うという公的年金と同じ取扱いとしてきたところである。

平成17年度以降は、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」(平成17年法律第9号)の規定に基づき、物価が上昇した場合には、手当額を据え置き、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げることにより、段階的に特例措置分(△1.7%)を解消することとされている。

すなわち、平成18年度については、以下のとおり、平成17年の消費者物価指数の下落分(△0.3%)のみ額の改定を行うこととしている。

	(現 行)	(平成18年4月～)
特別児童扶養手当(1級)	50,900円	→ 50,750円
(2級)	33,900円	→ 33,800円
特別障害者手当	26,520円	→ 26,440円
障害児福祉手当	14,430円	→ 14,380円
福祉手当(経過措置分)	14,430円	→ 14,380円
(参 考)		
障害基礎年金1級(月額)	82,758円	→ 82,508円
障害基礎年金2級(月額)	66,208円	→ 66,008円

手当額については、事務処理に遺漏のないよう万全を期されるとともに、管内市町村・関係機関への周知をお願いしたい。

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、最近の勤労者所得が伸びていないことから、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他の他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成17年度事業実績報告及び平成18年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので、了知されたい。

	16年度	17年度
・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分)	2,326円	→ 2,320円
・ 政令第2条に規定する額(市町村分)	1,458円	→ 据え置き

(4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の制度については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県の認定事務等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ・ 有期認定の際の額改定事務において、

①増額改定の場合、受給者が増額の申請を行っていないにもかかわらず、職権

にて事務処理している事例

②減額改定又は受給資格喪失の場合、減額改定日又は受給資格喪失日を診断書の診断日ではなく有期満了日としている事例

- ・ 施設入所、対象児童の死亡等による資格喪失の把握が適切に行われておらず、過払いとなっている事例
- ・ 認定請求書の受理から認定までの期間が、長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例

各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成18年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成17年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成18年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成17年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

3 郵政民営化に伴う特別児童扶養手当支払事務の変更等について

平成19年10月1日に日本郵政公社が民営化されることに伴い、特別児童扶養手当及び児童扶養手当（旧法分）の支払事務については、厚生労働省で行うことになったため、障害保健福祉部と雇用均等・児童家庭局において共同で支払システムの開発を行うこととしている。

各都道府県においても、現在、各貯金事務センター等に送付している支払データフォーマットの改正が必要となるので、全国の16万人余の受給者への支払事務が安全かつ確実で、滞りなく行えるよう、予算措置や連携テスト等へのご協力方をお願いしたい。

なお、改正の概要等については、以下のとおりである。

1 改正の概要

- (1) 支払事務の実施主体が、日本郵政公社から厚生労働省本省に変更になること。
- (2) 現行の郵便局（平成19年10月1日以降は郵便貯金銀行）における振替預入（同口座振込）及び窓口払いに加え、他の銀行等の金融機関への口座振込も選択可能となること。
- (3) 施行日は、平成19年10月1日であること。

2 改正に伴う事務処理の見直し（案）

- (1) 現在、各貯金事務センター等に交付している支払データを当省へ提出していただくこと。（当省指定フォーマット（CSV形式）、媒体はFDを想定）
なお、事務フローの変更により、支払データの提出期限は現行よりも早期に設定させていただく予定であること。
- (2) 支払データについては、財務省会計センター、日本銀行、日本郵政公社等

と協議中であり、詳細については今後変動することも予想されるが、現時点において、

- ① 振込口座の氏名、住所、金融機関名、支店等名
- ② 振込金額
- ③ 証書番号
- ④ 窓口払いの者の支払情報

などの支払データ（媒体はFDを想定）をいただく必要があると想定されること。

当省における支払事務は、全て官庁会計システム（ADAMS）により行われるため、支払データフォーマットはその仕様に合ったものであること。

（3）窓口払いの見直し

従来の証書払い方式から、国庫金送金通知書による支払方式に改めること。ただし、証書については、様式改正は行う予定であるが、受給者に証書を交付する方式は継続する予定であること。

なお、窓口払いが出来るのは、郵便貯金銀行のみであること。

3 システム開発及びテストのスケジュール（案）（別紙参照）

（1）システム開発

当省において、平成18年度予算案の中の支払システム開発経費に基づき、来年度早々に入札、契約等を経てシステム開発を行う予定であること。（なお、本経費は平成18～19年度の2か年度事業の国庫債務負担行為として予算計上されていること。）

（2）テスト

システム開発を受けて、各都道府県、当省、財務省会計センター、日本銀行との間で行う連携テストについては、平成18年11月頃～平成19年6月頃にかけて、テスト用データに基づく「システムテスト」と本番を想定した「運用テスト」を数回にわたって実施することを想定していること。

4 その他

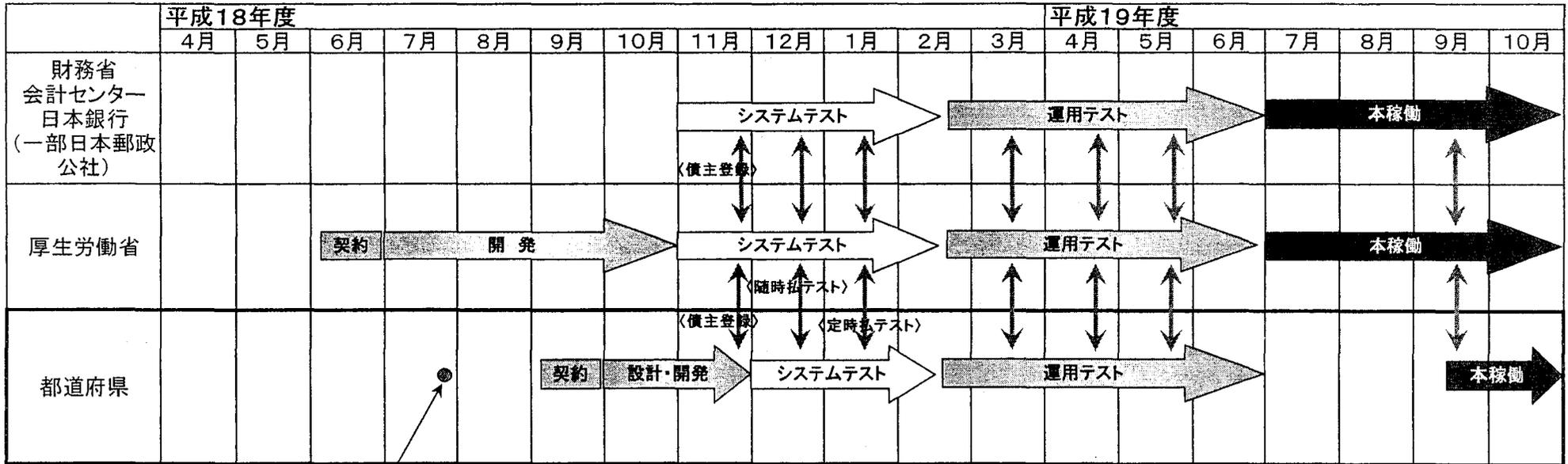
- (1) 詳細な仕様及びスケジュールについては、来年度のシステム開発の契約後に示す予定であること。(平成18年6月ないし7月頃を予定)

- (2) 来年度には、連携テスト等についての事務説明会を当省において行う予定であること。

- (3) 各都道府県においても、現在、各貯金事務センター等に送付している支払データフォーマット(CSV形式を想定)の改正が必要となるため、予算措置についてご尽力いただきたいこと。

(別紙)

○システム開発及びテストのスケジュール(案)



☆仕様(指定フォーマット等)の提示

※システムテストでは、各都道府県からテスト用データを受け取り、財務省会計センターとのデータ連携テストを行います。

※運用テストでは本番を想定し以下のような一連の流れでテストを行います。

(関係機関：都道府県、厚生労働省、財務省会計センター、日本銀行、日本郵政公社)

・支払データ提出 → 支払処理 → 支払不能データの訂正・再振込・取消 → 結果リストの送付
(省→都道府県)

4 心身障害者扶養保険について

心身障害者扶養保険制度については、平成7年度に、保険料の引き上げ及び公費の投入などの措置を講じた（第3次改正）が、その後見直しを行っていないところである。

心身障害者扶養保険制度の財政状況については、第3次改正以降も厳しい状況にあり、また、平成17年度が5年に一度の制度の見直しの年にあたることから、厚生労働省内においてその必要性も含めて事務的に検討を進めてきたところであるが、本年度中に結論を得るには至っていない状況である。

そのため、平成18年度においては、関係省庁・団体等との調整を行いながら、引き続き制度のあり方について検討して結論を得たいと考えているところである。

なお、制度を見直すに当たっては、条例等の改正が必要となることが予想されるため、施行に当たっては、十分な準備期間を用意して行いたいと考えている。また、各地方自治体に対しては、制度見直しの検討状況の情報を適宜提示してまいりたい。

(参考1) 加入者数・年金受給者数の推移

年度	加入者数 (年度末)		年金受給者数 (年度末)	
	延数	実人員	延数	実人員
44	-	733	-	-
45	-	46,530	-	139
46	-	63,320	-	477
47	-	65,149	-	872
48	-	67,088	-	1,382
49	-	69,838	-	1,912
50	-	72,183	-	2,458
51	-	74,357	-	3,038
52	-	76,732	-	3,644
53	-	78,662	-	4,261
54	87,364	82,530	4,975	4,975
55	97,467	86,444	5,744	5,725
56	102,051	88,537	6,583	6,527
57	105,609	90,078	7,540	7,430
58	108,653	91,262	8,538	8,348
59	111,201	92,157	9,645	9,372
60	113,148	92,662	10,689	10,332
61	113,007	91,581	11,958	11,487
62	113,980	91,421	13,112	12,534
63	116,126	91,885	14,416	13,726
1	118,378	92,390	15,782	14,954
2	120,516	92,845	17,198	16,217
3	122,802	93,323	18,690	17,547
4	124,610	93,544	20,291	18,941
5	126,306	93,657	21,988	20,405
6	127,862	93,643	23,736	21,924
7	122,841	89,981	25,496	23,431
8	118,540	86,770	27,084	24,773
9	113,843	83,315	28,586	26,046
10	109,281	79,946	30,200	27,366
11	106,100	77,429	31,846	28,721
12	103,893	75,576	33,319	29,927
13	101,947	73,858	34,820	31,125
14	100,011	72,158	36,339	32,365
15	98,576	70,796	37,854	33,565
16	96,809	69,095	39,659	35,010

(参考2)心身障害者扶養保険における数理上必要な資産額

年金収支

・ 障害者死亡率：平成7～9年度扶養保険制度実績

(平成16年度末現在)

(単位:百万円)

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 年金の現価相当額	125,141	135,561	147,645	167,004
② 公費負担現価	38,524	40,080	41,731	44,095
③ 責任準備金の額(①-②)	86,617	95,481	105,914	122,910
④ 年金資産額	47,338	47,338	47,338	47,338
⑤ 不足額(③-④)	39,279	48,143	58,576	75,572

(参 考)

(平成15年度末現在)

(単位:百万円)

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 年金の現価相当額	121,084	131,309	143,188	162,263
② 公費負担現価	41,267	43,065	44,982	47,740
③ 責任準備金の額(①-②)	79,817	88,244	98,206	114,523
④ 年金資産額	42,884	42,884	42,884	42,884
⑤ 不足額(③-④)	36,933	45,360	55,322	71,639

(参考3)

新法人名 独立行政法人福祉医療機構

主務府省名 厚生労働省

中期目標	中期計画
<p data-bbox="398 384 846 416">独立行政法人福祉医療機構中期目標</p> <p data-bbox="152 485 517 517">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="152 520 1093 724">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p data-bbox="152 727 1093 788">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p> <p data-bbox="152 791 1093 852">なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとする。</p> <p data-bbox="163 895 629 927">(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="174 930 1093 991">扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p> <p data-bbox="163 1139 600 1171">(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p data-bbox="174 1174 1093 1273">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p>	<p data-bbox="1361 389 1809 421">独立行政法人福祉医療機構中期計画</p> <p data-bbox="1104 489 1469 521">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="1104 525 2067 729">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p data-bbox="1104 732 2067 793">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表する。</p> <p data-bbox="1115 900 1977 932">(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1126 935 2067 1107">扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p> <p data-bbox="1115 1144 1944 1176">(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1126 1179 2067 1278">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2ヶ所）を開催する。</p>

5 特別障害給付金制度の周知について

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成16年法律第166号）が平成17年4月1日に施行され、制度の周知については、障害保健福祉部企画課長通知（平成17年6月13日付け障企発第0613001号（別添参照））等により依頼しているところである。

各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いするとともに、特別障害給付金制度の更なるきめ細やかな周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についても特段のご協力をお願いしたい。

(別 添)

障企発第 0613001 号

平成 17 年 6 月 13 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長

特別障害給付金制度の周知について（依頼）

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する福祉的な措置として、平成 17 年 4 月 1 日より特別障害給付金制度が施行されました。

当制度は、市区町村が申請窓口となり、国（社会保険庁）が対象者の認定及び給付金の支給を行うものですが、給付金の支給は請求日が属する月の翌月分からであることから、対象者からの早期の請求手続きを促す必要があります。

これまでも、昨年 12 月に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）」が成立して以来、各都道府県及び市区町村にご協力をいただき、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布等による周知を行ってきたところです。

先般、平成 17 年 4 月 25 日付けの事務連絡にて、都道府県及び市区町村のご協力を得て、特別障害給付金制度の施行状況を調査させていただいたところ、障害者団体、事業者、民生委員等を通じたきめ細やかな周知は、まだ十分に行われていない状況にあり、また、市区町村における窓口の設定や職員への周知についても完全には実施されていません。

つきましては、下記の事項について特にご留意のうえ、別添の周知用案文をご活

用いただき、障害者の方々に対する各種お知らせの配布や行事の実施等、障害保健福祉施策を実施していく際のあらゆる機会を捉え、特別障害給付金制度の更なる周知にご協力をいただくとともに、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知を図っていただくようお願いいたします。さらに管内の市区町村（指定都市及び中核市を含む。）や障害者団体への協力依頼についてもお取り計らいいただきますようお願い致します。

記

1. 対象者

(1) 国民年金制度に任意加入対象とされていた

- ①昭和61年3月以前の被用者年金制度に加入していた方の配偶者等
- ②平成3年3月以前の学生

であって、任意加入されていなかった期間中に初診日がある傷病により、現在、障害の状態となっており、かつ障害年金を受給していない方について、当制度の対象者に該当しないかどうか確認していただきたいこと。

(2) なお、特別障害給付金制度の対象となるには、現在、障害基礎年金の1級又は2級に相当する障害状態であることが条件となるが、各種障害者手帳の等級とは異なること。

2. 請求手続

- (1) 給付金は請求日が属する月の翌月分から支給されることから、早期に市区町村窓口へ請求を行っていただきたいこと。
- (2) 診断書等の添付書類が整わない場合でも請求書の受付を行っており、必要な添付書類は後日提出していただいていること。
- (3) 初診日を証明する書類について、医療機関の証明が得られない場合等は、複数の第三者の証明により事実確認を行う取扱いとしていること。

特別障害給付金制度が始まりました

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

国民年金の任意加入対象とされていた方で

(1) 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に参加（又は受給等）をされていた方の配偶者

(2) 平成3年3月以前の学生

であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

2. ご注意いただきたいこと

請求書の受付は、平成17年4月1日から住所地の市区役所・町村役場で受付を開始しています。この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月分からとなりますので、給付金を請求する方は、できる限り早めに請求書を提出してください。

このため、必要な書類等が全て揃わない場合であっても、請求書の受付を行っています。まずはなるべく早く受付を行ってください。（不足している必要書類等については、後日提出をお願いすることとなります。）

3. 支給額（平成17年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額5万円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額4万円

※障害者手帳の等級とは異なります。

- ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。
- 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）
- 経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の受給資格はなくなります。

6 身体障害児・者等実態調査の実施について

身体障害児・者等の障害の種類・程度・原因等の状況、日常生活の状況、就業の状況、福祉用具の所持状況、障害別ニーズの状況等の把握を行い、身体障害児・者等に係る福祉・雇用施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的として、次の調査を実施することとしている。

- ① 身体障害児・者実態調査
- ② 身体障害者・知的障害者・精神障害者の就業実態調査

本調査は、これまで、おおむね5年ごとに実施（前回調査は、平成13年に実施）していることから、平成18年に調査を実施することとしている。また、精神障害者の就業実態調査については、障害者雇用促進法の改正で法定雇用率の算定に精神障害者が含まれることとされたことを踏まえ、実態を調査するため今回新たに実施することとしている。

調査の詳細については、現在、検討しているところであるが、調査の時期は、平成18年6月1日現在とし、調査の客体は、平成12年国勢調査により設定された調査区から100分の1の割合で無作為抽出された地区内の障害児・者とするを予定している。

調査は、都道府県、指定都市及び中核市が、市町村の協力を得て調査員を選定して実施することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。なお、調査を実施するに当たり必要な経費については、委託費として交付することとしている。

おって、詳細が決まり次第、実施方法について説明したいと考えているので、調査の円滑な実施について、御協力を御願います。

7 高次脳機能障害支援普及事業について

高次脳機能障害者に対する診断基準、訓練プログラム及び支援プログラムの作成とそれらを活用したサービスの試行的提供を行うとともに、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的として、平成13年度より高次脳機能障害支援モデル事業を実施しているところである。

障害者自立支援法においては、専門的な相談支援事業を都道府県の地域生活支援事業の中に位置づけたところであるが、引き続き高次脳機能障害者のための支援体制づくりのために本事業の活用を図られたい。

本事業については、従来、一部の都道府県等によるモデル事業という位置付けであったが、平成18年度予算案においては、都道府県の地域生活支援事業（平成18年4月～9月までの間は障害者地域生活推進事業）として位置づけて実施することとしており、全都道府県による恒常的事業へと位置付けが変わることとなる。各都道府県におかれては、なお一層積極的な取り組みをお願いしたい。

<企画課国立施設管理室>

1 障害者自立支援法施行に伴う国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、「身体障害者のリハビリテーションに関する施策を推進するため、身体障害者のリハビリテーションに関する我が国の先駆的・指導的役割を果たすナショナルセンターとして医療から職能訓練までの一貫したリハビリテーションを実施する」とともに「重複障害を有する最重度の知的障害児の保護及び指導」などを行い、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営している。[資料編1](#)

国立更生援護施設への入所は全国の障害者を対象としており、現入所者（児）について見れば、その出身地は47都道府県408市町村に及んでいるところである。[資料編2](#)

今後も引き続き、管内市町村及び医療機関等に対し、国立更生援護施設の利用について、周知及び助言方願いする。

障害者自立支援法の施行後においては、現在行っている事業を含め下記の（1）の事業を実施（具体的に適用する障害福祉サービスは検討中）するとともに、（2）による入所事務、費用負担の取扱いとなるので、各都道府県・指定都市・中核市におかれてはご協力いただくとともに、管内市町村に対して周知徹底方よろしく願う。

（1）国立更生援護施設の事業について

○国立身体障害者リハビリテーションセンター

我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ①総合的リハビリテーションの実施
- ②リハビリテーション技術の研究と開発
- ③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修
- ④リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤リハビリテーションに関する国際協力

等の事業を実施している。

さらに平成18年度から、職業的自立を目的とした実践的な訓練の導入及び身体障害と知的障害若しくは精神障害を併せ有する「重度重複障害者」に対する訓練の充実を図ることとしている。

また、「高次脳機能障害者」への支援については、更生訓練所における社会適応訓練や職能訓練及び病院における機能回復訓練等の充実を図るとともに、「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、都道府県における地方支援拠点機関等の

相談支援事業の円滑な運営を支援するため、専門的な助言、指導及び関係機関の職員の研修等を実施することとしている。資料編3

なお、平成18年度のリハビリテーション関係専門職員の研修については資料編4のとおり実施することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの研修事業を積極的に活用されるとともに関係機関への周知方よろしく願います。

○国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（国立函館視力障害センター、国立塩原視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター）は、人生中途において視覚障害となった者等の更生施設として、これらの者の自立と社会参加を促進するため、

①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成訓練

②社会生活に適応するために必要な日常生活動作を修得させるための生活訓練等

を実施しているところである。

さらに平成18年度からは、現職復帰を希望する者に対して個別の訓練プログラムを作成し、実践的な福祉機器操作訓練や歩行訓練等を実施し円滑な現職復帰を図るための事業を実施することとしている。

○国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター）は、重度の身体障害者を対象とした更生援護施設のモデル施設として、主に肢体不自由で最重度といわれる「頸髄損傷者」に対して、機能回復訓練、日常生活動作訓練、職能訓練等の医学的・社会的リハビリテーションを実施するほか、これら重度障害者の居宅生活を支援するための住宅改造に関する支援等を行う施設として機能している。

平成18年度においては、全国の頸髄損傷者に対するリハビリテーションや介護等の質的向上に資するため「頸髄損傷者のリハビリテーション研究会」を開催することとしている。詳細が決まり次第別途お知らせするので、施設等関係機関に周知方よろしく願います。

○国立秩父学園（知的障害児施設）

国立知的障害児施設（国立秩父学園）は、知的障害の程度が著しい児童及び自閉症等の発達障害を有する児童又は視覚や聴覚に障害のある知的障害児を入所させ、その保護・指導を実施するとともに、自閉症等の発達障害を有する在宅の児童に対する外来診療及び通園療育指導を行っている。

また、知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修を行っており、平成18年度においては、[資料編5](#)のとおり都道府県・指定都市における発達障害分野の指導者となる行政担当及び保健師、保育士等の現任者に対する研修等を実施することとしているので、職員の派遣及び市町村等関係機関、施設等に対する周知徹底方よろしく願います。

（2）障害者自立支援法施行に伴う国立更生援護施設の入所事務等について

○平成18年4月から9月末までの取扱いについて

国立更生援護施設への入所手続きについては、従来どおり身体障害者福祉法第17条の3第1項の規定に基づき、入所を希望する身体障害者からの申請により、市町村が当該身体障害者に対して入所の要否に係る「国立施設入所に関する意見書」を交付し入所することとなる。また、入所後に要する費用についても、従来どおり国が支弁することとなる。

利用者負担の決定事務については、国立更生援護施設において身体障害者福祉法第17条の3第5項に基づき他の民間施設と同様の基準により行うこととなることから、施設訓練等支援費相当額の1割を利用者から徴収することとなり、併せて低所得者に対する個別減免措置や社会福祉法人減免と同様の減免を講じることとしている。

また、食費・光熱水費についても実費相当額を徴収し、低所得者には補足給付と同様の減免措置を講じることとしているので了知されたい。

○平成18年10月以降の取扱いについて

平成18年10月以降に国立更生援護施設へ入所する場合の手続きは、他の民間施設等と同様に障害者自立支援法第19条第1項の規定に基づき「市町村からの支

給決定」を受け、同法第22条第5項の規定に基づき市町村が交付する「受給者証」により行うこととなる。

従って、利用者負担の決定事務についても、障害者自立支援法に基づいて市町村において行っていただくとともに、自立支援給付についても、他の民間施設等と同様、市町村から給付の支払いを受けることとなるので了知されるとともに管内市町村等関係機関に対して周知徹底方よろしく願います。

このように、国立更生援護施設は平成18年10月より障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設に位置づけられることから、平成18年10月までに指定障害者支援施設として障害者自立支援法第38条の規定に基づいて施設所在地の道県知事（北海道、栃木県、埼玉県、静岡県、兵庫県、福岡県、大分県）からの「指定」を受ける必要があるため、指定手続きについては、特段のご配慮をお願いします。

なお、各自治体で策定する障害福祉計画のサービス見込み量等についても、国立施設の利用者が適切に反映されるようよろしく願います。

(3) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）は、昭和55年8月に「国際障害者年」の記念事業として、閣議決定により国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、身体障害者の各種相談、障害者施策等に関わる職員研修、情報提供等を行っている。

平成18年度においては、下記事業のほか障害者自立支援法施行に伴い、サービスの質を確保するため、事業者ごとに、個別支援計画の作成、サービス内容の評価等を行う「サービス管理責任者」の配置が義務づけられることとなることから、これらを養成するための指導者を養成する「サービス管理責任者研修(仮称)（国委託研修）」を実施（平成18年9月予定）するとともに相談支援専門員研修の講師等を対象とした「障害者ケアマネジメント従事者指導者研修(仮称)（国委託研修）」を実施（平成18年6月予定）することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては了知のうえ、これらの事業を有効に活用されるよう管内市町村、関係施設・団体等への周知方よろしく願います。

○相談事業

身体障害者等に対して生活、就職、法律、年金、補装具等に関する相談の実施。

○研修事業 資料編6

全国の身体障害者福祉センター職員等を対象として、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的とした研修の実施。

- ・身体障害者福祉センター職員（初任者・現任者）等の研修
- ・障害者福祉レクリエーション支援者研修 等

○情報提供事業

身体障害者にかかる情報提供の充実を図るため、身体障害者福祉に関する実務情報誌「戸山サンライズ」の発行。

【連絡先】 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

E-mail toyama@abox22.so-net.ne.jp

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

<企画課社会参加推進室>

1 障害者の社会参加の推進について

これまでの障害者社会参加総合推進事業等については、平成18年4月から9月までは「障害者地域生活推進事業」として、平成18年10月からは「地域生活支援事業」として実施することとなるが、障害者の社会参加の推進の観点から、以下の事業については、引き続き積極的な取組みについてご配慮をお願いします。

(1) 障害者IT総合推進事業

情報通信技術（IT）の進展により、障害者の社会参加を推進する観点からも、デジタルディバイド（ITの利用機会及び活用能力による格差）解消の取組が様々な分野で進められるところであるが、現状では必ずしも障害者のニーズに十分合ったIT利活用が進んでいない状況にある。

厚生労働省としては、障害者の情報通信技術の利用の機会又は活用を図るために、総務省の「障害者のIT利活用支援の在り方に関する研究会」に参画している。この研究会の報告書の中で、ITサポートセンターのような地域における中核拠点を整備し、他の専門機関と対等に連携できるような体制をつくるべきという趣旨が明記されたものであり、厚生労働省としても、ITサポートセンターを中心に障害者IT総合推進事業を実施しているところであるので、IT活用による在宅就労など地域における様々な分野での取組に関する情報収集等を踏まえ、これまで以上の積極的な活用をお願いしたい。

なお、障害者情報バリアフリー化支援事業については、平成18年10月から市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業で対応することとしているので留意されたい。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度から通訳、介助員の派遣等を行う事業である「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を実施してきたところであるが、未だすべての都道府県において実施されるに至っていない実態にある。

については、未実施の都道府県におかれては、本事業の積極的な導入について検討をお願いしたい。

(3) 身体障害者補助犬の普及・啓発

身体障害者補助犬の普及のためには、身体障害者補助犬法の趣旨、補助犬の役割等についての一層の周知が必要である。

各都道府県におかれては、従来よりポスター、パンフレット等の配布により、施設利用の円滑化等に関する広報・啓発等についてのご協力をいただいているところであるが、引き続き補助犬の普及・啓発のための環境の整備をお願いしたい。

(4) バリアフリーのまちづくり活動事業等

今般、大手ビジネスホテルによる「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）等に違反する改造工事が行われていたことが明らかになったところである。今回の事件を受け、障害保健福祉部としても、「バリアフリーのまちづくりに関する周知について」（平成18年2月9日障企発0209002号企画課長通知）を発出したところであり、本通知等を踏まえ、関係部局、関係機関等との連携等にご留意いただきたい。

また、今国会において国土交通省を中心に、既存の「ハートビル法」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した場合の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（仮称）」の制定を目指しているが、今後ともバリアフリー化の推進に当たっては建設部局等ともよく連携のうえ実施されるとともに、管内市町村等への周知についてご配慮願いたい。

なお、いわゆる三位一体改革により、公立施設にかかる社会福祉施設等施設整備費補助（負担）金を地方公共団体に移譲することに伴い、公立施設のバリアフリー化を目的として進めてきた「障害者等生活環境基盤整備事業費補助金」についても一般財源化することとしたので、ご了知願いたい。

2 補装具について

人工内耳装用者に対する補聴用具の基準外交付

補装具給付制度における基準外交付の取扱いについては、「補装具給付事務の取扱に関する指針」（平成12年3月31日障第290号通知）に基づき実施しているところであるが、人工内耳装用者に対するFM補聴システムや赤外線補聴システムといったいわゆる補聴用具の交付に当たっても、障害の状況、生活環境、就学・就労の保障等について勘案のうえ、真に必要と判断される場合には、基準外交付として交付するので、ご留意のうえ、管内市町村等への周知も併せ、円滑な補装具の交付（修理）に努められるようお願いする。

3 聴覚障害者への情報提供体制の整備について

（1）聴覚障害者等への情報提供体制

聴覚障害者に対する情報提供及びコミュニケーション支援体制の一層の充実については、日常生活における必要性に加えて、自然災害等緊急時の対応の観点から、喫緊の課題として挙げられてきたところであり、「障害者基本計画」においても、全都道府県において聴覚障害者情報提供施設の整備を促進することとされているところである。

また、参議院厚生労働委員会における障害者自立支援法案に対する附帯決議においても、「聴覚障害者情報提供施設の設置の推進」を図ることとされており、地域におけるコミュニケーション支援の拠点としての役割が求められているところである。

については、未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、具体的整備計画について早急に検討されるようお願いする。

（2）施設整備にかかる助成

これまで視聴覚障害者情報提供施設等の整備にかかる助成については、「地域介護・福祉空間整備等交付金」のうち都道府県交付金として交付してきたところであるが、いわゆる三位一体改革に伴い、当該交付金のうち都道府県交付金については

一般財源化されることとなっている。

しかしながら、民間立の視聴覚障害者情報提供施設等については、平成18年度においては、「社会福祉施設整備費」として国庫補助することを予定しているのをご了知願いたい。

(3) 視聴覚障害者に対する行政情報の提供体制

障害者の方々への行政情報の提供にあたっては、種々ご配慮いただいているところであるが、とりわけ情報入手が困難な視聴覚障害者の方々への情報提供に際しては、点字、録音、紙面上の活字文書をデジタル化するコード（以下「SPコード」という。）、手話、字幕等を用いた情報提供に努められるようお願いいたしたい。

厚生労働省では、平成15年度より日常生活用具給付等事業において、重度の視覚障害者を対象に「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」を給付しているところであり、当該機器でSPコードを読み取ることで、紙面上の活字文書を音声に換えて情報伝達することを可能としているところ。

については、情報バリアフリーの一環として、紙面上の活字文書をSPコード化するためのソフト（Microsoft word用）がインターネット上 (<http://www.sp-code.com/support/support.html>) で無償配布されているので、積極的にご活用をいただけるよう、趣旨をご理解の上、管内市町村への周知方願いする。

4 障害者スポーツ・芸術文化活動の推進について

(1) 障害者スポーツの推進

ア 障害者スポーツ関係団体等との連携

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、本年3月に開催されるトリノパラリンピック等、様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

各都道府県等におかれては、財団法人日本障害者スポーツ協会が中心となって進めている競技選手の育成強化、指導員の養成等の事業や各障害者スポーツ関係団体等との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の推進をお願いする。

イ 障害者スポーツ指導員の確保等

地域における障害者スポーツ推進という観点からは、障害者の身近なところで指導を行う障害者スポーツ指導員の確保が不可欠である。各都道府県におかれては、引き続き初級及び中級スポーツ指導員の養成に努めていただきたい。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツ推進の中心的な役割を担うものであるため、今後ともその組織づくりや充実に特段のご配慮をお願いする。

併せて、各種スポーツ大会への障害者の参加促進に向けた関係部局との連携など、障害者がスポーツに取り組む環境の一層の向上についてもご配慮をお願いする。

(2) 障害者スポーツ大会の開催

ア 全国障害者スポーツ大会の開催

平成18年度の全国障害者スポーツ大会が兵庫県において開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮をお願いする。

当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技参加枠割当数は、別紙1のとおりである。

また、選手団の参加申込期限は、のじぎく兵庫大会実行委員会事務局宛、平成18年6月30日（金）必着とするので、競技運営計画や宿泊・輸送計画の円滑な策定に支障を来さないよう、期限の遵守についてよろしくお願いする。

なお、第8回全国障害者スポーツ大会（平成20年度、大分県）から、精神障害者のバレーボールを正式競技に加える予定であり、実施方法等については別途、お示しすることとしている。

○ 第6回全国障害者スポーツ大会（のじぎく兵庫大会）

開催期間：平成18年10月14日（土）～16日（月）

開催地：兵庫県 神戸市、尼崎市、三木市、津名町

主催：厚生労働省、（財）日本障害者スポーツ協会、兵庫県 他

**第6回全国障害者スポーツ大会
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数**

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	30	36	66	島根県	9	12	21
青森県	12	16	28	岡山県	24	33	57
岩手県	11	15	26	広島県	14	18	32
宮城県	10	14	24	山口県	14	16	30
秋田県	16	22	38	徳島県	9	12	21
山形県	10	13	23	香川県	10	12	22
福島県	15	17	32	愛媛県	13	16	29
茨城県	14	22	36	高知県	9	11	20
栃木県	12	17	29	福岡県	18	23	41
群馬県	12	17	29	佐賀県	9	13	22
埼玉県	24	34	58	長崎県	13	18	31
千葉県	19	28	47	熊本県	16	20	36
東京都	55	67	122	大分県	12	14	26
神奈川県	17	25	42	宮崎県	11	15	26
新潟県	15	21	36	鹿児島県	16	21	37
富山県	10	13	23	沖縄県	11	16	27
石川県	10	13	23	札幌市	13	16	29
福井県	9	11	20	仙台市	7	11	18
山梨県	9	11	20	さいたま市	7	10	17
長野県	16	21	37	千葉市	7	10	17
岐阜県	14	19	33	横浜市	15	22	37
静岡県	16	23	39	川崎市	7	11	18
愛知県	21	32	53	静岡市	7	10	17
三重県	12	16	28	名古屋市	13	18	31
滋賀県	13	20	33	京都市	16	21	37
京都府	14	19	33	大阪市	21	27	48
大阪府	30	41	71	堺市	11	16	27
兵庫県	67	96	163	神戸市	32	45	77
奈良県	14	19	33	広島市	9	12	21
和歌山県	14	18	32	北九州市	10	14	24
鳥取県	8	10	18	福岡市	9	13	22
				合 計	941	1,272	2,213

イ 国際大会の開催

平成18年度においては、国際大会が次のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣に係る便宜の提供等について、格段のご配慮をお願いする。

(ア) 2006年INAS-FIDバスケットボール世界選手権大会

開催期間：平成18年9月29日（金）～10月6日（金）

開催地：神奈川県横浜市

主催：日本FIDバスケットボール連盟

2006年INAS-FIDバスケットボール世界選手権大会組織委員会

(イ) 第9回フェスピック競技大会

開催期間：平成18年11月25日（土）～12月1日（金）

開催地：マレーシア、クアラルンプール

主催：フェスピック連盟、大会組織委員会

(ウ) 第16回デフリンピック冬季大会

開催期間：平成19年2月3日（金）～2月10日（金）

開催地：アメリカ、ソルトレークシティ

主催：デフリンピックス、開催国組織委員会

(3) 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、従来から「障害者芸術・文化祭」を実施しているところである。

平成18年度は沖縄県で開催することとしているが、開催日等詳細については、決定次第連絡する予定であり、その際には、各種作品、演目の募集等についてご協力をお願いすることとなるのでご了承願いたい。

また、平成19年度以降の開催についても、積極的な検討をお願いしたい。

5 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成18年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成17年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

(1) 平成18年度事業計画について

ア 手話通訳者・手話通訳士現任研修事業

手話通訳者・手話通訳士の資質と技術の向上を図る。

実施時期 平成18年6月～平成19年2月

研修期間 ・手話通訳者現任研修：5日間（年4回）

・手話通訳士現任研修：5日間（年3回）

募集人員 20人/回

イ 障害者パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。

実施時期 平成18年7月・平成19年2月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

ウ 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな救援・支援活動をサポートするボラン

ティアリーダーの養成を行う。

実施時期 平成18年7月・10月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

エ 障害関係福祉情報等提供事業

以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

○ ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページを通じて提供する。

○ メールマガジンの発信

当センターの主催事業をはじめ、全国の都道府県及び関係団体、障害者グループの芸術・文化活動の情報などを、メールマガジンを通じて提供する。

○ ビッグ・アイ インターネット美術館の運営

障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに開設しているインターネット美術館 (BiG-i Museum) に掲載する。

○ 情報誌「ビッグ・アイ」の発行

障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。

○ 障害児の作品展

養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

○ 障害者の社会参加に関する相談

障害者が、障害者が自ら行う国際交流へのアシスト、芸術・文化活動へのサポート、パソコンやインターネット等の情報化へのアドバイス、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。

○ 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導

障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。

○ コミュニケーション機器等の常設展示

「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠かせない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、食事を交えた交流活動を支える食事用具も併せて展示する。

○ 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信

当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

オ 障害者芸術・文化活動支援事業

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

○ バリアフリーアートアカデミーの開催

実施時期 平成18年8月・19年2・3月 3回（予定）

カ 国際交流事業

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

実施時期 平成18年11月（予定）

(2) 施設の利用について

施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校等における修学旅行宿泊先としての活用、また、市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

【施設の概要】

1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」（愛称：ビッグ・アイ）

2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1（泉北ニュータウン泉ヶ丘地区）

（JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、泉ヶ丘駅下車徒歩3分）

3 施設規模

地上3階地下1階建（敷地面積 約8,000㎡、延床面積 約12,000㎡）

4 主な施設内容

- 多目的ホール（客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席（うち車椅子席最大約300席））
- 宿泊室 35室（洋室26室、和室4室、和洋室7室、重度障害者対応室1室）
- 大・中・小会議室、バリアフリープラザ（情報・相談コーナー）
- レストラン（50席）、駐車場

5 障害者のための特別な機能

- 大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール
- 館内自動音声案内設備
- 広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室
- 文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備
- 光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL：072-290-0900 FAX：072-290-0920 URL：<http://big-i.jp/>

6 手話通訳技能認定試験について

平成17年度の第17回手話通訳技能認定試験は、平成17年9月に学科試験が行われ、同年11月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成18年3月31日(金)に合格者の発表が行われる予定である。

現状を鑑みると、平成16年度までの認定試験の合格者の累計は全国で1,445人となっているが、その数のさらなる増加や地域的な偏在傾向の解消などが望まれているところである。

また、本年10月に施行される「障害者自立支援法」の地域生活支援事業においては、手話通訳を含むコミュニケーション支援事業を市町村の必須事業として位置付けたところである。聴覚障害者がコミュニケーション支援を必要とする場面は、教育、医療、司法など近年益々複雑・多様化しており、これらの場面に対応できる高度の技術を持つ手話通訳士の働きは今後さらに期待されるものである。

このような状況の中、受験者の経済的負担の軽減と利便性の向上を図り、もって、手話通訳士を目指す者の増加を促し、手話通訳士の充足を図るという観点から、別紙2のとおり試験実施方法等の変更を行うこととしている。変更にあたっては、試験の実施体制の整備や受験者の準備期間等を考慮し、18年度と19年度の2年に分けて行うこととするので、変更内容と時期についてご了知願いたい。また、変更の趣旨も踏まえ、手話通訳士の質・量両面の確保については今後とも積極的に取り組まれない。

なお、18年度の試験日程については、学科試験を9月24日(日)、実技試験を11月26日(日)に行う予定としている。

手話通訳技能認定試験実施方法等の改正

	現 行	改 正 (案)	
		平成18年度実施	平成19年度実施
試験方法及び試験日	2段階方式 ・学科(一次)試験 9月下旬～10月上旬 ・実技(二次)試験 11月下旬～12月上旬	2段階方式(現行どおり) ・学科(一次)試験 9月下旬～10月上旬 ・実技(二次)試験 11月下旬～12月上旬	連続方式 9月下旬～10月上旬 (連続する2日間) ・学科(一次)試験 土曜日 ・実技(二次)試験 日曜日
試験科目及び試験方式	学科(一次)試験【5科目】 ・障害者福祉の基礎知識 ・聴覚障害者に関する基礎知識 ・手話通訳のあり方 ・国語 ・手話の基礎知識 実技(二次)試験 ・聞き取り通訳試験 2問 ・読取り通訳試験 2問 (口頭 1問 筆記 1問)	一次(学科)試験【4科目】 ・障害者福祉の基礎知識 ・聴覚障害者に関する基礎知識 ・手話通訳のあり方 ・国語 実技(二次)試験 ・聞き取り通訳試験 2問 ・読取り通訳試験 2問 〔口頭 2問〕	同 左
学科(一次)試験の合格基準	学科(一次)試験 次の2つの条件を満たした者を学科(一次)試験の合格者とする。 ア 5科目の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度で補正した点数以上の得点を得た者。 イ アを満たした者のうち、以下の特定する2科目のそれぞれにおいて、60%以上の得点を得た者。 ① 国語 ② 手話の基礎知識	学科(一次)試験 次の2つの条件を満たした者を学科(一次)試験の合格者とする。 ア 全ての科目において得点があり、かつ、4科目の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度で補正した点数以上の得点を得た者。 イ アを満たした者のうち、「国語」の科目において、60%以上の得点を得た者。	同 左
試験会場	学科(一次)試験 東京・大阪・熊本(3会場) 実技(二次)試験 東京・大阪(2会場)	学科(一次)試験 東京・大阪・熊本(3会場) 実技(二次)試験 東京・大阪(2会場)	学科(一次)及び 実技(二次)試験 東京・大阪・熊本(3会場)
受験資格	ア. 学科(一次)試験 20歳以上の者 (学科(一次)試験日現在。) イ. 実技(二次)試験 学科(一次)試験の合格者とする。なお、学科(一次)試験の合格者は、当面、合格年度から2年間受験できるものとする。	ア. 学科(一次)試験 20歳(受験日の属する年度の3月末日までに20歳に達する者を含む。)以上の者 イ. 実技(二次)試験 学科(一次)試験の合格者とする。なお、学科(一次)試験の合格者は、当面、合格年度から2年間受験できるものとする。	ア. 学科(一次)試験 同 左 イ. 実技(二次)試験 当該年度の学科(一次)試験受験者。なお、前年度の学科(一次)試験合格者は、当面、受験できるものとする。
合格発表及び公表方法	学科(一次)試験発表 試験の1ヶ月後 実技(二次)試験発表 3月31日	学科(一次)試験発表 試験の1ヶ月後 実技(二次)試験発表 3月31日	発表 1月下旬
受験者募集	試験案内配布 5月上旬 願書受付 6月～7月末	試験案内配布 4月上旬 願書受付 5月上旬～6月末日	同 左

※ゴシック体は、改正事項

<企画課監査指導室>

1 平成18年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査等について

障害者自立支援法に基づく指導監査については、同法に基づく制度の円滑かつ厳正な運用が求められており、当省としては同法に基づき都道府県並びに市町村を援助するため、自立支援指導官を設置することとしている。

また、別途市町村及び事業者に対する指導監査の実施についての「指導指針」等を定め通知することとしているので、都道府県においては、これらを参考に体制を整備し指導監査に当たられるようお願いしたい。

なお、障害者自立支援法に基づく制度の初年度であることから、指定事業者等に対する適切な情報の提供、新制度における事業の円滑な移行などに重点を置いた指導を出来る限り現地に行うとともに、制度の周知について特段のご配慮をお願いしたい。

(2) 支援費制度の指導監査等について

支援費制度並びに同制度における障害福祉施設の運営については、平成18年度から障害者自立支援法に基づく制度へ移行することとされているが、経過措置による施設等があることから、当該施設等に係る指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成15年3月28日障第0328016号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）並びに「指定居宅支援事業者等の指導監査について」（平成15年3月28日障第0328011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等を参考として、当分の間引き続き適正な指導監査の実施に努められたい。

また、市町村に対する指導についても、「支援費支給事務等の市町村の指導について」（平成15年3月28日障第0328014号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考として、地方自治法に基づき定期的な指導の実施に努められたい。

なお、障害福祉施設等に関する指導監査においては、障害福祉施設等の利用者に対する虐待等の不祥事が発生している現状を鑑み、利用者に対する適切な処遇を確保し、関係法令・通知に基づく適正な執行を図る観点から特段のご配慮をお願いしたい。

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和 50 年 8 月 13 日児発第 532 号の 2 厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和 48 年 10 月 31 日児企第 48 号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成 12 年 6 月 21 日障第 488 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任（専決権付与等）している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

イ 平成 18 年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等が確保されるよう指導されたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づき適正に処理されるよう指導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和 60 年 12 月 28 日社更第 163 号厚生省社会局長通知）の別

紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確に所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導されたい。

(4) 精神病院に対する実地指導について

精神病院に対する実地指導については、各都道府県及び各政令指定都市が実施されているところであるが、今年度、厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査において精神病院に対する実地指導の検証を行った結果、入院者の処遇や法律上の諸手続等の重要事項について、指導が行われていない事例が認められ、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督等の徹底について」等に基づき、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な実地指導に努められたい。

2 平成18年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成18年度都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了知願いたい。

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査について

平成18年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査の

実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、当該指導監査の際には、平成18年度においても、精神病院入院者の適正な医療及保護を図るため、引き続き、精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

なお、障害者自立支援法の施行に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正されたことから、関係事項の準備及び実施状況についても把握する予定としているのでご協力をお願いしたい。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（公費負担の承認内容、レセプト等の審査点検等）
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

3 その他

平成17年度障害福祉施設等に係る指導監査の実施状況及び指定居宅支援事業者等の指導実施状況については、別途通知するので提出をお願いしたい。

(別紙1)

平成18年度特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画		長野県 (1)	青森県 滋賀県 (2)	千葉県 富山県 (2)		北海道 鳥取県 (2)	岡山県 (1)	福井県 奈良県 (2)	茨城県 京都府 (2)	広島県 沖縄県 (2)	高知県 熊本県 (2)	

(注) 上記計画については、都合により変更する場合がある。

平成18年度公衆衛生関係行政事務導監査実施計画
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施年月日	都道府県・指定都市・中核市・政令市・特別区	備考
各都道府県・指定都市ごとに実施日を定め別途通知	<p>(都道府県) [23]</p> <p>宮城県 茨城県 群馬県 埼玉県</p> <p>東京都 神奈川県 長野県 岐阜県</p> <p>静岡県 愛知県 滋賀県 大阪府</p> <p>兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県</p> <p>島根県 岡山県 香川県 福岡県</p> <p>佐賀県 長崎県 大分県</p>	<p>(注)</p> <p>1 対象都道府県・指定都市については、都合により変更する場合がある。</p>
	<p>(指定都市) [8]</p> <p>札幌市 さいたま市 横浜市 大阪市</p> <p>堺市 神戸市 広島市 北九州市</p>	
	<p>[合計 31]</p>	

資料編

<企 画 課>

障害保健福祉推進事業等実施要綱（案）

1 目的

本事業は、多様な団体による先駆的、試行的な事業等及び障害者自立支援法の施行に伴い地方自治体において一時的に必要となる施行事務等に対して所要の助成を行い、もって、障害者自立支援制度の適正な運営並びに障害者自立支援の基盤の安定化及び障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実に資することを目的としている。

2 対象事業等

(1) 障害者自立支援調査研究プロジェクト（仮称）

①対象事業

別添の「障害者自立支援調査研究プロジェクト（仮称）」として実施する先駆的、試行的等事業であって、他の補助制度による補助対象事業を除く。

②実施主体

- ・ 都道府県又は市町村（特別区を含む。）
- ・ 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

(2) 障害者自立支援法円滑施行事務等

①対象事業

次に掲げる、障害者自立支援法の円滑な施行のために必要な都道府県及び市町村の事務及び事業

- ・ 障害者自立支援法の施行に係る普及・広報経費
- ・ 支給決定等に係るシステムの開発、改修等経費
- ・ その他、障害者自立支援法の施行に際し必要な経費（都道府県が行う市町村施行事務の広域的支援を含む。）

②実施主体

都道府県又は市町村（特別区を含む。）

3 経費の補助

この実施要綱による事業に要する経費については、別に定めるところ（※）により国庫補助を行うものとする。

※「別に定めるところ（交付要綱）」に盛り込む事項（案）

1. 基準額

補助金の額は、次の該当する対象事業に応じた基準額とする。

(1) 障害者自立支援調査研究プロジェクト（仮称）に要する経費

1件当たり2000万円以内を基本とする。

(2) 自立支援法施行円滑化事務等に要する経費

①都道府県（一律）	10,000千円
②市町村（人口規模に応じて配分。）	
人口300,000人以上	6,000千円
人口100,000人以上300,000人未満	5,000千円
人口30,000人以上100,000人未満	3,000千円
人口5,000人以上30,000人未満	2,000千円
人口5,000人未満	1,000千円

2. 対象経費

障害者自立支援推進事業等に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び借料並びに備品購入費

なお、一部事務組合又は広域連合において処理する事務に要する市町村の経費を含むものとする。

(参考)

平成18年度障害保健福祉推進事業等予算案	35億円
(1) 障害者自立支援調査研究プロジェクト（仮称）に要する経費	5億円
(2) 自立支援法施行円滑化事務等に要する経費	30億円

(別添)

「障害者自立支援調査研究プロジェクト（仮称）」について

1. 趣旨

近年我が国の障害者をめぐる環境は大きく変化してきており、身体障害・知的障害・精神障害と障害者の種別ごとに対応してきた障害者施策を、市町村を中心とした一元的な体制に再構築することとしているが、障害種別間、市町村間の格差を均てん化するまでには様々な課題が残されている。

また、就労を含め、障害者が尊厳を持ってその人らしく、人間らしく生きていくことができるように、なお一層の積極的な施策展開も求められている。

このため、本プロジェクトは、以上のような課題について介護サービス、就労支援、相談支援等の第一線での種々の先駆的、試行的取組を推進し、もって障害者の自立支援制度の充実に資することを目的とするものである。

2. 概要

(1) 補助対象として考えられる事業分野

あくまでも参考例であるが、次のような分野に関する先駆的、試行的取組や調査研究等が挙げられる。

- ・ 地域における福祉、雇用、教育とのネットワークの構築等の環境整備に関するもの
- ・ 精神病院入院患者の早期退院・地域生活移行に関するもの
- ・ 障害者に対する社会的偏見の是正、差別・虐待防止、成年後見などの権利擁護を推進するもの
- ・ 様々な支援を効果的に組み合わせること等により重度の障害者の地域生活を支えるための調査研究・試行的事業
- ・ 地域の社会資源を生かした障害者の移動支援のためのモデル的な事業
- ・ 障害者と高齢者の相談支援を一体的に実施するなど、対象者のユニバーサル化に資するもの
- ・ IT技術を活用した障害者福祉サービスの高度化・充実にに関するもの
- ・ 高次脳機能障害、発達障害等の支援に関するもの
- ・ 障害者の就労支援の充実や就業率向上に資する訓練プログラムに関するもの

- ・ 地域住民による障害者自立支援システムの構築に関するもの
- ・ その他障害者の自立支援の充実・強化に資するもの

(2) 評価検討のための委員会の設置

有識者による「障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会（仮称）」において採択すべき提案を検討し、採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表する。

3. 執行スケジュール（案）

平成18年3月	実施要綱案（概要）の提示
4月	実施要綱の通知（予算成立後）
5月上旬	事業実施協議締め切り
5月下旬	評価・検討のための委員会の開催
6月上旬	採択、内示

資料編

＜企画課国立施設管理室＞

1 国立更生援護施設の概要

施設名	所在地	事業内容等	
国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院) TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102 http://www.rehab.go.jp/	埼玉県 所沢市	ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等 定員 330名 イ 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名(45名) ・中卒5年課程 定員 75名(15名) ※ () は各年度の募集人員 ウ 生活訓練課程 中途失明者等に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 20名	
国立 立 光 明 寮	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383 http://www.hakodate-nhb.go.jp/	北海道 函館市 ア 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名(30名) ・中卒5年課程 定員 各センター75名(15名) ※ () は各年度の募集人員	
	国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941 http://www.shiobara-nhb.go.jp/	栃木県 那須塩原市	
	国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122 http://www.kobe-nhb.go.jp/	兵庫県 神戸市	イ 生活訓練課程 中途失明者等に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター10名
	国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365 http://www.fukuoka-nhb.go.jp/	福岡県 福岡市	
国立 立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571 http://www.ito-nrh.go.jp/	静岡県 伊東市 重度の肢体不自由者に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・ケースワーク、心理判定等の社会的・心理的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名	
	国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794 http://www.beppu-nrh.go.jp/	大分県 別府市	
国 害 立 児 知 施 的 設 障	国立秩父学園 TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253 http://www.chichibu-gakuen.go.jp/	埼玉県 所沢市 知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施 定員 125名	

2 国立更生援護施設入所者の出身市町村一覧

(平成18年2月20日現在)

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
1	北海道	函館市	14
2		札幌市	8
3		旭川市	5
4		北見市	2
5		網走市	2
6		江別市	2
7		苫小牧市	1
8		釧路市	3
9		岩見沢市	1
10		千歳市	1
11		名寄市	1
12		美唄市	1
13		芦別市	1
14		士別市	1
15		帯広市	1
16		登別市	1
17		三笠市	1
18		虻田町	1
19		白老町	1
20		知内町	1
21		浜中町	1
22		北斗市	4
23		岩内町	1
24		八雲町	1
25		美幌町	1
26	青森県	青森市	3
27		黒石市	1
28		十和田市	3
29		八戸市	1
30		板柳町	1
31		鱒ヶ沢町	1
32		田舎館村	1
33		田子町	1
34		つがる市	1
35		横浜町	1
36	岩手県	久慈市	2
37		盛岡市	3
38		陸前高田市	2
39		大槌町	1
40		普代村	1
41		金ヶ崎町	1
42		滝沢村	1
43		二戸市	1
44	宮城県	仙台市	4
45		石巻市	1
46		気仙沼市	2
47		東松島市	1
48		鳴子町	1
49		名取市	1
50	秋田県	秋田市	2
51		鹿角市	1
52		北秋田市	1
53		峰浜村	1
54		横手市	1
55		八竜町	1
56		美郷町	1
57		大仙市	1
58	山形県	天童市	1
59		南陽市	1
60		酒田市	1
61		庄内町	1
62		山辺町	1
63	福島県	福島市	1
64		郡山市	1
65		いわき市	3
66		棚倉町	1
67		国見町	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
68	福島県	伊南村	1
69		矢吹町	1
70		小野町	2
71		浅川町	1
72		田村市	1
73		喜多方市	1
74		二本松市	1
75	茨城県	水戸市	1
76		土浦市	4
77		つくば市	2
78		結城市	1
79		筑西市	3
80		日立市	3
81		桜川市	3
82		高萩市	1
83		常陸太田市	1
84		鹿嶋市	1
85		石岡市	2
86		牛久市	2
87		古河市	1
88		取手市	1
89		龍ヶ崎市	1
90		北茨城市	3
91		常陸大宮市	1
92		神栖町	1
93	栃木県	宇都宮市	4
94		今市市	1
95		鹿沼市	1
96		小山市	1
97		大田原市	1
98		足利市	3
99		佐野市	3
100		栃木市	1
101		那須塩原市	2
102		矢板市	1
103		那須町	1
104		芳賀町	1
105		益子町	1
106		河内町	1
107		大平町	2
108		茂木町	1
109	群馬県	高崎市	5
110		伊勢崎市	3
111		桐生市	3
112		沼田市	1
113		前橋市	3
114		渋川市	3
115		富岡市	1
116		太田市	1
117		みなかみ町	1
118		邑楽町	1
119		大泉町	1
120	埼玉県	さいたま市	12
121		ふじみ野市	1
122		羽生市	2
123		越谷市	2
124		騎西町	1
125		狭山市	4
126		戸田市	1
127		坂戸市	1
128		三芳町	1
129		春日部市	2
130		所沢市	18
131		小鹿野町	1
132		松伏町	1
133		菫蒲町	1
134		上尾市	5

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
135	埼玉県	上里町	1
136		朝霞市	1
137		東松山市	1
138		入間市	3
139		八潮市	1
140		飯能市	2
141		北本市	2
142		嵐山町	2
143		蓮田市	2
144		鷲宮町	1
145		富士見市	1
146		新座市	1
147		鳩山町	1
148		深谷市	1
149		蕨市	2
150		川越市	2
151		川口市	5
152		川島町	2
153		草加市	3
154		熊谷市	1
155		秩父市	2
156	千葉県	千葉市	6
157		流山市	2
158		船橋市	7
159		柏市	3
160		野田市	2
161		市原市	2
162		君津市	2
163		成田市	1
164		旭市	2
165		袖ヶ浦市	1
166		勝浦市	1
167		印西市	1
168		浦安市	1
169		我孫子市	1
170		鎌ヶ谷市	1
171		いすみ市	1
172		佐倉市	1
173		市川市	1
174		松戸市	3
175		鋸南市	1
176	東京都	あきる野市	1
177		稲城市	1
178		葛飾区	4
179		江戸川区	2
180		江東区	4
181		渋谷区	1
182		荒川区	3
183		小平市	2
184		新宿区	1
185		瑞穂町	1
186		杉並区	8
187		世田谷区	4
188		清瀬市	2
189		青梅市	2
190		足立区	3
191		台東区	1
192		練馬区	9
193		大田区	4
194		中野区	1
195		町田市	1
196		東久留米市	5
197		八王子市	2
198		東村山市	2
199		板橋区	4
200		豊島区	1
201		府中市	3
202		武蔵村山市	4
203		武蔵野市	2
204		福生市	1
205		文京区	1
206		北区	3
207		墨田区	5
208		立川市	2
209		狛江市	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
210	東京都	昭島市	1
211		日野市	1
212		多摩市	1
213	神奈川県	座間市	1
214		綾瀬市	1
215		横浜市	7
216		小田原市	1
217		城山町	2
218		川崎市	5
219		相模原市	1
220		藤沢市	1
221	新潟県	胎内市	1
222		柏崎市	1
223		五泉市	1
224		新発田市	1
225		阿賀野市	1
226		上越市	1
227		佐渡市	1
228		新潟市	3
229		十日町市	1
230		朝日村	1
231		長岡市	1
232	富山県	小矢部市	1
233		高岡市	1
234	石川県	加賀市	1
235	福井県	三国町	1
236		春江町	1
237		越前市	1
238		敦賀市	1
239	山梨県	甲府市	1
240		富士河口湖町	1
241		大月市	1
242	長野県	長野市	1
243		塩尻市	1
244	岐阜県	岐阜市	3
245		岐阜町	1
246		下呂市	1
247	静岡県	静岡市	4
248		伊東市	1
249		沼津市	1
250		焼津市	2
251		島田市	1
252		藤枝市	1
253		熱海市	1
254		函南町	1
255		浜松市	4
256		袋井市	1
257		沼津市	1
258	愛知県	名古屋	7
259		豊橋市	1
260		清須市	1
261		愛西市	2
262		春日井市	1
263		津島市	1
264		稲沢市	2
265		師勝町	1
266	三重県	鈴鹿市	1
267		桑名市	1
268		伊勢市	1
269		南伊勢町	1
270	滋賀県	甲良町	1
271		愛荘町	1
272		守山市	1
273		長浜市	1
274	京都府	福知山市	1
275		亀岡市	1
276		舞鶴市	1
277		久御山町	1
278	大阪府	吹田市	1
279		東大阪市	1
280		島本町	1
281		熊取町	1
282		大阪市	3
283		大東市	1
284		豊中市	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
285	大阪府	泉南市	1
286		富田林市	1
287		交野市	1
288		柏原市	1
289		茨木市	2
290	兵庫県	神戸市	17
291		明石市	5
292		小野市	1
293		西宮市	3
294		姫路市	9
295		芦屋市	1
296		三木市	2
297		丹波市	1
298		川西市	1
299		加古川市	2
300		高砂市	1
301		尼崎市	4
302		宍粟市	1
303		多可町	1
304		上郡町	1
305	奈良県	奈良市	1
306		上牧町	1
307	和歌山県	和歌山市	1
308	鳥取県	鳥取市	1
309	島根県	出雲市	1
310		松江市	1
311		浜田市	1
312	岡山県	岡山市	1
313	広島県	福山市	1
314		広島市	2
315		東広島市	1
316		呉市	2
317	山口県	下関市	1
318		防府市	1
319		田布施町	1
320		周南市	1
321	徳島県	徳島市	1
322		阿南市	2
323		勝浦町	1
324	香川県	観音寺市	1
325	愛媛県	伊予市	1
326		松山市	3
327	高知県	佐川町	1
328		安芸市	1
329		高知市	1
330	福岡県	鞍手町	3
331		宇美町	2
332		うきは町	1
333		金田町	1
334		古賀市	2
335		行橋市	1
336		香春町	1
337		志免町	1
338		糸田町	1
339		前原市	1
340		大牟田市	2
341		筑穂町	1
342		直方市	1
343		粕屋町	1
344		福岡市	21
345		穂波町	2
346		豊津町	1
347		北九州市	10
348		久留米市	2
349		筑紫野市	1
350		庄内町	1
351		川崎町	1
352		大刀洗町	1
353	佐賀県	基山町	1
354		鳥栖市	1
355		唐津市	2
356		白石町	1
357		有田町	1
358		佐賀市	2
359		みやき町	2

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
360	長崎県	佐世保市	4
361		杵岐市	1
362		加津佐町	1
363		五島市	1
364		西海市	1
365		対馬市	1
366		長崎市	5
367		島原市	1
368		平戸市	1
369		諫早市	1
370	熊本県	水俣市	1
371		錦町	1
372		熊本市	1
373		山鹿市	1
374		人吉市	1
375		上天草市	1
376		山都町	1
377		小国町	1
378		西合志町	1
379		相良村	1
380		南小国町	1
381		八代市	1
382		水上村	1
383		益城町	1
384		本渡市	1
385	大分県	日出町	1
386		宇佐市	2
387		国見町	1
388		大分市	4
389		別府市	1
390		日田市	1
391		由布市	1
392		豊後大野市	1
393	宮崎県	宮崎市	1
394		延岡市	2
395		都城市	1
396		高鍋町	1
397		日南市	2
398	鹿児島県	鹿児島市	3
399		鹿屋市	1
400		志布志市	1
401		出水市	1
402		大崎町	1
403		錦江町	1
404		枕崎市	1
405		名瀬市	1
406	沖縄県	宜野湾市	1
407		那覇市	5
408		宮古島市	2

合計 47都道府県 408市町村

3 高次脳機能障害支援普及事業(国立身体障害者リハビリテーションセンター実施分)

1 事業概要

国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいては、平成13年度から17年度まで、高次脳機能障害者への具体的な支援方策を検討することを目的として、「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、「診断基準」「訓練プログラム」「支援プログラム」等を作成してきた。

平成18年度からは、高次脳機能障害支援モデル事業を通して得られた支援手法(訓練等)の実践及びその検証、検証に基づく新たな検討事項の抽出を行うとともに、各都道府県の地方支援拠点機関を統括する「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、各地方支援拠点機関からなる高次脳機能障害支援普及事業連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を開催する等により、全国への事例の紹介、支援プログラム等の検証及び改正等を行う。

2 具体的な内容

(1) 支援プログラム等の活用による支援の実践及びプログラムの検証

支援プログラム等を活用し、更生訓練所においては生活訓練・生活支援を、病院においては地域支援活動・機能回復訓練を実施するとともに、その支援プログラム等を全国へ普及するための有効性を検証し、新たな検討事項等を連絡協議会へ報告。

(2) 会議・シンポジウムの開催等

地方支援拠点機関からなる連絡協議会を開催し、事例の紹介・収集、支援プログラム等の検証(分析・評価)、検証結果に応じた必要なプログラム改正。

また、全国への普及に向けたサービス提供体制を検討する専門委員会の開催や一般参加が可能なシンポジウムの開催。

(3) 情報収集・提供

研究所において高次脳機能障害に関するホームページを運用し、当該事業により得られた情報を当事者・家族等や関係機関に対して提供。

(4) 研修の実施

学院において都道府県・指定都市の行政及び関係職種の指導者に対する高次脳機能障害支援に関する研修を実施。

◎高次脳機能障害支援普及事業[概念図]

【モデル事業】
13～15年度

○サービスの試行的実施

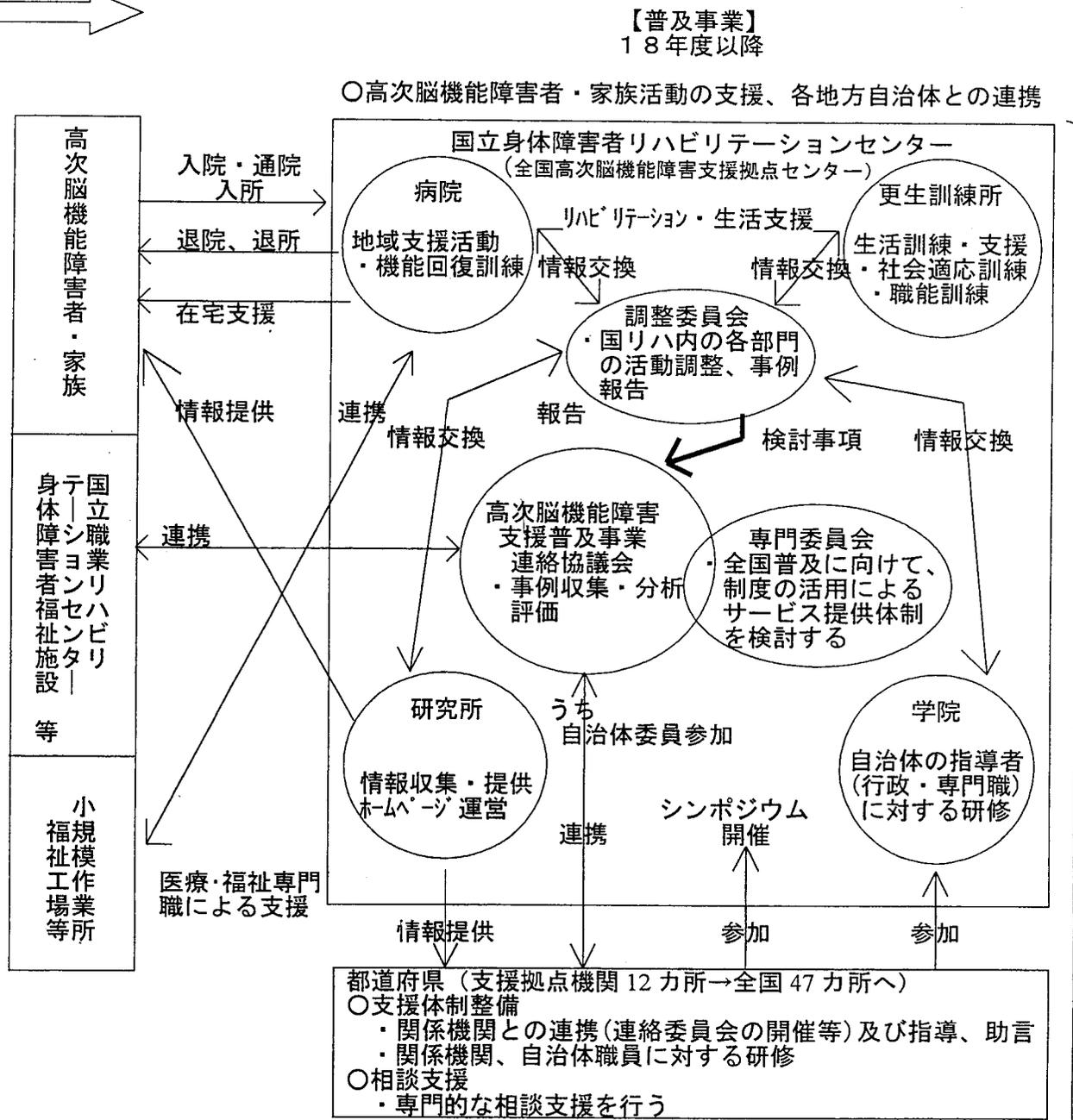
事例収集・分析

↓

「診断基準」
「訓練プログラム」
「支援プログラム」
の提示

16～17年度

○各種プログラムの検証
○支援拠点機関における支援コーディネーターによる支援
○支援コーディネーターマニュアルの作成



各地方自治体における高次脳機能障害者への支援体制の確立・普及

4 平成18年度 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修実施計画

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師	【第1回】 7月10日(月)～ 7月14日(金) 【第2回】 1月15日(月)～ 1月19日(金)	5日 5日	76名 76名
音声言語機能等判定医師研修会	音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定、音声言語・嚥下障害患者一般に対する臨床等に必要な知識と技術を習得することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定に従事する耳鼻咽喉科医師	9月11日(月)～ 9月15日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会 (第60回・第61回)	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等適合判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師	【第1回】 12月4日(月)～12月8日(金) 【第2回】 3月12日(月)～ 3月16日(金)	5日 5日	100名 100名
視覚障害者用補装具判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院、診療所等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する、あるいは今後従事する予定の眼科医師	12月11日(月)～12月15日(金)	5日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
15条指定医師研修会	各都道府県、指定都市及び中核市が、身体障害者福祉法（以下「身障法」という。）の規定に基づき行う身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準（ガイドライン）に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身障法第15条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的とする。	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務（嘱託等を含む）する医師 ②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師で、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部（局）長の推薦する者	2月8日（木） 2月9日（金） （予定）	1日 1日	60名 60名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	身体障害者更生相談所長及び身体障害者更生相談所長の推薦する更生相談所に勤務する職員	11月16日（木）～11月17日（金） （予定）	2日	50名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において頸髄損傷の作業療法に従事している者で作業療法士の免許取得後概ね3年以下の者または今後従事する予定のある者で作業療法士の免許を有し、所属長の推薦する者	10月4日（水）～10月6日（金）	3日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
リハビリテーション心理職研修会(基礎)	身体障害者の心理判定業務に従事し、リハビリテーション領域での経験の浅い職員を対象として、心理専門職に必要な基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において現に心理判定等の業務に従事している者で所属長の推薦する者	5月22日(月)～5月26日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理判定等業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において現に心理判定等の業務に従事し、概ね経験5年以上の者で所属長の推薦する者	9月25日(月)～9月29日(金)	5日	20名
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、言語聴覚士の免許を有し所属長の推薦する者	11月29日(水)～12月1日(金)	3日	30名
視覚障害生活支援研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を習得させることにより、その資質の向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で所属長の推薦する者	5月29日(月)～6月2日(金)	5日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所において、原則として2年以上身体障害者の相談援助業務に従事した経験を有する身体障害者福祉司等の職員で所属長の推薦する者	7月18日(火)～7月21日(金)	4日	60名
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対し、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長の推薦する者	9月4日(月)～9月8日(金)	5日	20名
リハビリテーション看護研修会	リハビリテーション看護に必要な専門的知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者のリハビリテーション看護に3年以上従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で所属長の推薦する者	10月24日(火)～10月27日(金)	4日	50名
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い、福祉機器の知識について指導等に必要な専門的技術を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所等において、補装具及び日常生活用具の相談等を担当している専門職員で所属長の推薦する者	1月30日(火)～2月2日(金)	4日	60名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
義肢装具士靴型装具専門研修会（製靴コース）	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得することを目的とする。	靴型装具の製作・適合業務に従事している義肢装具士で所属長の推薦する者	8月21日(月)～8月25日(金)	5日	15名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会（前期） 盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会（後期）	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話用点字及び盲ろう者用手話等のコミュニケーション手段に関する専門的知識並びに視覚障害、聴覚障害に関連する知識を習得させ各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者	【前期】 6月19日(月)～6月23日(金) 【後期】 11月6日(月)～11月10日(金)	10日	20名
介助犬・聴導犬訓練者研修会	介助犬並びに聴導犬の訓練に従事している者を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬並びに聴導犬の訓練に従事している者で、所属長の推薦する者	2月26日(月)～3月2日(金) (予定)	5日	20名
高次脳機能障害支援事業関係職員研修会	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市における行政担当者並びに関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市障害保健福祉部(局)長から推薦のある者	7月5日(水)～7月7日(金)	3日	200名

※ 上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

5 平成18年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修実施計画

研修会名	日数	期間	研修目的	受講資格	定員
第84回 指導員・保育士コース	10日間	6月5日(月)～ 6月16日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義を中心に知識・技術等を修得させ、資質のさらなる向上を図ることを目的とする。本年度は、知的障害者福祉・知的障害者医療・知的障害者支援・演習を要目とする。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40名
第14回 看護師コース	5日間	7月10日(月)～ 7月14日(金)	施設における医療(看護)の役割、知的障害児・者の理解と看護のあり方、福祉(支援スタッフ)と医療(医療スタッフ)との連携、さらにこれからの地域福祉・地域療育の中で施設医療の役割等について研鑽を積むことを目的とする。また、「自閉症の理解」「行動障害の理解とその対応」等を加え、受講者のニーズに応えるものとする。	知的障害関係施設で利用者の健康管理にあたる看護師	40名
第11回 新任職員コース	5日間	9月11日(月)～ 9月15日(金)	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的知識・援助技術等を習得し、福祉の心を培い資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。本年度は、「福祉の基礎と援助の基礎を学ぶ」をテーマとする。	知的障害福祉の仕事に従事されている経験2年未満の方。	40名
第85回 指導員・保育士コース	10日間	10月16日(月)～ 10月27日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義・実習・見学等を通して基礎的な理論を学ばせるとともに実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。本年度は、「知的障害者への支援」をテーマとし、各種支援方法を取り上げる。また、本学園での見学(実習)及び他施設への見学を加え、生活支援・日中活動支援の実際を知ることとする。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40名
第11回 施設長コース	3日間	11月14日(火)～ 11月16日(木)	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報提供、課題を持ち寄っての討議の場とし、施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の施設長または施設長代理(候補)の方	30名

テーマ別研修

自閉症入門コース	3日間	10月2日(月)～ 10月4日(水)	自閉症の理解をはじめ、療育や援助を行う上で必要となる基礎的な知識と援助法を習得させ、実践の場で生かせることを目的とする。本年度は自閉症・発達障害の理解、各ライフステージにおける支援、支援方法、課題行動の対応等を中心に実施する予定。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40名
自閉症療育トレーニングセミナー	3日間	10月6日(金)～ 10月8日(日)	上記自閉症入門コースを受講された方に対して、その援助システムについて実践を含めた研修を行い、自閉症に対する援助技術を習得することを目的とする。	上記自閉症入門コースを受講された知的障害関係職員	20名

行動障害コース	3日間	12月6日(水)～ 12月8日(金)	行動障害についての理解を深め、その対応や支援について学び療育や支援の場で生かせることを目的とする。主に行動障害の医学、自閉症の行動障害、支援の実際などについて実施する予定。	知的障害関係施設・重症心身障害児施設・国立病院機構の看護師・知的障害者更生相談所の職員	40名
地域移行支援コース	3日間	2月5日(月)～ 2月7日(水)	地域生活移行支援についての基本的考え方、ケアマネジメント、生活支援の実際、就労支援など地域移行に際しての基本的な知識や援助技術を習得させることを目的とする。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40名
自閉症子育て支援セミナー	2日間	11月18日(土)～ 11月19日(日)	自閉症・発達障害のある子どもを持つ家族や施設職員、教師、保育士等を対象として、講義や実践報告から療育の知識や援助法を習得させることを目的とする。	自閉症児・者の家族・施設職員・教師・保育士・医療関係者等	200名

発達障害関係研修

研修会名	日数	期間	研修目的	受講資格	定員
発達障害者支援センター職員研修会 (専門コース)	3日間	7月21日(金) ～7月23日(日)	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を習得させることにより同支援センター業務の円滑な推進に資することを目的とする。但し、基礎コースと専門コースの2コースを設けるものとする。	発達障害者支援センター職員で管理責任者の推薦する方。他機関で関連業務についている職員の聴講を認めることがある。	60名
発達障害者支援センター職員研修会 (基礎コース)	3日間	2月16日(金) ～2月18日(日)			
平成18年度 第1回 発達障害関係職員研修会	3日間 年2回 実施予定	日程については 検討中	都道府県・政令指定都市で発達障害分野の指導者となる行政担当者、保健師、保育士など現任者に対し自閉症・アスペルガー障害・学習障害・注意欠陥/多動性障害等といった発達障害に関する研修を行い知識・援助技術を習得させることにより業務の円滑な推進に資することを目的とする。	発達障害分野の行政担当者、保健師・保育士等で都道府県・政令指定都市の民生主管部(局)長の推薦する方。	60名
平成18年度 第2回 発達障害関係職員研修会					

知的障害者更生相談所職員研修

知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会	3日間	11月29日(水)～ 12月1日(金)	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門知識および技術を習得させることにより、同更生相談所の円滑な推進に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所において、知的障害者の相談援助業務に従事している職員で、都道府県・政令指定都市の民政主管部(局)長の推薦する方。	40名
--------------------------	-----	------------------------	--	--	-----

※上記の研修会は、都合により日程等が変更になることがあります。

6 平成18年度 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)における研修実施計画

研修会名		目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会		<p>障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各种サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。</p> <p>そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。</p>	市町村、障害者福祉センター、障害者地域生活支援センター、指定居宅支援事業者及びその他関係施設等において障害者の地域生活支援業務に携わる者	<p><第1回> 9月26日(火) ～9月29日(金)</p> <p><第2回> 1月23日(火) ～1月26日(金)</p>	4日	150名	
障害者施設職員研修会	新任職員コース	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	新任職員(異動による新任を含む)。	6月7日(水) ～6月9日(金)	3日	70名	
	機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	OT・PT・スポーツ指導員 看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	10月24日(火) ～10月26日(木)	3日	100名	
身体障害者福祉センター等職員研修会		身体障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。 (開催地：大阪府)	11月30日(木) ～12月1日(金)	2日	70名	
			身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員。	2月22日(木) ～2月23日(金)	2日	70名	
障害者保健福祉サービスコーディネーション研修会		<p>障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>地域生活支援業務に携わる者に対してより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。</p>	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設、指定居宅支援事業者等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<p><第1回ベーシックコース> 6月20日(火) ～6月23日(金)</p> <p><第2回ベーシックコース> 10月10日(火) ～10月13日(金)</p>	4日	150名	
			地域で身体及び知的障害者支援に携わる者で、リーダーを目指す者。 (現在、リーダーとして活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 3月7日(水) ～3月9日(金)	3日	50名	

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者。	<第1回ベーシックコース> 7月25日(火) ～7月28日(金) <第2回ベーシックコース> 11月14日(火) ～11月17日(金)	4日 4日	70名 70名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者。 (現在、リーダーとして活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 2月7日(水) ～2月9日(金)	3日	50名	
	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	<第1回> 8月8日(火) ～8月11日(金) <第2回> 8月22日(火) ～8月25日(金) <第3回> 3月20日(火) ～3月23日(金)	4日 4日 4日	120名 120名 120名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。
サービス管理責任者研修 (仮称) (国委託研修)	障害者自立支援法における新たな事業体系においては、質の高いサービスを確保するために事業者ごとにサービス管理責任者を配置することとなり、各都道府県で実施されるサービス管理責任者研修において講師等の指導的な役割を果たす人材の養成を目的とする。	都道府県のサービス管理責任者研修において講師等の指導的な役割を担える者であって、都道府県から推薦された者。 (予定)	9月実施予定	3日 (予定)	未定	

●「障害者ケアマネジメント従事者指導者研修(仮称)」(国委託研修)・・・6月実施予定。研修内容等については検討中であり、詳細は別途通知します。

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

(その他) 平成17年度にATAC、特定非営利活動法人 e-AT利用促進協会等と共同開催した「福祉施設職員向け コミュニケーション技術・IT活用技術研修会」は平成18年度も京都で実施する予定です。開催内容等は別途通知します。

資料編

<企画課社会参加推進室>

1 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数

(平成17年12月末現在)

都道府県・ 指定都市名	障害者スポーツ指導員登録数				
	初 級	中 級	上 級	コ ー チ	
1 北海道	470	419 人	44 人	4 人	3 人
2 青森県	136	121	8	6	1
3 岩手県	156	133	21	2	0
4 宮城県	288	250	37	1	0
5 秋田県	254	235	15	3	1
6 山形県	142	118	17	7	0
7 福島県	293	266	22	5	0
8 茨城県	665	635	25	5	0
9 栃木県	326	306	14	5	1
10 群馬県	304	272	18	12	2
11 埼玉県	1,277	1,123	100	48	6
12 千葉県	641	578	51	8	4
13 東京都	1,831	1,596	152	73	10
14 神奈川県	499	416	62	19	2
15 新潟県	672	626	38	7	1
16 富山県	279	248	24	6	1
17 石川県	175	162	10	3	0
18 福井県	151	148	3	0	0
19 山梨県	97	86	10	1	0
20 長野県	462	397	48	15	2
21 岐阜県	233	218	12	2	1
22 静岡県	554	510	25	18	1
23 愛知県	783	722	36	23	2
24 三重県	331	299	29	3	0
25 滋賀県	264	211	41	12	0
26 京都府	229	207	16	6	0
27 大阪府	1,260	1,065	171	20	4
28 兵庫県	751	662	75	10	4
29 奈良県	258	213	41	4	0
30 和歌山県	282	260	19	3	0
31 鳥取県	44	39	5	0	0
32 島根県	92	80	9	3	0
33 岡山県	454	428	22	4	0
34 広島県	227	208	14	5	0
35 山口県	241	213	22	5	1
36 徳島県	198	188	7	3	0
37 香川県	153	140	9	4	0
38 愛媛県	281	266	10	4	1
39 高知県	226	184	31	9	2
40 福岡県	561	509	43	8	1
41 佐賀県	163	158	4	1	0
42 長崎県	243	236	6	1	0
43 熊本県	452	422	21	7	2
44 大分県	546	501	33	10	2
45 宮崎県	154	149	5	0	0
46 鹿児島県	277	267	9	1	0
47 沖縄県	190	170	14	6	0
48 札幌市	218	182	29	7	0
49 仙台市	242	175	59	8	0
50 さいたま市	121	113	6	2	0
51 千葉市	93	82	9	2	0
52 横浜市	569	524	36	8	1
53 川崎市	139	135	2	2	0
54 静岡市	7	7	0	0	0
55 名古屋市	343	299	26	15	3
56 京都市	263	213	37	10	3
57 大阪市	462	372	62	22	6
58 神戸市	364	317	36	8	3
59 広島市	185	157	17	8	3
60 北九州市	194	178	11	4	1
61 福岡市	289	245	32	11	1
合 計	22,054	19,659	1,810	509	76

資料：(財)日本障害者スポーツ協会調べ

2 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧

(平成18年1月末現在)

都道府県・指定都市名	名称	〒	住所	対象とする障害者			
				3障害	身体知的	身体のみ	知的のみ
1 北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北二条西7丁目 かでる2.7(道民活動センタービル4階)		○		
2 青森県	特定非営利活動法人 青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市野尻字今田52-4 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館内	○			
3 岩手県	—	—	—				
4 宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県心身障害者福祉センター内	○			
5 秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	○			
6 山形県	山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385 山形県身体障害者福祉会館内	○			
7 福島県	(財)福島県障がい者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16 福島県障がい者支援グループ内	○			
8 茨城県	茨城県障害者スポーツ文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6 茨城県保健福祉部障害福祉課内	○			
9 栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内		○		
10 群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会 群馬県知的障害者スポーツ協会	371-0843 379-2214	前橋市新前橋町13-12 伊勢崎市下触町238-3		○		○
11 埼玉県	埼玉県障害者スポーツ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124	○			
12 千葉県	千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1	○			
13 東京都	(社)東京都障害者スポーツ協会	162-0823	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12階	○			
14 神奈川県	神奈川県身体障害者スポーツ協会 神奈川県知的障害者スポーツ振興協議会	221-0844 221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内		○		○
15 新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟県新潟市亀田向陽1-9-1		○		
16 富山県	富山県障害者スポーツ協会	930-0966	富山市石金3-8-31		○		
17 石川県	石川県障害者スポーツ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館1階	○			
18 福井県	—	—	—				
19 山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ障害者社会参加推進センター内	○			
20 長野県	長野県障害者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586		○		
21 岐阜県	岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 (福祉農業会館内)	○			
22 静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館5階	○			
23 愛知県	(社)愛知県社会福祉協議会(障害者スポーツ振興センター)	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2		○		
24 三重県	三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古管670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内	○			
25 滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1 県立スポーツ会館内		○		
26 京都府	京都障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 京都府障害者スポーツセンター内	○			
27 大阪府	大阪府障害者スポーツ振興協会	540-8570	大阪市中央区大手前2丁目 大阪府健康福祉部障害保健福祉室内	○			
28 兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	○			
29 奈良県	奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4		○		
30 和歌山県	和歌山県障害者スポーツ協会	641-0014	和歌山市毛見1437-218		○		
31 鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	680-0947	鳥取市湖山町西3-127		○		
32 島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3	○			
33 岡山県	岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 岡山県保健福祉部障害福祉課内	○			
34 広島県	—	—	—				
35 山口県	山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6	○			
36 徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0939	徳島市からどき橋1-41 徳島県林業センター6階(平成18年4月～所在地変更)	○			
37 香川県	—	—	—				
38 愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会 愛媛県知的障害者福祉協会スポーツ委員会	790-0855 793-0213	松山市持田町3-8-15 愛媛県身体障害者団体連合会内 西条市兎の山字上ノ向甲322 西条福祉園内		○		○
39 高知県	(財)高知県障害者スポーツ振興協会	780-8065	高知市朝倉375-1	○			
40 福岡県	福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階		○		
41 佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5		○		
42 長崎県	長崎県障害者スポーツ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	○			
43 熊本県	熊本県障害者スポーツ文化協会	862-0939	熊本市長嶺南2-3-2	○			
44 大分県	大分県障害者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1	○			
45 宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22	○			
46 鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3階	○			
47 沖縄県	—	—	—				
48 札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒二条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内		○		
49 仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ8階	○			
50 さいたま市	—	—	—				
51 千葉市	—	—	—				
52 横浜市	—	—	—				
53 川崎市	—	—	—				
54 静岡市	—	—	—				
55 名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市中区東区勢子坊2-1501 名古屋市障害者スポーツセンター内	○			
56 京都市	(財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5	○			
57 大阪市	(社)大阪府障害者福祉・スポーツ協会	543-0021	大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内		○		
58 神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32	○			
59 広島市	広島市障害者スポーツ協会	732-0052	広島市東区光町2-1-5 広島市中心身障害者福祉センター内	○			
60 北九州市	北九州市障害者スポーツ協会	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 北九州市市障害者スポーツセンター内	○			
61 福岡市	福岡市障がい者スポーツ・レクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階	○			
合 計				33	15	3	3

(注)：3障害は、身体障害者、知的障害者、精神障害者をいう。

3 手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	合格者数累計	都道府県名	合格者数累計
北海道	19	島根県	7
青森県	15	岡山県	16
岩手県	8	広島県	12
宮城県	6	山口県	11
秋田県	6	徳島県	8
山形県	7	香川県	9
福島県	20	愛媛県	17
茨城県	14	高知県	8
栃木県	9	福岡県	11
群馬県	32	佐賀県	3
埼玉県	73	長崎県	14
千葉県	24	熊本県	15
東京都	346	大分県	12
神奈川県	86	宮崎県	12
新潟県	9	鹿児島県	13
富山県	9	沖縄県	6
石川県	16	札幌市	23
福井県	7	仙台市	12
山梨県	11	さいたま市	25
長野県	22	千葉市	6
岐阜県	14	横浜市	51
静岡県	18	川崎市	23
愛知県	26	名古屋市	13
三重県	23	京都市	34
滋賀県	17	大阪市	12
京都府	30	神戸市	17
大阪府	72	広島市	13
兵庫県	35	北九州市	9
奈良県	17	福岡市	17
和歌山県	18	合 計	1,445
鳥取県	7		

(注) 第16回(平成16年度)までの手話通訳技能認定試験に合格した者の数である。

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成18年3月1日(水)

社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課

目 次

1	障害者の施設支援について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 施設訓練等支援費について	
	(2) 知的障害者入所施設の医療費の取扱いについて	
	(3) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業の見直しについて	
2	障害者の就労支援について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1) 障害者就業・生活支援センター事業について	
	(2) 障害者自立支援法の施行に伴う福祉工場等の今後の取り扱いについて	
	(3) 小規模作業所への支援について	
	(4) 地方自治体が随意契約をすることができる範囲に授産施設が追加された件について	
	(5) 福祉分野と雇用分野・教育分野との連携について	
3	発達障害者の支援について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1) 発達障害者支援体制整備事業	
	(2) 発達障害者支援センター運営事業	
4	障害者の生活支援について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 相談支援体制の整備について	
	(2) 障害者自立支援法の施行等に伴う福祉ホーム運営事業等の今後の取り扱いについて	
	(3) 知的障害者等の公営住宅への単身入居について	
	(4) 知的障害者に対するサービス利用の支援について	
5	障害児の療育支援等について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(1) 平成18年度における障害児施設措置費等の変更点について	
	(2) 重症心身障害児(者)通園事業について	

6	平成18年度における障害者（児）福祉施設の整備について・・・・・・・・・・	16
	（1）平成18年度予算（案）	
	（2）平成18年度整備方針	
	（3）国庫補助基準単価について	
	（4）その他	
7	障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及び その対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	（1）指定居宅支援事業者への指導監査の徹底等について	
	（2）障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について	
8	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に おける取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	（1）のぞみの園における地域生活移行への取組み	
	（2）のぞみの園における養成・研修の実施について	

参 考 資 料

1	平成18年度障害者就労訓練設備等整備事業実施要綱（案）・・・・・・・・・・	22
2	平成18年度障害者就労訓練設備等整備事業費国庫補助金交付要綱(案)・・	23
3	平成18年度障害児施設措置費（平成4月～9月）の補助単価(案)・・・・・	25
4	平成18年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の補助基準額(案)・・・・・	27
5	心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画（平成18年度）・・・・・	28

1 障害者の施設支援について

(1) 施設訓練等支援費について

平成18年4月からの利用者負担等の導入及び平成18年10月からの新たな事業体系への円滑な移行を図るため、現行の支援費対象施設の報酬体系を見直すこととしている。

報酬単価の設定に当たっては、最近の物価水準の動向や経済情勢を踏まえ、全体で△1.3%の報酬改定を行うとともに、日々の利用実績に応じて報酬が支払われる「利用実績払い（日払い方式）」に転換することとしている（詳しくは別添参照）。

なお、△1.3%の報酬改定を行うにあたっては、食費・光熱水費及び日用品費（指定内部更生施設、指定知的障害者更生施設及び指定知的障害者授産施設に限る。）を対象外とした上で算定していることである。

(2) 知的障害者入所施設の医療費の取扱いについて

今般の制度改正においては、食費の実費負担の導入と併せ、医療費の給付についても身体障害者、精神障害者の施設入所者や在宅で生活する障害者の方々との均衡を考慮して、自治体に対して行ってきた知的障害者の入所施設の利用者に対する医療費の自己負担にかかる公費負担について、平成18年4月から廃止することとしたのでご留意願いたい。

(3) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業の見直しについて

進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、18年度予算（案）において、半年実施分として1,731百万円を計上している。（17年度予算においては、満年度で3,066百万円）

本事業は、平成18年4月から9月までの間、改正後の身体障害者福祉法第18条第4項に基づき、市町村が対象者を国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関に措置委託する形式（入院のみ対象）となる。

この改正により、

- ①国・都道府県の補助は義務負担化（国、都道府県、市町村の実質負担割合は変更ない）
- ②利用者負担額については、旧障害者施設訓練等支援費の徴収金額表と基本的に同様の扱い（※）

③日用品費、期末一時扶助費及び葬祭費については、給付の対象外となる。

なお、平成18年10月以降は、障害者自立支援法による「療養介護」制度に移行し、本事業は廃止となる。

そのため、障害程度区分に基づく支給決定、利用契約の締結等新制度に移行するために必要な手続き等の周知を進められたい。

※1 平成17年度利用者負担額表を基に新たに上限負担額を設定する。

また、利用者負担能力の認定見直しを4月に行うことになるため、事務の簡素化の観点から、平成18年7月の見直しは行わなくてもよいこととする。

※2 支給決定等の実施主体については、障害者自立支援法に準じた運用とする。

具体的には、平成18年4月1日時点で既に入院している場合については、現に給付を行っている市町村が引き続き支給決定及び費用支弁を行い、新たに平成18年4月1日以降に入院する場合にあっては、入院する前の居住地市町村が支給決定及び費用支弁を行う。

2 障害者の就労支援について

就労は、障害者が地域で自立した生活を送るうえで大変重要である。

本年4月から施行される障害者自立支援法においては、障害者の就労支援を一つの柱としており、福祉サイドからの就労支援を充実強化するため、

- ①就労を希望する障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上等のため、必要な訓練等を行う「就労移行支援」や、
- ②一般の事業所で雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会等を提供する「就労継続支援」等の事業を創設したところである。

さらに、福祉分野と雇用・教育分野との連携を強化し、障害者がその適性に応じて、より力を発揮して働ける社会を目指すこととしたところであり、平成18年度においては、これらの事業の推進を図るとともに、次の事項についてご留意いただきたい。

(1) 障害者就業・生活支援センター事業について

本事業は、18年度予算（案）において、新規増分として20か所を計上し、全国110か所で実施できることとしたところであるので、新規に事業を実施する都道府県にあたっては、労働部局と協議の上、推薦していただきたい。

なお、本事業のうち生活支援等事業については、平成18年4月から地域生活推進事業、10月から地域生活支援事業として統合補助金化されること、及びいわゆる大都市特例が廃止され、都道府県事業となることから、都道府県におかれては、新規分の事業費はもとより、指定都市等における既存分の事業費についても、特段のご配慮をお願いしたい。

(2) 障害者自立支援法の施行に伴う福祉工場等の今後の取り扱いについて

①小規模通所授産施設、福祉工場への支援

これらの事業については、経過措置対象事業として、平成18年10月から平成23年度までの間に自立支援法に基づく事業へ移行していただくことになる。

なお、平成18年度予算（案）におけるこれらの事業の運営費については、支援費施設における利用者負担及び食費の実費負担の導入等を勘案し、全体で5%の縮減とされたところであり、これを踏まえた所要の見直しを行うこととしている。

② 社会事業授産施設への支援

本事業は、昭和50年7月28日付け社生第52号「授産施設に対する施設事務費補助の特別措置について」に基づき、生活保護法及び社会福祉法に基づく授産施設を利用している身体障害者及び知的障害者に係る施設事務費を補助していたところであるが、平成18年10月以降においては、指定サービス事業者の他、当該施設における障害者以外の者の利用状況によっては基準該当事業所として、障害者自立支援法に基づく事業を実施することができるのでご留意いただきたい。

なお、本事業においては経過措置を設けていないことから、平成18年10月から事業を開始できるよう、円滑な移行に努められたい。

③ 地域生活推進事業、地域生活支援事業へ位置づけられる事業について

次の事業は、平成18年4月から9月までは地域生活推進事業、平成18年10月からは地域生活支援事業へ位置づけられることになることから、事業費の確保について特段のご配慮をお願いしたい。

ア 市町村事業

- ・ 重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)
平成17年4月1日付け障発第0401004号 「重度障害者在宅就労促進特別事業の実施について」に基づく事業
- ・ 知的障害者職親委託制度
昭和35年6月17日付け社発第384号 「知的障害者職親委託制度の運営について」に基づく事業

イ 都道府県事業

- ・ 重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)
平成17年4月1日付け障発第0401004号 「重度障害者在宅就労促進特別事業の実施について」に基づく事業
- ・ 施設外授産の活用による就職促進事業
平成13年11月7日付け障発第485号 「施設外授産の活用による就職促進事業の実施について」に基づく事業

(3) 小規模作業所への支援について

小規模作業所においては、地域の障害者の働く場、創作活動の場、社会参加の場として、重要な役割を果たしていることから、貴都道府県におかれては、「就労移行支援」や「就労継続支援」の事業のほか「地域活動支援センター」等の法定事業への移行を積極的に推進していただきたい。

なお、「地域活動支援センター」においては、小規模作業所の運営実績等一定の要件を満たす場合に機能強化事業費として国庫補助を行うこととしており、これに伴い民間団体への補助という形で行ってきた小規模作業所に対する運営費補助は、平成17年度で廃止することとしたのでご留意願いたい。

(4) 地方自治体が随意契約をすることができる範囲に授産施設が追加された件について

地方自治法施行令が平成16年11月に改正され、地方公共団体等が随意契約をすることができる範囲に授産施設等から物品等を調達する契約をする場合が追加されたところであり、厚生労働省としても、同月「地方自治法施行令等の改正に伴う留意事項について」を通知し、官公需の促進について積極的な取り組みをお願いしているところである。

なお、先般、各都道府県に対し、都道府県内の授産施設等が生産している授産品目等に関する一覧表の作成をお願いしたところであるが、本表は、現在最終的な整理を行っており、完成したものは、各都道府県はもとより、内閣府等を通じて国の出先機関に対しても配布することとしており、本表を活用した官公需の促進も含め、引き続き特段のご配慮をお願いする。

(5) 福祉分野と雇用分野・教育分野との連携について

障害者の就労支援を推進するにあたり、福祉分野と雇用・教育分野との連携は非常に重要である。このため、昨年12月、本省内に、厚生労働事務次官を本部長とする「障害者自立支援推進本部」が設置され、特に障害福祉サービスと障害者雇用施策の連携推進に取り組むため、本部幹事会に「連携推進チーム」が設置されたところである。

本チームは、厚生労働省内の連携推進のみならず、教育分野とも積極的に連携を図るための検討を精力的に行っているところであり、都道府県においても障害者施策に関する関係部局間のさらなる連携について強化していただきたい。

3 発達障害者の支援について

(1) 発達障害者支援体制整備事業

発達障害については、できるかぎり早期に発見し、適切な発達支援を行うことが特に重要であることから、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築は喫緊の課題である。

このような課題に取り組むため、平成17年度より、発達障害者支援体制整備事業として、「都道府県等支援体制整備事業」（以下「都道府県事業」という。）、「圏域支援体制整備事業」（以下「圏域事業」という。）、「発達・相談支援等モデル事業」を実施しているところである。

発達障害者支援体制整備事業のねらいは、圏域事業により、地域における発達障害者への一貫した支援をモデル的に実践し、その成果を都道府県事業で設置する検討委員会において検証しながら望ましい支援体制の在り方を検討し、他の圏域に波及させていくことである。このため、都道府県事業と圏域事業を併せて実施することにより、より効果的な事業展開が期待されることから、特に今年度未実施の都道府県・指定都市においては、事業の積極的な取り組みをお願いしたい。（圏域事業については、圏域で実施することを基本としているが、一つの市町村で実施することも可能であるので念のため申し添える。）

なお、本事業は文部科学省の実施する「特別支援教育体制推進事業」と協働して実施することとしているので、都道府県や圏域等においても、実施に当たっては教育委員会と一体的な取り組みをお願いしたい。

(2) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センター（以下「センター」という。）は、在宅の発達障害者及び家族等に対し、発達障害に関する専門的な相談支援等を行うとともに、医療・保健・福祉・教育・雇用などの分野にわたる総合的な支援を行う発達障害者支援体制の中核的な機関である。

このため、障害者自立支援法における相談支援体制の在り方としては、発達障害を含め、全ての障害に対応する一般的な相談支援は、最も身近な地域である市町村に一元化して実施することとし、発達障害者支援センター運営事業（以下「センター運営事業」という。）については、都道府県が行う専門的・広域的な相談支援事業として位置づけることとしたところである。

従って、発達障害者に対する第一義的な相談支援を市町村において適切に行うことができるよう、センターにおいては、市町村職員等に対する研修及び普及啓発を積極的に実施し、市町村の相談支援機能の強化に努め、センターが専門的・中核的な機能を最大限発揮できるような体制づくりに努められたい。

また、センター運営事業については、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成19年度までに全都道府県・指定都市に計画的に整備することとしているので、未実施の都道府県・指定都市においては、事業実施について具体的に検討されたい。

なお、今後、新たにセンターを設置するに当たっては、都道府県等内における発達障害者支援体制全体の中でセンターに期待される役割、設置する地域、指定法人等について十分な検討を行い、センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるような整備計画をたてられたい。

4 障害者の生活支援について

(1) 相談支援体制の整備について

① 相談支援事業の再編

相談支援事業については、市町村と都道府県に実施主体が分かれている状況を改め、平成18年10月より、障害種別にかかわらず、最も身近な地域において相談支援を受けられるよう、実施主体を市町村に一元化（※1）することとしているので、市町村の相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、今後も都道府県による積極的な支援をお願いしたい。

なお、市町村における相談支援事業の機能を強化するため、地域生活支援事業において、新たに「市町村相談支援機能強化事業（※2）」及び「都道府県相談支援体制整備事業（※3）」を設けたところであるので、市町村及び都道府県においては、「地域自立支援協議会（※4）」や「都道府県自立支援協議会（※5）」の適切な運営を図るとともに、これらの事業の積極的な活用により、地域における相談支援体制の整備に努められたい。

(※1) 障害者相談支援事業

地域の障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。

具体的な事業内容としては、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等が挙げられる。

(※2) 市町村相談支援機能強化事業

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行う。

(※3) 都道府県相談支援体制整備事業

都道府県に、相談支援に関する広域的支援を行うアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整、地域では対応困難な事例に係る助言、地域における専門的支援システムの立ち上げ援助、広域的課題や複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援等を行う。

(※4) 地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置するものであり、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。

(※5) 都道府県自立支援協議会

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置するものであり、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整、地域では対応困難な事例に係る助言、地域における専門的支援システムの立ち上げ援助等を行う。

注：上記事業のうち、「市町村相談支援機能強化事業」及び「都道府県相談支援体制整備事業」は、地域生活支援事業として国庫補助の対象となる事業である。その他の事業については、地方交付税により措置予定である。

② 障害者自立支援法の施行に伴う既存事業の取り扱い

ア 障害者地域生活推進特別モデル事業

障害者地域生活推進特別モデル事業においては、相談支援事業所が存在していないところの立ち上げ支援や、3障害共通の相談窓口を設置するなど、新制度への移行を念頭に置いた取り組みを行うことが可能であるので、本事業の活用により、平成18年10月以降、市町村における相談支援事業が円滑に実施されるよう相談支援体制の整備に努められたい。なお、本事業は、平成18年4月から9月まで「障害者地域生活推進事業」として実施することとしている。

イ 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）

知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）については、上記相談支援事業の再編に伴い廃止することとしているが、今後は再編後の障害者相談支援事業の他、「市町村相談支援機能強化事業」及び「都道府県相談支援体制整備事業」における専門的職員やアドバイザー、障害者就業・生活支援センター等、地域の実情に応じて活用されたい。

（２）障害者自立支援法の施行等に伴う福祉ホーム運営事業等の今後の取り扱いについて

①障害者自立支援法の施行に伴う既存事業の取り扱い

ア 福祉ホーム運営事業

福祉ホームについては、これまで身体障害、知的障害、精神障害の障害種別毎に、地方公共団体又は社会福祉法人等が実施主体となり実施してきたところであるが、平成18年10月以降は、障害種別にかかわらず、市町村又は都道府県の地域生活支援事業として実施することとなる。

イ 訪問入浴サービス事業及び身体障害者自立支援事業

訪問入浴サービス事業及び身体障害者自立支援事業については、平成18年度より「障害者地域生活推進事業」（平成18年4月～9月）及び「地域生活支援事業」（平成18年10月～）として行うこととしている。

ただし、身体障害者自立支援事業については、本事業により提供されるサービス内容が、障害者自立支援法に基づく居宅介護と類似しているため、将来的に国庫補助の対象から除外する予定であるので、現在、本事業を実施している市町村においては、入居者への説明を十分に行い理解を得たうえで、個々の利用者の状況に応じて、居宅介護等のサービス活用方策について検討されたい。

ウ 在宅知的障害者巡回相談事業及び知的障害者療育手帳交付事業

在宅知的障害者巡回相談事業及び知的障害者療育手帳交付事業については、一般財源において実施することとなるので、都道府県及び指定都市においては、今後とも引き続き適切な事業の実施を図られたい。

② 訪問診査費

訪問診査費については、昭和46年度に創設され、市町村の事務として同化・定着している事業であることから、平成18年度の三位一体改革により、税源移譲を実施することとしたところである。市町村においては、今後とも引き続き適切な事業の実施を図られたい。

(3) 知的障害者等の公営住宅への単身入居について

公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）の一部が改正され、知的障害者、精神障害者についても、公営住宅への単身入居が可能となったところである。（平成18年2月1日施行）

知的障害者等の入居申込者が、単身入居の資格を有する者であることの証明は、都道府県福祉主管（部）課長が行うこととなるので、都道府県福祉主管（部）課におかれては、入居の申し込みがあった際には、単身入居の入居者資格の認定が円滑に行われるよう、証明にかかる事務手続きを速やかに行われたい。なお、申込者の負担を軽減する観点から、都道府県福祉主管（部）課長の証明に代えて、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示又はその写しの提出等によることも可能であるので、療育手帳等所持者に対しては、その旨の周知徹底を図られたい。

また、公営住宅の事業主体が、入居申込者が単身入居有資格者から除外される者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者）に該当するか否かの判断をする際に、市町村に意見を求めることができることとなっているので、事業主体より意見を求められた市町村は、単身入居の入居者資格の認定が円滑に行われるよう、速やかに事業主体に回答するよう努められたい。

なお、知的障害者等の公営住宅における単身生活の安定を図るためには、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等、地域の居住支援体制の確保が重要であるので、市町村においては、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」の実施等により、地域の居住支援体制の整備に努められたい。

(4) 知的障害者に対するサービス利用の支援について

① 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用にあたっては、利用者が事業者を選択し、本人の意思に基づく利用契約が行えるよう、必要な支援を行っていくことが重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思により契約を締結できるよう、地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、判断能力が不十分な知的障害者が成年後見制度を活用できるよう、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をしたパンフレットの配布や少人数を対象とした説明会の開催等、知的障害者に配慮した取り組みを行うとともに、関係機関、障害者団体等に対し制度の周知を図りたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合（知的障害者福祉法第27条の3）に、その手続きや後見活動に係る費用等について補助を行う成年後見制度利用支援事業を実施してきたところである。本事業については、平成18年度より精神障害者を対象に加え、「障害者地域生活推進事業」（平成18年4月～9月）及び「地域生活支援事業」（平成18年10月～）において、引き続き実施することとしている。

本事業の過去3か年の実施状況を見ると、平成15年4月1日現在で551市町村（17.1%）、平成16年4月1日現在で616市町村（19.7%）、平成17年4月1日現在で600市町村（24.8%）となっているが、今後とも一層、成年後見制度利用促進のための広報・普及に努め、制度の利用に係る経費の助成について周知を図りたい。

②療育手帳により受けられるサービス内容の周知

療育手帳により旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引等の援助措置を受けられることとされているが、都道府県等においては、療育手帳を交付する際に、知的障害者向けのサービス（都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含む。）を記載した小冊子を配布する等、その周知徹底に努められたい。なお、小冊子等の作成に当たっては、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記で記載する等、サービス内容について理解しやすい工夫について特段の配慮をお願いしたい。

5 障害児の療育支援等について

(1) 平成18年度における障害児施設措置費等の変更点について

平成18年度の障害児施設措置費は、9月までは現行制度に基づく支給となるが、10月以降については、施設と保護者（加齢児については、本人）が利用契約を結ぶ場合には障害児施設給付費が支給され、虐待等利用契約になじまない場合は引き続き障害児施設措置費が支給されることとなる。（障害児施設の契約については、平成18年1月25日全国厚生労働関係部局長会議資料を参照）

なお、取扱いの変更等については、以下のとおり。

① 支給対象費目の変更について

- ・ 障害児施設措置費（平成18年4月～平成18年9月）
現行どおり
- ・ 障害児施設給付費（平成18年10月～）

支給対象外となる経費

一般生活費、日用品費、児童用採暖費、就職支度費、葬祭費、教育費（学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費を含む。）、医療費（福祉型の障害児施設の医療費及び医療型の障害児施設においては、他病院での受診等レセプトを別にする医療費）、職業補導費、民間給与等改善費、プリンクラー管理費加算、被虐待児受入加算及び③に掲げる経費

新たに支給対象とする経費

栄養士管理体制加算（本体報酬からはずし、別途加算の形式とする）、利用者負担上限額管理加算、通所施設の低所得利用者への食事提供加算

※入院・外泊に係る取扱いについては、障害者施設と同様の報酬設定とすることとしている。

- ・ 障害児施設措置費（平成18年10月～）

平成15年度に実施された支援費制度では、「サービスに通常要する費用」を対象とし、費用そのものに大きな影響を

及ぼす人件費の地域差等を除き、包括的に評価することとし、除雪費や降灰除去費等の加算は設けないこととしたものである。

上記趣旨を踏まえ、障害児施設給付費においても除雪費や降灰除去費等について、対象外とするところである。一方で措置児童を入所させている施設についてのみ、支給されることはバランスを逸するため、障害児施設措置費においても同様の扱いとするものである。

支給対象外となる経費

寒冷地加算、単身赴任手当加算、ボイラー技士雇上費加算、事務用採暖費加算、除雪費、降灰除去費、施設機能強化推進費、入所児童(者)処遇特別加算費

②障害児施設給付費における通園施設の送迎費用の取扱いについて

障害児施設給付費における通園施設の送迎については、昨年の障害福祉担当課長会議の疑義回答において、「自己負担とする方向である」と回答したところであるが、引き続き福祉サービスの対象とすることとしたので、「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令等の施行について」等に基づき、その取り扱いに留意されたい。

③障害児施設措置費の単価設定等について

平成18年10月以降の障害児施設措置費については、月額単価に各月初日の措置児数をかけた金額を支弁する。その際、日割単価設定は行わない。(事業費も同じ。)
また、徴収金の取扱いは現行どおりである。

例) 知的障害児施設 定員40人(旧丙地域)に

10月1日現在3人措置児が入所している場合

10月支弁額 = 176,910円 × 3人 = 530,730円

この他に事業費等が支給される。(Iの③の対象外経費を除く)

※障害児施設給付費は、1点 = 10円の単位制を導入するが、障害児施設措置費は、現行どおり円単位とする。

④暫定定員制度の廃止

標記については、措置児童の入退所の時期的なズレなどで生ずる程度の空白をカバーし、職員の処遇関係を保障する趣旨で

設けられていたものであるが、利用契約制度に移行し、施設の運営に要する経費の支払い方法が「定員払い」から「利用実績払い（日額払い）」へ変更することに伴い、平成18年9月限りで同制度を廃止することとする。（障害児施設措置費と障害児施設給付費も同様の扱いである。）

なお、障害者施設と同様に一定範囲内で定員を超えて利用予定者を受け入れることを可能としていることや、利用率の低い施設に対する激変緩和措置等を行うことにしているため、その取り扱い方について留意願いたい。

（２）重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、主として、障害児の児童福祉施設の施設内、又は当該施設に併設して実施される事業である。これらの施設については、障害者自立支援法附則第3条で施行後3年を目途に検討及び必要な措置を講ずるとされていることから、本事業の在り方については、これらの障害児施設等のサービス体系の見直しの中で併せて検討することとしたところである。

本事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児（者）施設等となっているが、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合は、実施施設について弾力的な取扱いをしているところがあるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、A型であるにも拘わらず、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設にあっては、ニーズの再度の把握を行い利用増に努めるとともに、利用が伸びない場合には、B型への転換を含め検討するなど、適正な事業実施に努められたい。B型においても同様に、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設にあっては、ニーズの再度の把握を行い利用増に努めるなど、適正な事業実施に努められたい。

6 平成18年度における障害者（児）福祉施設の整備について

(1) 平成18年度予算（案）

平成18年度予算（案）における社会福祉施設等施設整備費補助金については、下記のとおり補助対象施設を見直すとともに、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」等の日中活動の場等の整備に必要な予算額を計上したところである。

- ①三位一体の改革に伴い公立施設について、その税源を地方公共団体へ移譲し、補助制度を廃止する。
- ②障害者関連施設の整備は、障害種別に係わりなく行うことから、保健衛生施設整備費の補助対象であった精神障害者社会復帰施設の整備について本事業に統合する。また、「設置主体が医療法人である障害者関連施設の整備」を新たに補助対象とする。
- ③地域介護・福祉空間整備等交付金の補助対象であった民間立の補装具制作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設を新たに補助対象とする。

(2) 平成18年度整備方針

平成18年度の障害者関連施設に関する補助協議の基本方針については、別途詳細をお示しする予定であるが、限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、新規事業の協議に当たっては、原則として単年度事業であるものに限定し、障害者自立支援法による制度改正を踏まえた整備内容になっているか等、十分に各都道府県市において精査した上で、真に必要な整備について協議を受けることとしている。

なお、新体系による整備のため、協議後における設計変更も認めることとするので考慮されたい。

(3) 国庫補助基準単価について

障害者関連施設については、1事業当たりの定額補助単価を設定することとしており、整備対象事業の範囲も含めて詳細は追って連絡する。

なお、平成17年度以前からの継続事業に係る国庫補助基準単価については、平成18年度において、前年度比2.3%減の改定を行うこととしているのでご了解願いたい。

(4) その他

○ 社会福祉施設の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等を行っているものと承知しているが、今般、同法律が一部改正されたことにより、更に指導等が強化されたところである。

今後、同法に基づき都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となるところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設は勿論のこと、新耐震基準で建築された施設についても、必要に応じ耐震診断を実施する等、その安全を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して十分指導願いたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日付 雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業」を積極的に活用願いたい。（国土交通省住宅局建築指導課と調整済）

○ 社会福祉施設等における吹付けアスベスト等の除去等の早期実施については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（通知）」（平成17年11月29日付 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）及び「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査(フォローアップ)の報告結果の公表及び今後の対応について（通知）」（平成18年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）により、引き続き適切に対応願いたい。

なお、吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、平成17年度補正予算（平成18年2月3日成立）において、飛散によりばく露のおそれがあるアスベスト等の除去等に必要な経費を平成17年度に交付金化された高齢者関係施設、児童関係施設も含めて「社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金」に計上し、現在、各都道府県市から提出していただいた平成17・18年度の除去等の計画に基づき取り組んでいるところであり、かつ、平成18年度当初予算（案）においても、障害者関連施設、保護施設については、「社会福祉施設等施設整備費補助金」の「大規模修繕等」事業において国庫補助の対象とすることとしている。

7 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

（1）指定居宅支援事業者への指導監査の徹底等について

平成15年4月の支援費制度発足以来、指定居宅支援事業者（以下、「事業者」という。）数が着実に増加している一方で、支援費の不正な受給による事業者の指定取消し処分の報告を受けているところである。

このような状況を踏まえ、支援費制度の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められているところである。

については、貴都道府県市におかれては、事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるようお願いする。また、管内市町村に対しては、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分審査するのはもちろんのこと、虚偽のサービス提供実績記録表が作成されるようなことが無いよう事業者（基準該当事業者を含む）を指導いただくとともに、支給決定者への制度の周知を図られるようお願いする。

（2）障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

人権侵害の防止等については機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

①人権侵害等の防止について

社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として後を絶たず、この中には、刑事事件にまで及んでいる事案も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

特に、支援費制度は、利用者と施設が対等の立場に立ち、契約により利用者本位のサービス提供が図られる仕組みであることに鑑みた場合、こうした状況は、制度の根幹を揺るがしかねない事態であるといわざるを得ず、施設関係者のみならず行政関係者も含め、厳粛に受け止めなければならないと考えている。

各都道府県等にあつては、社会的に許容されない事案が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査を実施し、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては、法人組織の再検討も視野に入れるとともに、関係者の社会的責任を明確にするために氏名の公表等も検討されたい。

さらに、内容によっては、刑事告発の可否も検討されたい。

また、再発防止への取組として、当該法人に対して、継続的に指導及び改善状況の確認を行うことに加え、事件の背景や事実関係を踏まえて管下同種施設への指導監督方法の見直しを行う、また、支援費制度対象の事業の場合には、あらかじめ関係市町村から支給決定障害者の支援状況に関する情報を徴した上で指導監査を行う等、都道府県等の指導監督の在り方を再点検し、今後の不祥事の未然防止を図られたい。

②不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であり、都道府県等においては、引き続き、指導監督の徹底に努められたい。

③施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、発生防止に努められたい。

④苦情解決の取組について

障害者（児）福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者（児）福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

平成16年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設が見受けられる。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組

みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図りたい。

（参考）障害者施設の取組み状況

施設種別	施設数	うち、苦情解決のための取組あり
身体障害者療護施設	472	437(92.6%)
知的障害者更生施設	1,454	1,330(91.5%)
障害児施設	842	806(95.7%)

※「平成16年社会福祉施設等調査」より

⑤ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」及「施設種別の『福祉サービス第三者評価基準ガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」をとりまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところである。

障害関係施設・事業所においてもサービスの質を担保し、サービスの透明性を高め、不祥事防止を図る観点からも積極的に第三者評価を受けることが重要であることから、都道府県レベルにおける第三者評価の推進体制整備促進を図るとともに、管下施設・事業所に対して、第三者評価の実施を促すようご指導願いたい。

8 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

(1) のぞみの園における地域生活移行への取組み

のぞみの園における地域生活移行については、出身地域や近隣地域のグループホーム等への移行を基本として進めているところであり、また、実践においては、入所者本人の意向はもちろんのこと、保護者等の家族の意向、本人の生活歴等も尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本としている。

特に、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけや情報交換を含む相互の連携体制の確立は重要な課題であり、その取組事例を全国に発信することが必要であると考えている。

現在、のぞみの園においては様々な取組を行っているところであり、その詳細については、ニュースレターを通じて情報提供をしているので、その活用を図りたい。

また、今までの活動においても、関係の地方公共団体等との個別の協議を行っているところであるが、今後は、全入所者の出身地方公共団体等へ協議を行うこととしているので、協力方お願いしたい。

なお、のぞみの園においては、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より、新サービス体系に移行することとしているので、関係市町村に対し、のぞみの園入所者については、新制度の移行までに新たな支給決定の実施及び経過措置等の説明や所要の手続きを行うよう周知方お願いしたい。

(2) のぞみの園における養成・研修の実施について

のぞみの園においては、調査・研究の成果を踏まえ、全国の知的障害者の支援の業務に従事する者に対し、専門的・体系的な養成・研修事業を以下のとおり実施することとしているので、管内の関係団体及び施設に対する周知方お願いしたい。

研究コース	期間	定員	開催場所	開催予定日
地域支援セミナー	2日	300人	高崎シティギャラリーコアホール	平成18年9月15日(金)～16日(土)
知的障害者の健康管理セミナー	2日	50人	(調整中)	平成19年1月18日(木)～19日(金)

※募集に関する窓口

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
企画研究部 企画研究課 養成研修係 (担当：山崎)
TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368
E-mail yamazakit@nozomi.go.jp

【 参 考 资 料 】

1 平成18年度 障害者就労訓練設備等整備事業実施要綱（案）

1 目的

平成17年度末時点で設置・運営されている身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、障害児の児童福祉施設、又は障害者通所援護事業を実施する事業所（以下、「施設等」という。）が、障害者自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援等の新事業に必要な備品購入等の設備整備を行うものに対し、国庫補助することにより、新サービス体系への円滑な移行を図ることを目的とする。

2 実施主体

市町村

3 事業内容

就労移行支援、就労継続支援等の生産活動を主体とする事業を平成18年度又は平成19年度に開始する施設等が、必要な備品等の購入又は設備整備をする場合に、施設等の所在地である市町村が助成を実施するもの。

（具体的な事業例）

- 既存の小規模作業所が新たに一般企業に就労しやすいよう本格的に「パン・クッキー製造」を訓練科目として、「就労移行支援事業」を実施するために必要な備品を整備する場合
＜備品例＞ミキサー、急速冷凍庫、電熱オーブン 等
- 既存の障害者施設が、農村に立地していることを活かし、「水稲」を訓練科目として、「就労継続支援事業」及び「就労移行支援事業」を併せて実施するために必要な備品を整備する場合
＜備品例＞田植機、コンバイン、トラクター 等

4 経費の負担等

- （1）市町村がこの実施要綱に基づき実施する助成等事業の経費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とし、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。
- （2）1市町村が複数の施設等に対して助成等を行って差し支えないが、1施設等に対する事業費が50万円以上のものを国庫補助の対象とし、その上限額は500万円とする。

なお、これにより難い特別の事情があるときは、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

2 平成18年度 障害者就労訓練設備等整備事業費国庫補助金 交付要綱（案）

（交付の目的）

- 1 障害者就労訓練設備等整備事業費国庫補助金は、既存の身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、障害児の児童福祉施設又は障害者の通所援護事業を実施する事業所が障害者自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援等の新事業に必要な備品購入等の設備整備を行うものに対し、市町村が助成等を実施する場合にその費用に対して国庫補助を行うことにより、新サービス体系への円滑な移行を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 2 この補助金の交付の対象は、「障害者就労訓練設備等整備事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき実施される次の事業とする。
 - （1）社会福祉法人等が行う就労訓練設備等整備事業に対して、指定都市、中核市が補助する事業
 - （2）社会福祉法人等が行う就労訓練設備等整備事業に対して、市町村が行う助成事業に対し、都道府県が補助する事業

（交付額の算定方法）

- 3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

 - （1）指定都市・中核市の場合
 - ア 施設ごとに次表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、当該施設ごとの総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と指定都市又は中核市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
 - （2）都道府県の場合
 - ア 施設ごとに次表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、当該施設ごとの総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と市町村が助成した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

【算定基準額表】

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、障害児の児童福祉施設に対する助成等事業	500万円以内で厚生労働大臣が必要と認めた額	設備整備に必要な需用費（消耗品費）、備品購入費又は工事請負費
障害者の通所援護事業を実施する事業所	200万円以内で厚生労働大臣が必要と認めた額	設備整備に必要な需用費（消耗品費）、備品購入費又は工事請負費

※ 本国庫補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、交付の目的に反して使用、譲渡等を行う場合には、財産処分の手続が必要となる。

3 平成18年度障害児施設措置費(平成18年4月～9月)の補助単価 (案)

(1) 事務費

①一般事務費

(単位：円)

施設種別		定員	丙地域
平成18年度 (案)	知的障害児施設	30	193,550
	第二種自閉症児施設	40	192,510
	知的障害児通園施設	30	115,450
	盲児施設	30	177,140
	ろうあ児施設	30	176,130
	難聴幼児通園施設	30	173,010
	肢体不自由児療護施設	50	208,600
施設種別		定員	丙地域
平成17年度	知的障害児施設	30	194,340
	第二種自閉症児施設	40	193,430
	知的障害児通園施設	30	116,010
	盲児施設	30	177,830
	ろうあ児施設	30	176,900
	難聴幼児通園施設	30	173,600
	肢体不自由児療護施設	50	209,000

(注) 平成18年度補助単価については、平成18年4月1日より適用される地域手当を反映した表を示すこととなる。

②加算費等の単価

(単位：円)

施設種別	定員	加算費の区分	平成18年度(案)	平成17年度
第一種自閉症児施設	40	保育士等加算費	71,220	71,360
肢体不自由児施設	50	保育士等加算費	26,710	26,730
肢体不自由児通園施設	—	通園指導費	48,350	48,360

(2) 事業費

①一般生活費

(単位：円)

施設種別	平成18年度(案)	平成17年度
知的障害児施設	47,340	47,340
第二種自閉症児施設	47,340	47,340
知的障害児通園施設	14,570	14,570
盲児施設	47,340	47,340
ろうあ児施設	47,340	47,340
難聴幼児通園施設	14,570	14,570
肢体不自由児療護施設	47,340	47,340

②重度加算費

(単位：円)

施設種別	25%加算分		30%加算分	
	平成18年度(案)	平成17年度	平成18年度(案)	平成17年度
知的障害児施設	46,810	46,690	56,170	56,050
第一種自閉症児施設	46,810	46,690	56,170	56,050
第二種自閉症児施設	46,810	46,690	56,170	56,050
盲児施設	44,560	44,470	53,470	53,350
ろうあ児施設	40,730	40,640	48,850	48,760
肢体不自由児施設	—	—	56,170	56,050
肢体不自由児療護施設	—	—	56,170	56,050

③重症児指導費

(単位：円)

施設種別	平成18年度(案)	平成17年度
重症心身障害児施設	230,160	228,890

4 平成18年度在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金の補助基準額（案）

事業		区分	平成17年度	平成18年度（案）		
・重症心身障害児（者）通園事業	事務費 (月額)	A 型	3,167,620円	3,101,180円		
		B 型	1,372,030円	1,326,840円		
	事業費 1人 当たり (月額)	A 型	生活保護 世帯	16,200円	16,030円	
		B 型	一般世帯	7,170円	7,130円	
	1日	B型巡回方式加算		5,830円	5,830円	
・心身障害者扶養共済制度運営費	(年額)	定額分（1県当たり）		200,000円	200,000円	
		取扱 件数分	5,000件未満		100,000円	100,000円
			5,000件以上			
			10,000件未満		150,000円	150,000円
			10,000件以上			
			20,000件未満		350,000円	350,000円
			20,000件以上			
			30,000件未満		500,000円	500,000円
			30,000件以上			
			40,000件未満		700,000円	700,000円
40,000件以上						
50,000件未満		900,000円	900,000円			
50,000件以上						
			1,100,000円	1,100,000円		
・発達障害者支援体制整備事業	1か所 当たり (年額)	都道府県等支援体制整備事業		1,035,000円	1,034,000円	
	1か所 当たり (年額)	圏域支援体制整備事業		5,533,000円	5,521,000円	
	1か所 当たり (年額)	発達・相談支援等モデル事業		10,000,000円	10,000,000円	

5 心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画（平成18年度）

	講習会名	受講対象者	講習期間	受講費	ご案内先
1	(ボバースアプローチ) 脳性麻痺上級 講習会	PT, OT, STおよび医師で、ボバース・脳性麻痺基礎コースを修了している者	4月17日(月)～ 4月21日(金) (5日間)	80,000円	(ご案内中です)
2	第44回 摂食指導（基礎・実習）講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員	4月25日(火)～ 4月26日(水) (2日間)	13,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 肢体不自由児通園施設
3	第35回 重度・重症児(者)医療・介護 講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(主として療育職員)	5月8日(月)～ 5月11日(木) (4日間)	22,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 肢体不自由児通園施設
4	第28回 看護指導者 講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の主任看護師、病棟長およびこれに準じる職員	5月22日(月)～ 5月25日(木) (4日間)	22,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設
5	第5回 障害児者のプール指導 講習会	障害児(者)のプール指導に携わっている職員	6月7日(水)～ 6月9日(金) (3日間)	18,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設
6	第60回 重症心身障害児(者)施設看護師 講習会	重症心身障害児(者)施設の看護師・准看護師(経験年数3年以上)	6月19日(月)～ 6月23日(金) (5日間)	25,000円	重症心身障害児者施設
7	第17回東京コース(2006年度) ボバースアプローチ8週間 講習会	PT, OT, ST, MDで脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する職員(経験3年以上)	7月3日(月)～ 8月25日(金) (8週間)	315,000円	肢体不自由児施設 (ご案内中です)
8	第45回 摂食指導（基礎・実習）講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員	9月5日(火)～ 9月6日(水) (2日間)	13,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 肢体不自由児通園施設
9	第61回 重症心身障害児(者)施設療育職員講習会	重症心身障害児(者)施設の保育士・児童指導員・介護福祉士・療育員等(経験年数3年以上)	9月11日(月)～ 9月15日(金) (5日間)	25,000円	重症心身障害児者施設
10	第36回 重度・重症児(者)医療・介護 講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(看護師・准看護師)	9月25日(月)～ 9月28日(木) (4日間)	22,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 肢体不自由児通園施設
11	第42回 肢体不自由児施設等療育職員 講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等の保育士・児童指導員・心理指導員等(経験年数3年以上)	10月23日(月)～ 10月27日(金) (5日間)	25,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設
12	第18回 重症障害児(者)医療 講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている看護師	11月11日(土)～ 11月12日(日) (2日間)	18,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 国立病院機構
13	第75回 肢体不自由児施設等看護師 講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等の看護師・准看護師(経験年数3年以上)	11月27日(月)～ 11月30日(木) (4日間)	22,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設
14	第46回 摂食指導（基礎・実習）講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員	12月5日(火)～ 12月6日(水) (2日間)	13,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 肢体不自由児通園施設
15	第19回 重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている看護師	1月13日(土)～ 1月14日(日) (2日間)	18,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 国立病院機構
16	第39回 幼児通園療育職員 講習会	幼児通園療育に携わっている職員(保育士・児童指導員等)	1月22日(月)～ 1月26日(金) (5日間)	25,000円	肢体不自由児通園施設
17	第47回 摂食指導（基礎・実習）講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員	1月30日(火)～ 1月31日(水) (2日間)	13,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 肢体不自由児通園施設
18	第15回 給食関係職員 講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・および関連機関に勤務し給食関係業務に携わる職員	2月8日(木)～ 2月10日(土) (3日間)	18,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設
19	第37回 重度・重症児(者)医療介護 講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(職種は問わない)	2月19日(月)～ 2月22日(木) (4日間)	22,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 肢体不自由児通園施設
20	第20回 重症障害児(者)医療 講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている医師	3月3日(土)～ 3月4日(日) (予定)	23,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 国立病院機構
21	第48回 摂食指導（基礎・実習）講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員	3月6日(火)～ 3月7日(水) (2日間)	13,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 肢体不自由児通園施設
22	1日摂食指導（診断・評価）講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わっている職員で「(基礎・実習)講習会」を受講済みの者	3月30日(金)	7,000円	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 肢体不自由児通園施設

* ご案内先の対象施設以外で開催要項をご希望の方は、講習期間の2ヶ月前頃にホームページをご覧ください。下記にご請求下さい。

* 福祉相談関係職員講習会は平成19年度(隔年)開催予定です。

心身障害児総合医療療育センター内 療育研修所 (TEL 03-5965-1136, FAX 03-3959-7648)

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成18年3月1日(水)

社会・援護局障害保健福祉部

精神保健福祉課

目 次

頁

1	良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について	
(1)	精神科救急医療センターの整備の推進について……………	1
(2)	精神医療審査会の適切な運営等について……………	1
(3)	精神病院に対する指導監督等について……………	2
2	精神障害者の社会復帰対策の推進について……………	3
3	精神障害者社会復帰施設について	
(1)	精神障害者社会復帰施設等運営費の補助について……………	4
(2)	精神障害者社会復帰施設に対する指導監査等の徹底について……………	5
4	自殺予防対策の推進について……………	6
5	犯罪被害者対策等基本計画に基づく地方自治体との連携について……………	7
6	心の健康づくりについての各般の取り組み	
(1)	大規模な災害・事件・事故の際の心のケア対策について……………	8
(2)	児童思春期の心の健康づくり対策の推進について……………	9
(3)	「こころのバリアフリー宣言」について……………	9
7	心神喪失者等医療観察法について	
(1)	指定入院医療機関の整備……………	10
(2)	指定通院医療機関等の確保……………	10

1 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について

(1) 精神科救急医療センターの整備の推進について

都道府県・指定都市がそれぞれの実情に応じて、精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため精神科救急医療システムを構築し、運営する事業については国庫補助事業としてきたところであるが、さらに、一般救急医療と同様に、精神科分野においても、センター機能を持つ中核的な救急医療施設を地域ごとに整備していく必要があるとの観点から、「精神科救急医療センター」の整備・運営を行うための予算を平成17年度から盛り込んでいるところである。

精神科救急医療の充実・強化は、精神保健福祉施策を「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に立ちつつ推し進め、精神障害者が安心して生活できる地域づくりを進めるためにも必要不可欠なものと考えており、引き続き「精神科救急医療センター」の着実な整備の推進をお願いしたい。

(2) 精神医療審査会の適切な運営について

精神医療審査会は在院患者の人権確保の観点から極めて重要な役割を果たすものであるが、退院請求・処遇改善請求等の処理に要する平均日数が1か月を超える自治体があるなど、不適正な状況が引き続き見受けられる。

各都道府県・指定都市におかれては、平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」に基づき、精神医療審査会の適正な運営を図るように徹底されたい。

また、今般の精神保健福祉法の改正に伴い、平成18年10月より審査会の委員構成の弾力化が図られることとなり、現行の「医療委員3名、法律委員1名、その他学識委員1名」から「医療委員2名以上、法律委員1名以上、その他学識委員1名以上」に改正されるので、適正な運用をお願いしたい。

(3) 精神病院に対する指導監督等について

精神保健福祉施策の推進に当たっては、かねてより人権に配慮した適切な医療・保護の確保に努めていただいているところであるが、厚生労働省としても、近年の精神病院における人権侵害事案の発生等にかんがみ、より適正な入院患者の医療・保護の確保を図るため、都道府県知事等が精神病院に対して実施した実地指導等を検証する「精神病院実地検証」を実施しているところであるが、平成17年度に実地検証した結果、一部の精神病院において、いまだに法令等に従った隔離・身体拘束がなされていない事例が見られ、また、預かり金の管理が不適切な事例等が見られた。

また、新聞報道等においても、職員の預かり金の着服、患者同士による暴行など、複数報告されている。

精神病院入院者の適切な処遇の確保等については、都道府県知事等は、精神病院に対する実地指導後の措置として、改善計画書の提出を求め、若しくは提出された改善計画書の変更を命じ、これらの命令に従わない場合には医療の提供の全部又は一部の制限ができることとされてるところであり、各都道府県・指定都市においては、適正かつ効果的な指導監督に努められたい。

なお、貴管内医療機関に対し実地指導等を実施する際には、精神保健福祉法及び関係通知（平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知「精神病院の指導監督等の徹底について」等）の趣旨を踏まえ、一層の指導の強化を図るようお願いしたい。

併せて、障害者自立支援法による精神保健福祉法の改正に伴い、平成18年10月より、改善命令等に従わない精神病院の公表制度、改善命令を受けたことがある精神病院に対する任意入院者の病状報告の導入などが行われるので、ご留意願いたい。

2 精神障害者の社会復帰対策の推進について

障害者自立支援法においては、精神障害者を含め障害種別を超えて市町村が中心となって福祉サービスを一元的に提供する仕組みに改めるなど、精神障害者に対する支援が抜本的に強化されるものと考えている。

これまで、精神障害者の社会復帰対策については、福祉サービスの実施主体が都道府県と市町村に分かれていたため、市町村においては精神障害者に対する支援体制づくりに直ちには十分対応できないことも十分想定される場所である。

そのため、地域における精神障害者に対する支援体制づくりという観点から、各都道府県におかれては、市町村における支援体制の整備状況等を踏まえ、市町村に対する広域的・技術的支援や、地域生活支援事業の代行業を行うほか、精神障害者退院促進支援事業などの都道府県の地域生活支援事業の実施等により、今後とも市町村と連携しつつ、精神障害者の社会復帰対策の推進について積極的な取り組みをお願いしたい。

また、精神障害者に対する相談支援体制づくりについては、精神保健福祉センターや保健所などの機関と市町村との連携の強化や、市町村に対する技術的支援を図りつつ、

- ・ 市町村が実施する地域生活支援事業の中で、市町村相談支援機能強化事業によって精神保健福祉士などの精神障害分野に通じた人材を確保すること、
- ・ 現行の地域生活支援センターは、主として相談支援事業や地域活動支援センター等への移行を想定しているが、この地域生活支援センターに対し精神障害者に係る相談支援事業、地域活動支援センター事業などの地域生活支援事業の実施について委託を行うなど、その機能を活用すること、
- ・ これらの取り組みについて、必要に応じて、障害保健福祉圏域単位など広域での市町村共同実施に向けた調整を行うこと、

など、該当施設や関係市町村に対する働きかけや広域調整等について格別のご協力をお願いしたい。

3 精神障害者社会復帰施設について

(1) 精神障害者社会復帰施設運営費の補助等について

① 社会復帰施設運営費の補助単価等について

平成18年度における社会復帰施設運営費の補助単価については、予算（案）において△5%程度の縮減を行うとともに新体系へ一定程度の移行を見込んで編成されていることを踏まえ、別添1にお示しする案のとおり見直すこととしているので、ご了解願いたい。

さらに、社会復帰施設利用時の利用者の負担について、現行においても当該施設の維持管理等に必要な経費や飲食物費等個人に係る実費については利用者から利用料として徴収することができることとされているが、新体系におけるサービス、施設等の利用者との均衡を考慮して、社会復帰施設においてもサービスの対価に係る利用者負担の徴収ができるよう、関係通知の改正を行うこととしているので、併せてご了解願うとともに、利用料の徴収にあたっては、引き続き利用者個人の負担能力に配慮するよう、各事業者に対する指導等をお願いしたい。

② 国庫補助協議について

平成18年度における運営費の国庫補助については、新規採択を行わない方針である旨、昨年の全国主管課長会議や先日の全国厚生労働関係部局長会議等においてお示ししているところであり、その方針について変更はないので、ご了解願いたい。

しかしながら、平成17年度に保健衛生施設等施設整備補助金の採択を受けて社会復帰施設の整備を行っている施設で平成18年度に開設する施設については、例外的に新規採択をすることとしている。

また、平成17年度に採択されて2か年にわたって整備を進めている社会復帰施設については、精神保健福祉法における社会復帰施設の設置根拠規定が10月1日で削除されることから、9月中に開設する必要があり、予期せぬ事情等により開設が10月以降になった場合には、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスとして実施していただくこととなる旨、ご留意願いたい。

さらに、今後お願いする運営費の国庫補助協議にあたっては、各施設ごとの新体系への移行計画の策定をお願いすることとしており、新体系への移行促進や予算の効果的な執行等の観点から、円滑な移行が図られる都道府県について優先的な採択を検討することとしている。

なお、地域生活支援センター、福祉ホーム（A型）については経過措置の対象外であることから、運営費の国庫補助対象は平成18年4月から9月までの間であることにご留意願いたい。

③ 社会復帰施設の新体系への円滑な移行について

この他、社会復帰施設の新体系への円滑な移行を進めつつ、障害者自立支援法施行後の精神障害者への支援体制づくりに特段の配慮をお願いしたい。

特に、地域生活支援センターや福祉ホーム（A型）については平成18年10月からの新体系への移行が円滑に行われるよう、各都道府県におかれては、別添2、別添3も参照していただきつつ、該当施設や関係市町村への助言、調整等にご協力をお願いしたい。中でも、相談支援事業、地域活動支援センター事業、福祉ホーム事業などについては、複数市町村による共同委託による実施が想定される所であり、関係市町村への働きかけ、広域的調整をお願いしたい。

（2）精神障害者社会復帰施設に対する指導監査等の徹底について

会計検査院が実施した平成16年度決算検査報告においては、一部の社会復帰施設について、国庫補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたと指摘されている。

これら状況に鑑み、各都道府県・指定都市においては、下記指摘事例に十分留意の上、貴管内施設に対する指導監査等の一層の強化を図るようお願いしたい。

なお、障害者自立支援法の施行に伴い、事業体系の見直しに係るけいお過措置の対象となる社会復帰施設（生活訓練施設、授産施設、福祉ホーム（B型）、福祉工場）については、経過措置期間中は従前の例による運営ができることとしている所であり、その実地指導等についても、従前の例により行っていただきたい。

[指摘事例]

- ①「建物内の一面に作業室等を設ける改修工事を対象経費に計上」
- ②「授産事業に係る備品を対象経費に計上」
- ③「職員の飲食代を対象経費に計上」
- ④「福祉工場の事業に係る光熱水費等を対象経費に計上」
- ⑤「法人と施設を同一会計とし、経費内訳も不明瞭のまま対象経費に計上」
- ⑥「補助事業で取得した施設を無断で担保に供していた」
- ⑦「交付申請書に記載された計画段階の数値を使って算出した額により実績報告を行っており、国庫補助金を過大に受領していた」

4 自殺予防対策の推進について

我が国における自殺者は、平成9年までは2万5千人前後で推移していたが、平成10年に3万人を超え以後その水準で推移している。そうした中、平成17年7月、参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」がなされ、自殺問題に関し総合的な対策を推進するため、関係省庁が一体となって取り組む体制の確保や、「自殺予防総合対策センター（仮称）」の設置等が求められた。

このため、政府においては、同年9月に自殺対策関係省庁連絡会議を設置し、同年12月に「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめた。この取りまとめの内容、また、特に都道府県にご協力いただきたい事項（自殺対策連絡協議会の設置、公的機関・民間団体の確かな連携体制の確立等）について、各都道府県・政令指定都市に通知する予定としているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

自殺と関連の強いとされるうつ対策においては、平成16年1月に各自治体へ配布した「都道府県・市町村向けうつ対策推進方策マニュアル」及び「保健医療従事者向けうつ対応マニュアル」をご活用いただきたい。さらに、平成16年度から、地域住民が抱えるうつ、ストレス等の心の健康問題に関する知識や対応方法を地域精神保健従事者に習得させるための研修会（地域精神保健指導者（自殺・こころの健康問題）研修）を実施しているところであり、関係機関に所属する職員について当該研修会への参加を積極的に図っていただきたい。

また、平成18年度予算案においては、国立精神・神経センター精神保健研究所内に自殺予防対策センター（仮称）を設置するための所要経費を計上したところである。このセンターにおいては、情報の収集・提供、調査研究の支援、対策支援ネットワークの構築、関係団体等への支援、研修等を行うことを検討しており、各自治体における自殺予防対策の推進にも資するものと考えている。さらに、厚生労働科学研究において、平成17年度より新たに「自殺対策うつ戦略研究」を開始しているところであり、自殺の実体解明、地域における自殺率を低下させるための介入方法の研究、自殺未遂者の自殺企図再発率を低下させるための介入方法の研究等を引き続き推進し、その成果については各地域における取組みにご活用いただけるよう順次お示しすることとしている。

5 犯罪被害者対策等基本計画に基づく地方自治体との連携について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第8条に基づき策定された犯罪被害者対策等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）では、精神的被害について「犯罪被害者等の治療を行える専門家・施設が不足しており、身近な地域で適切な医療や福祉サービスを受けられないとの指摘がある」、「医療関係者においても理解が十分とは言えず、その診療やケアに関する研究の遅れや、専門家・施設の不足により、多くの犯罪被害者等が精神面の思い症状を負いながら、適切な診療やケアを受けられず、社会から孤立していると指摘されている」、

「治療や回復の過程でかわらざるを得ない関係機関において、配慮に欠けた対応をされることによって受ける二次的被害がある」と指摘され、「身体に関する救急医療と同様に被害直後から適切な診療や援助を受けられるようにする必要がある」とされているところである（Ⅲ重点課題 ②精神的・身体的被害の回復・防止への取組）。

このため、Ⅴ重点課題に係る具体的施策 において、PTSD等専門家の養成等を行っていくこととされているところであり、各地方自治体におかれても以下のような取組について積極的に実施していただきたい。

- ・保健所及び精神保健福祉センターにおいて相談支援を行っている旨の周知・広報
- ・医療機関や保護施設職員等に対するPTSD対策専門家養成研修の周知・広報
- ・各自治体における地方版専門家養成研修会の開催

6 心の健康づくりについての各般の取り組み

(1) 大規模な災害・事件・事故の際の心のケア対策について

自然災害ならびに犯罪、事故などの人為災害において、いわゆる「心のケア」の必要性が強く認識されているところである。このため、心の健康問題への対応を強化する観点から、各都道府県・指定都市に対し、平成15年1月に「災害時の地域精神保健医療に関するガイドライン」を示したところであるが、引き続き当ガイドライン等を活用しつつ、災害等の発生時における「心のケア」への対応体制の確立にご協力願いたい。

また、精神保健福祉センター、保健所、病院などに勤務している医師、看護師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（外傷後ストレス障害）に関する専門的な養成研修を実施してきているところである。ついては、関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただき、本研修の修了者名簿についても活用され、関係機関の連携強化を図っていただきたい。

貴都道府県内において、災害や犯罪等が起きた場合の被害者の心のケア対策を行っていく際には、これらの積極的な活用について十分留意いただきたい。

(2) 児童思春期の心の健康づくり対策の推進について

児童思春期の心の問題に対する相談については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において実施しているところであるが、思春期精神保健に関する専門家が少なく、各機関における相談体制が十分ではないことから、平成13年度から、精神保健福祉センター、児童相談所、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、児童指導員等を対象として、思春期精神保健の専門家の養成研修を実施している。については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただきたい。また、別途配布している研修修了者の名簿についても活用され、関係機関との連携強化を図っていただきたい。

(3) 「こころのバリアフリー宣言」について

精神障害者の社会復帰、地域生活の支援を推進する上でも、また、国民の心の健康づくりを進める上でも、心の健康問題や精神疾患に対する正しい理解の普及は非常に重要であると考えている。

については、各都道府県等におかれては、広報誌における記事、各種イベントにおける展示などあらゆる媒体・機会を通じて、正しい理解に向けての普及啓発にご尽力をいただきたい。

また、平成16年3月に、心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会において、『「こころのバリアフリー宣言」～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～』が取りまとめられたところである（報告書等<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/03/s0331-4.html>）が、引き続き広く周知を図られるようお願いしたい。

7 心神喪失者等医療観察法について

(1) 指定入院医療機関の整備

昨年7月15日の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）施行後、対象者が確実に発生しており、今後、同法の円滑な施行のためには、指定入院医療機関の整備を着実に進めていく必要がある。

指定入院医療機関の整備については、

- 国関係の全精神科病院14施設に新病棟を整備することとしており、現在5施設を指定し入院対象者の受入を行っている。そのほか6施設について建設中である。
- 都道府県立病院の整備については、人口規模など地域の実情に応じた整備を可能とするため、昨年「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の指定入院医療機関の整備について（平成17年10月28日障発第1028002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、独立した新たな病棟を整備することなく、精神科病棟の一部の病床を医療観察法の病床として運用できる新たな仕組みを設け、原則、全ての都道府県について整備することとしたところである。

については、各都道府県においては、医療観察法による対象者が同一地域で入院医療を受けられるよう、新たな仕組みの活用も踏まえて整備計画を積極的に検討していただくとともに、都道府県医療計画等への具体的な記載について対応方を検討されたい。

(2) 指定通院医療機関等の確保

指定通院医療機関については、地域偏在があり対象者の円滑な社会復帰の促進を図るためには可能な限り各地域で医療を受けられるようにすることが重要であること、また、鑑定入院を引き受ける医療機関については、対象者の増による業務負担が増加していることから、引き続きその確保に向けてご協力願いたい。

平成18年4月からの精神障害者社会復帰施設の補助について(案)

(単位:千円)

		17補正後 補助単価	18年度 補助単価	備考
生活訓練施設(適応施設型)		2,590	2,460	丙地 入所者数1人当たり年額単価
生活訓練施設(デイ・ケア併設型)		1,689	1,604	丙地 入所者数1人当たり年額単価
生活訓練施設(一般型)		32,810	31,169	丙地
通所授産施設		22,105	21,000	丙地
入所授産施設		38,760	36,822	丙地
福祉工場	定員20～29人	26,168	24,860	丙地
	定員30～39人	34,127	32,421	丙地
	定員50人～	45,389	43,119	丙地
福祉ホーム(B型)		18,388	17,469	

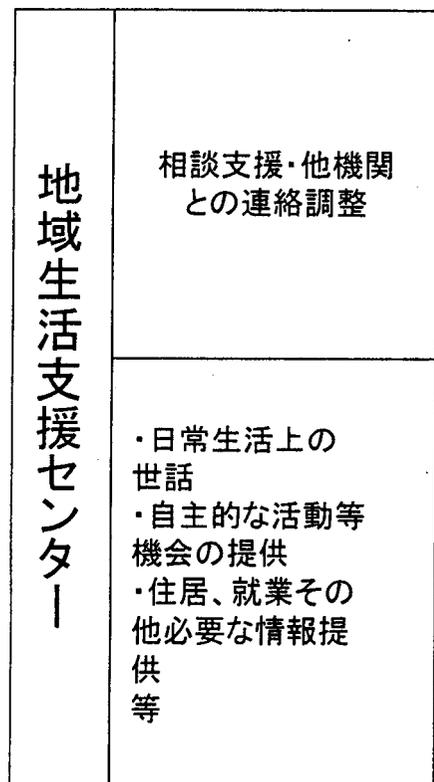
〔経過措置対象外施設(平成18年4月から9月まで。10月以降は新体系へ移行)〕

福祉ホーム		2,876	1,366	18年度は6月分
地域生活支援センター		20,886	9,921	18年度は6月分

※ この他に、寒冷地加算、事務用冬期採暖費加算、民間給与改善費加算、除雪費加算等がある。

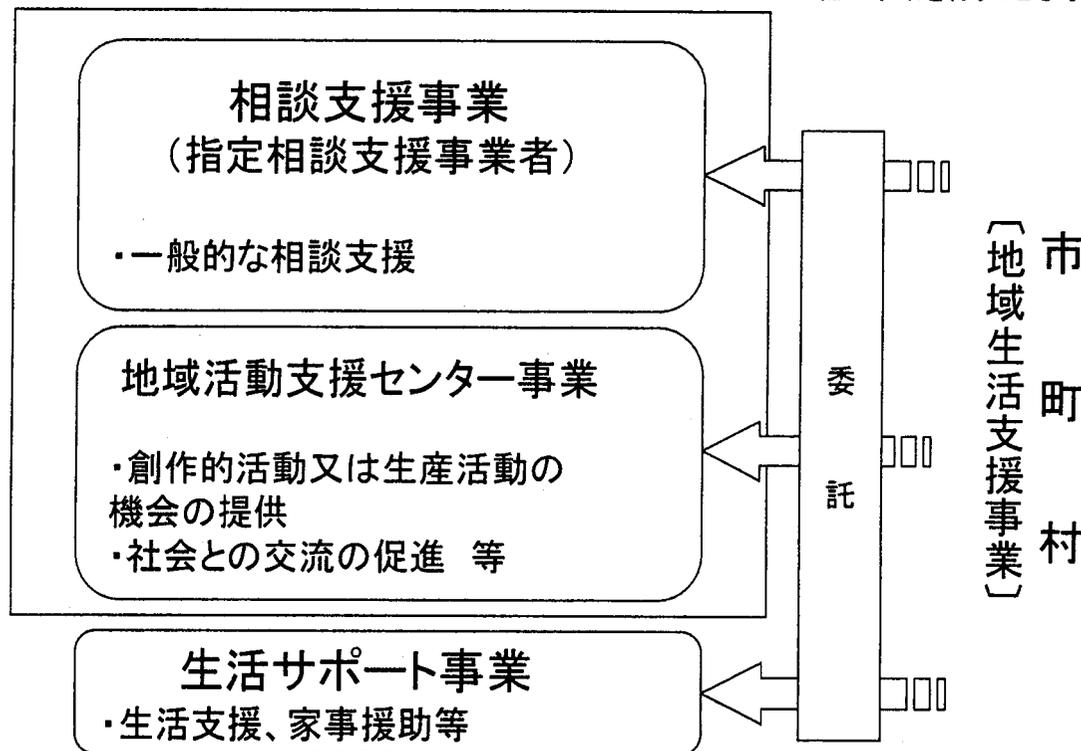
精神障害者地域生活支援センターの移行

現行施設

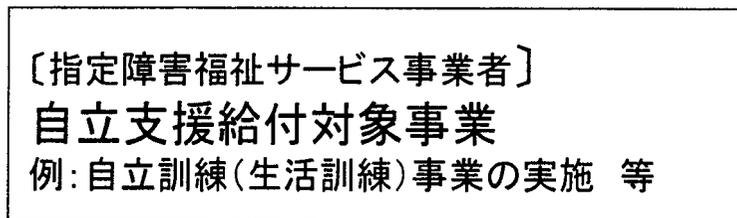


新体系[移行例のイメージ] (平成18年10月1日から)

※他の事業を行うことも可



+ ※「生活サポート事業」の詳細については、現在検討中
注 地域生活支援事業は、市町村が自ら実施する場合もある

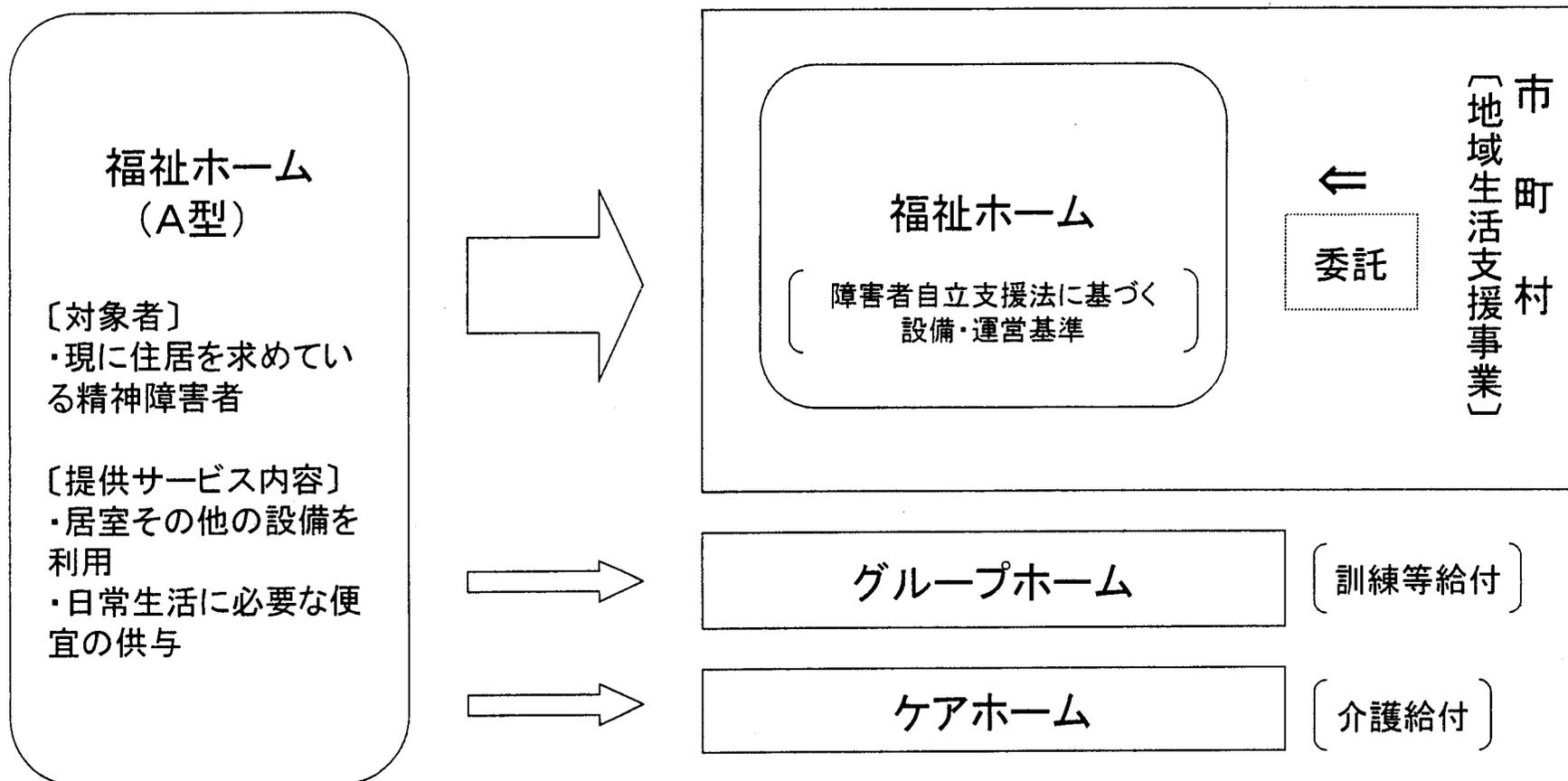


← 都道府県の
指定

精神障害者福祉ホーム(A型)の移行

現行施設

新体系〔移行例イメージ〕(平成18年10月1日から)



<参 考 资 料>

1	精神病院関係資料	
(1)	開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移	15
(2)	精神障害者診察、申請・通報・届出状況の推移	16
(3)	都道府県別年間入退院患者数等（精神病床）	17
(4)	精神病院の平均在院日数	18
(5)	都道府県別・入院形態別実地審査状況	19
(6)	精神医療審査会の審査状況	20
2	精神科救急医療システム整備事業実施状況	21
3	平成16年度精神保健福祉センター事業実績	
(1)	一般事業実績	32
(2)	特定相談事業（思春期）実績	33
(3)	特定相談事業（アルコール）実績	34
(4)	心の健康づくり推進事業実績	35
(5)	社会復帰促進事業実績	36
4	精神障害者保健福祉手帳関係	
(1)	精神障害者保健福祉手帳交付状況	37
(2)	地方自治体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧	38
5	精神障害者社会復帰施設設置箇所数	40
6	精神障害者居宅生活支援事業実績	
(1)	精神障害者ホームヘルプ	41
(2)	精神障害者グループホーム	42
7	平成16年度更生・育成医療の実施状況	43
8	精神保健福祉全国大会の開催実績及び今後の予定	44

1 精神病院関係資料

(1) 開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移

(各年6月30日現在)

年次	総数		立										その他 (法人・個人)	
			国		都道府県		市町村		公的医療機関		計			
	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数
昭和45年	1,364	242,022	63	7,428	64	16,028	81	7,828	47	5,268	255	36,552	1,109	205,470
50	1,454	275,468	70	8,606	66	16,727	83	8,141	50	5,975	269	39,449	1,185	236,019
55	1,521	304,469	79	8,984	68	17,220	84	8,045	50	5,857	281	40,106	1,240	264,363
56	1,546	311,901	82	9,140	70	17,248	84	8,177	50	5,843	286	40,408	1,260	271,493
57	1,570	318,186	84	9,180	70	17,082	84	8,248	50	5,843	288	40,353	1,282	277,833
58	1,585	324,004	87	9,267	71	17,108	84	8,131	50	5,876	292	40,382	1,293	283,622
59	1,597	329,806	89	9,256	73	16,961	83	8,044	50	5,906	295	40,167	1,302	289,639
60	1,604	333,570	89	9,240	74	17,006	83	8,135	50	5,882	296	40,263	1,308	293,307
61	1,610	339,161	91	9,306	75	17,179	81	7,950	50	5,973	297	40,408	1,313	298,753
62	1,627	345,494	91	9,327	75	17,143	81	7,981	51	6,033	298	40,484	1,329	305,010
63	1,641	351,358	91	9,276	76	17,138	82	8,043	51	6,033	300	40,490	1,341	310,868
平成元年	1,648	355,089	91	9,284	77	17,112	83	8,101	51	6,073	302	40,570	1,346	314,519
2	1,655	358,251	91	9,304	78	17,275	83	8,151	51	5,952	303	40,682	1,352	317,569
3	1,660	360,303	92	9,344	77	17,224	83	8,151	51	5,915	303	40,634	1,357	319,669
4	1,663	361,830	92	9,344	78	17,274	83	8,231	52	5,985	305	40,834	1,358	320,996
5	1,672	363,010	92	9,332	78	17,274	82	8,128	53	6,075	305	40,809	1,367	322,201
6	1,672	362,692	92	9,332	78	17,210	82	8,134	53	6,049	305	40,725	1,367	321,967
7	1,671	362,154	93	9,324	79	17,206	82	8,079	53	5,762	307	40,371	1,364	321,783
8	1,667	361,053	93	9,347	80	17,227	82	8,083	52	5,685	307	40,342	1,360	320,711
9	1,669	360,432	93	9,357	82	17,392	82	8,048	59	5,971	316	40,768	1,353	319,664
10	1,670	359,563	94	9,332	82	17,338	82	7,950	50	5,514	308	40,134	1,362	319,429
11	1,670	358,609	94	9,207	83	17,207	82	7,870	49	5,432	308	39,716	1,362	318,893
12	1,673	358,597	93	9,075	85	17,259	82	7,879	49	5,239	309	39,452	1,364	319,145
13	1,669	357,388	94	9,081	87	17,091	78	7,657	49	5,116	308	38,945	1,361	318,443
14	1,670	356,621	93	9,071	88	17,144	77	7,550	49	4,985	307	38,750	1,363	317,871
15	1,667	355,269	93	9,059	87	16,747	76	7,503	48	4,753	304	38,062	1,363	317,207
16	1,671	354,923	92	8,711	86	16,431	76	7,446	47	4,596	301	37,184	1,370	317,392

資料：精神保健福祉課調べ（病院報告より作成）

(2) 精神障害者診察、申請・通報・届出状況の推移

年次	申請・通報・届出件数						総計	調査により診察の必要がないと認められた者	診察を受けた者		
	一般からの申請	警察官からの通報	検察官からの通報	保護観察所の長からの通報	矯正施設の長からの通報	精神病院の管理者からの届出			精神障害者		精神障害者でなかった者
									法第29条該当症状の者	法第29条該当症状でなかった者	
昭和41年	23,433	6,046	1,165	116	749	543	32,052	2,300	18,258	10,481	76
45	17,163	5,981	997	125	487	908	25,661	1,766	16,820	6,625	76
50	9,084	5,107	1,156	38	364	720	16,469	1,930	9,383	4,617	126
55	3,525	4,152	1,137	30	341	371	9,556	1,956	4,791	2,433	82
56	3,036	4,150	1,126	32	328	292	8,964	2,277	4,110	2,452	66
57	2,213	4,394	1,169	30	327	257	8,390	2,405	3,438	2,376	69
58	2,056	3,761	1,100	24	279	260	7,480	2,007	3,293	2,030	62
59	1,744	3,611	1,090	26	250	231	6,952	1,977	3,060	1,851	54
60	1,336	3,510	1,190	16	263	165	6,480	1,990	2,727	1,715	45
61	1,125	3,485	1,007	14	264	145	6,040	2,037	2,313	1,639	43
62	790	3,270	1,077	18	234	91	5,480	1,905	1,947	1,582	44
63	740	3,644	1,100	13	276	91	5,864	1,913	2,239	1,629	48
平成元年	734	3,511	1,071	26	295	65	5,702	1,850	2,246	1,624	-
2	581	3,665	1,058	12	278	52	5,646	1,902	2,164	1,586	-
3	533	3,581	1,026	19	246	55	5,460	1,745	2,283	1,421	-
4	458	3,710	1,029	16	277	54	5,544	1,655	2,530	1,370	-
5	463	3,788	1,077	13	253	48	5,642	1,769	2,643	1,257	-
6	501	3,859	1,096	12	230	60	5,758	1,721	2,732	1,230	-
7	394	4,202	1,031	10	231	61	5,929	1,612	3,074	1,196	-
8	470	4,547	1,080	14	257	49	6,417	1,815	3,430	1,156	-
9	386	4,827	1,028	13	237	49	6,540	2,004	3,358	1,164	-
10	414	4,707	977	11	311	52	6,472	2,126	3,240	1,091	-
11	434	5,245	951	14	325	45	7,014	2,323	3,497	1,177	-
12	511	7,557	1,075	7	397	44	9,591	3,402	4,546	1,641	-
13	480	8,012	1,041	9	495	60	10,097	3,716	4,497	1,875	-
14	563	8,487	1,096	10	852	45	11,053	4,252	4,792	2,009	-
15	526	8,876	1,055	16	1,266	37	11,776	4,768	4,965	2,028	-
16	405	10,527	1,150	17	1,562	29	13,690	6,470	5,038	2,175	-

資料：精神保健福祉課調べ（保健・衛生行政報告例より作成）

(3) 都道府県別年間入退院患者数等(精神病床)

(平成16年)

	年間在院 患者延数	年間新入 院患者数	年間退院 患者数	平均在院 日数
北海道	4,759,365 人	15,317 人	15,377 人	313.6 日
青森県	1,516,818	4,946	5,003	304.9
岩手県	1,652,192	4,536	4,556	363.4
宮城県	1,280,880	3,536	3,547	323.7
秋田県	1,517,901	4,877	4,943	309.1
山形県	1,195,120	4,463	4,471	267.5
福島県	2,564,630	6,269	6,522	401.0
茨城県	2,556,359	5,476	5,635	460.1
栃木県	1,787,255	4,383	4,387	407.6
群馬県	1,818,466	4,908	4,905	370.6
埼玉県	4,081,734	12,579	12,507	328.6
千葉県	3,968,044	10,066	10,083	362.7
東京都	8,368,156	33,853	34,278	245.6
神奈川県	2,452,351	8,122	8,651	285.5
新潟県	2,506,460	7,529	7,621	330.9
富山県	1,273,347	3,538	3,549	359.3
石川県	1,349,672	3,802	3,862	352.2
福井県	808,429	2,793	2,877	285.2
山梨県	846,922	2,675	2,652	318.0
長野県	1,817,835	6,668	6,764	270.7
岐阜県	1,483,293	4,559	4,779	317.7
静岡県	2,384,544	7,666	7,948	305.4
愛知県	3,082,122	8,535	8,664	361.0
三重県	1,750,043	5,546	5,545	315.6
滋賀県	775,348	2,567	2,573	301.7
京都府	910,678	2,901	2,882	374.0
大阪府	6,600,651	20,487	20,596	308.6
兵庫県	2,892,502	6,466	6,470	412.2
奈良県	938,169	2,635	2,633	356.2
和歌山県	855,326	1,829	1,883	460.8
鳥取県	647,797	2,116	2,085	308.4
島根県	905,594	3,507	3,597	255.0
岡山県	1,914,525	7,400	7,477	257.4
広島県	2,272,051	5,495	5,549	347.0
山口県	2,207,189	5,174	5,247	423.6
徳島県	1,433,320	2,492	2,635	559.1
香川県	1,360,236	3,558	3,586	380.8
愛媛県	1,699,104	4,627	4,685	364.9
高知県	1,274,546	5,025	5,016	253.9
福岡県	4,739,771	11,551	11,631	375.0
佐賀県	1,537,438	3,761	3,762	408.7
長崎県	2,802,447	6,550	6,671	423.9
熊本県	3,124,213	8,646	8,869	356.7
大分県	1,948,395	4,948	5,031	390.5
宮崎県	2,097,084	4,759	4,835	437.2
鹿児島県	3,524,170	6,284	6,312	559.6
沖縄県	1,948,703	6,236	6,316	310.5
札幌市	2,521,688	7,908	7,830	320.5
仙台市	662,254	2,558	2,364	269.1
さいたま市	420,250	1,163	1,152	363.1
千葉市	510,486	2,235	2,311	224.6
横浜市	1,823,576	6,317	6,326	288.5
川崎市	498,169	1,991	2,031	247.7
名古屋市	1,591,219	4,284	4,411	366.0
京都市	1,317,917	3,053	3,081	429.7
大阪市	66,168	1,061	1,065	62.2
神戸市	1,229,648	3,500	3,565	348.1
広島市	1,051,906	4,071	4,041	259.3
北九州市	1,408,717	3,887	3,916	361.1
福岡市	1,424,302	4,733	4,670	302.9
全国	119,757,495	352,417	356,230	338.0

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(4) 精神病院の平均在院日数

年	平均在院日数
昭和55年	535日
昭和60年	536日
昭和63年	509日
平成元年	496日
平成2年	490日
平成3年	492日
平成4年	486日
平成5年	471日
平成6年	468日
平成7年	455日
平成8年	441日
平成9年	424日
平成10年	406日
平成11年	390日
平成12年	377日
平成13年	374日
平成14年	364日
平成15年	349日
平成16年	338日

資料：精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(5) 都道府県別・入院形態別実地審査状況

(平成16年度末現在)

都道府県	措置	医療保護	任意	その他	計
1 北海道	43	193	99	0	335
2 青森	14	114	76	0	204
3 岩手	37	106	52	0	195
4 宮城	10	99	11	0	120
5 秋田	12	152	107	0	271
6 山形	19	416	73	0	508
7 福島	32	111	0	0	143
8 茨城	44	92	0	0	136
9 栃木	26	38	0	0	64
10 群馬	14	151	11	0	176
11 埼玉	80	71	96	2	249
12 千葉	38	47	4	0	89
13 東京	0	0	0	0	0
14 神奈川	25	135	20	0	180
15 新潟	29	313	0	0	342
16 富山	30	102	68	0	200
17 石川	10	50	18	0	78
18 福井	14	56	15	0	85
19 山梨	13	152	38	0	203
20 長野	48	84	65	0	197
21 岐阜	30	98	20	0	148
22 静岡	34	51	0	0	85
23 愛知	79	92	0	0	171
24 三重	15	107	40	0	162
25 滋賀	0	0	0	0	0
26 京都	4	18	0	0	22
27 大阪	5	5	0	0	10
28 兵庫	37	72	0	0	109
29 奈良	12	28	35	0	75
30 和歌山	9	31	8	0	48
31 鳥取	21	25	9	0	55
32 島根	15	17	0	0	32
33 岡山	16	46	13	0	75
34 広島	113	180	4	0	297
35 山口	16	68	21	0	105
36 徳島	29	29	6	0	64
37 香川	2	126	9	0	137
38 愛媛	55	98	50	0	203
39 高知	15	197	36	0	248
40 福岡	94	146	63	0	303
41 佐賀	52	169	18	0	239
42 長崎	17	60	37	0	114
43 熊本	70	102	34	0	206
44 大分	36	95	9	0	140
45 宮崎	2	11	0	0	13
46 鹿児島	105	245	93	0	443
47 沖縄	13	12	13	0	38
48 札幌	27	91	26	0	144
49 仙台	1	48	26	0	75
50 さいたま市	6	10	4	0	20
51 千葉	1	0	0	0	1
52 横浜	24	79	13	0	116
53 川崎	6	19	0	0	25
54 名古屋	41	9	0	0	50
55 京都	7	13	13	0	33
56 大阪	14	5	5	0	24
57 神戸	13	62	0	0	75
58 広島	61	105	0	0	166
59 北九州	38	12	0	0	50
60 福岡	36	30	0	0	66
合計	1,709	5,093	1,358	2	8,162

資料：精神保健福祉課調

(6) 精神医療審査会の審査状況

(平成16年度)

	定期報告(医療保護入院)			定期報告(措置入院)			退院請求		処遇改善請求	
	審査件数	審査結果		審査件数	審査結果		審査件数	審査結果	審査件数	審査結果
		移行	入院継続 不 要		移行	入院継続 不 要		入院又は処 遇は不適当		入院又は処 遇は不適当
1 北海道	1,775	0	0	91	0	0	18	1	1	0
2 青森県	750	0	0	32	0	0	28	0	1	0
3 岩手県	475	0	0	68	1	0	2	0	0	0
4 宮城県	705	0	0	8	0	0	6	0	0	0
5 秋田県	1,102	0	0	18	0	0	23	2	5	0
6 山形県	791	0	0	19	0	0	13	0	2	0
7 福島県	1,776	0	0	57	0	0	31	2	0	0
8 茨城県	1,520	0	0	73	0	0	12	0	0	0
9 栃木県	1,413	0	0	59	0	0	5	0	0	0
10 群馬県	1,504	0	0	21	0	0	24	1	10	0
11 埼玉県	3,474	0	0	183	0	0	39	1	2	1
12 千葉県	3,123	0	0	64	0	0	60	0	1	0
13 東京都	4,866	0	1	88	0	0	100	11	10	0
14 神奈川県	2,590	0	0	29	0	0	53	1	1	0
15 新潟県	2,956	0	0	15	0	0	29	0	7	0
16 富山県	1,390	0	0	49	1	0	16	1	0	0
17 石川県	1,122	0	0	12	0	0	20	0	2	0
18 福井県	471	0	0	20	0	0	4	0	0	0
19 山梨県	656	0	0	15	0	0	22	0	1	0
20 長野県	823	0	0	74	0	0	15	0	1	0
21 岐阜県	974	0	0	49	0	0	21	0	5	0
22 静岡県	1,425	0	0	38	0	0	44	1	3	0
23 愛知県	1,702	0	0	94	0	0	48	0	9	0
24 三重県	1,070	0	0	25	0	0	14	0	2	0
25 滋賀県	644	0	0	35	0	0	26	3	2	0
26 京都府	547	0	0	7	0	0	71	1	4	0
27 大阪府	4,260	0	0	26	0	0	104	10	26	5
28 兵庫県	1,660	0	0	69	1	0	52	1	16	1
29 奈良県	1,032	0	5	18	1	0	47	11	3	0
30 和歌山県	730	0	0	8	0	0	12	0	0	0
31 鳥取県	406	0	0	28	0	0	15	0	2	0
32 島根県	784	0	0	14	0	0	37	0	0	0
33 岡山県	1,222	0	0	32	0	0	98	3	14	5
34 広島県	1,863	0	0	133	0	0	23	2	1	0
35 山口県	2,182	0	0	16	0	0	21	0	2	0
36 徳島県	670	0	0	59	0	0	16	0	2	0
37 香川県	344	1	0	3	0	0	42	0	2	1
38 愛媛県	1,371	0	0	84	0	0	14	0	2	0
39 高知県	777	0	0	10	0	0	17	2	0	0
40 福岡県	2,854	0	0	164	0	0	128	41	6	2
41 佐賀県	936	0	0	91	0	0	25	1	0	0
42 長崎県	1,379	0	0	62	0	0	38	2	0	0
43 熊本県	2,382	0	0	133	0	0	33	0	3	0
44 大分県	1,356	0	0	59	0	0	15	0	1	0
45 宮崎県	760	0	0	5	0	0	8	0	0	0
46 鹿児島県	2,228	0	0	164	1	0	38	2	4	0
47 沖縄県	986	0	0	51	0	0	28	6	1	0
48 札幌市	1,958	0	0	60	0	0	26	0	0	0
49 仙台市	440	0	0	4	0	0	13	0	0	0
50 さいたま市	425	0	0	3	0	0	10	2	1	0
51 千葉市	481	0	0	1	0	0	17	0	0	0
52 横浜市	1,874	0	0	25	0	0	55	0	6	0
53 川崎市	352	0	0	10	0	0	6	0	1	0
54 名古屋市	1,211	0	0	81	0	0	35	0	2	0
55 京都市	969	0	0	7	0	0	51	2	2	1
56 大阪市	4	0	0	19	0	0	13	4	0	0
57 神戸市	992	1	0	7	0	0	9	0	3	0
58 広島市	741	0	0	57	0	0	34	0	2	0
59 北九州市	699	0	0	50	0	0	31	0	5	0
60 福岡市	815	0	0	45	0	0	47	8	1	0
合計	80,787	2	6	2,841	5	0	1,902	122	177	16

資料:精神保健福祉課調べ(保健・衛生行政報告例より作成)

2. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

No. 1

平成18年2月1日現在

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
北海道 (10'～)	北海道精神科 救急医療シス テム整備事業	8	なし	・輪番制(夜間・休日 ・土曜) ・空床は各圏域毎に1 床以上確保 道南 → 4病院 道央(釧・帯) → 29病院 道央(函・晴) → 9病院 道央(雄) → 16病院 道北 → 6病院 オホーツク → 3病院 十勝 → 2病院 釧路・根室 → 4病院	73	各当番病院 ・休日 日曜、祝祭日及び 12/29～1/3まで [9:00~17:00] ・夜間 [17:00~9:00] ・土曜 [12:00~17:00]	・24条による 診察 ・警察 ・家族 ・保健所 ・依頼者	・合併症受入協 力病院 (63病院) ・遠隔地域支援 病院 (46病院)	・連絡調整委員会 ～道、道精神科病 院協会、道医師 会、道警、消防、 大学、保健所長 会、札幌市、各圏 域代表者等で構 成。 ・ブロック調整会 議～各圏域毎に保 健所、群医師会、 警察、消防、医療 機関等で構成。
青森県 (11'～)	青森県精神科 救急医療シス テム整備事業	6	・各圏域の当番病院 夜間 [17:00～9:00] 休日 [9:00～17:00] ・平日日中(9時～ 17時)は保健所が 担当	・各圏域毎に精神科救 急医療病院が輪番制に より1日1床を確保	19	・各圏域毎の当番精 神科救急医療病院 ・受付時間 夜間[17:00～9:00] 休日[9:00～17:00] ・スタッフ 医師、看護婦等	・家族もしくは 依頼者 ・緊急措置を要 する場合は保健 所	・圏域内の各医 療機関 ・県立病院	・青森県精神科救 急医療システム連 絡調整委員会 ・各圏域毎の地域 精神科救急医療シ ステム連絡調整委 員会
岩手県 (9'～)	岩手県精神科 救急医療シス テム運営事業	4 県北 盛岡 岩手 県南	なし	・精神科救急医療施設 4ヶ所 (各施設毎に365日 1床確保)	4	各精神科救急医療 施設 夜間[17:00～9:00] 休日[9:00～17:00]	家族 合併症等の患者 は消防機関等	民間及び公立精 神病院18ヶ所	岩手県精神科救 急医療システム連 絡調整委員会 ・県医師会 ・日精協県支部 ・消防 ・岩手医大等で構 成
宮城県 (9'～)	宮城県精神科 救急医療体制 整備事業	1	県精神医療センター 休日昼間 [9:00～17:00] 通年夜間 [17:00～22:00]	・休日昼間 国立、県立、指定、非 指定病院の中で当該病 院管理者の同意に基づ き知事が指定する病院 輪番制 2病院 (各病院1床) ・通年夜間 県立精神医療センター (1床)	28	精神科救急情報セン ター(左記情報セン ターと同じ) 精神科救急医療施設 休日昼間(各当番 病院) [9:00~17:00] 通年夜間(県立精 神医療センター) [17:00~22:00]	本人、家族	休日昼間 当番病院が必要 に応じて参加病 院に要請 夜間 輪番制参加 28病院	県医師会、県精神科 病院協会、県消防長 会、県警本部、消防 等で構成
山形県 (12'～)	山形県精神科 応急移送医療 事業	2	なし	輪番制 ①村山・置賜地区 4病院 24時間365日 1床 ②最上・庄内地区 2病院 24時間365日 1床	6	・当番精神科救急医 療施設(各圏域) 24時間365日 ・各保健所(全4保 健所) 24時間365日 (但し、夜間は連絡による)	・本人 ・保護者 ・保健所	主治医のいる精 神科医療機関	・システム運営委 員会 (構成) ・医療関係者 ・警察 ・消防 ・保健所等

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、ｽﾀｯﾌ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
秋田県 (12'～)	秋田県精神科 救急医療シス テム整備事業	5	秋田県精神科救急情 報センター (17.10.1より設 置) 夜間 17:00～22:00 休日 9:00～17:00	・秋田周辺精神科救急 医療圏→8病院輪番制 ・他4医療圏→地域拠 点病院 ・全県拠点病院→県立 リハビリテーション・精神医療 センター ・その他に合併症拠点 病院 (各圏域1床確保)	18	各救急指定病院 平日夜間 [17:00～9:00] 休日等 [24時間体制]	・家族等 ・警察 ・消防 ・県(保健所)	県内の精神病床 を有する病院	・県医師会 ・日精協県支部 ・県警 ・消防 ・県立病院 ・精神保健福祉セ ンター等
福島県 (10'～)	福島県精神科 救急医療体制 整備事業	4 東北 県中 央部 津 波 通 り	住民への周知方法 各保健所、精神障害 者地域生活支援セン ター、医師会等に輪 番制の情報提供し、 周知	輪番制 (各圏域1床)	35	輪番制による各当番 病院 夜間[17:00～8:30] 休日[8:30～17:00]	・家族等 ・警察 ・県(保健所) ・消防	・県立病院 ・精神科を有す る総合病院(合 併症を有する患 者)	・県医師会 ・精神科病院協会 ・県診療所協会 ・消防 ・警察 ・保健所等
茨城県 (8'～)	茨城県精神科 救急医療体制 及び県が行う 医療保護入院 整備事業	3 水戸・叡 正 県 東 部 茨 城 西	土曜、日曜、祝日 [8:30～17:15] 平日夜間 [17:15～21:15] 精神保健福祉センタ ー(職員・非常勤嘱 託員が対応)	〈24条通報対応〉 県立友部病院 (空床5床) 〈一般救急相談対応〉 土・日・祝日 輪番制により3病院 で3床(1圏域で1病 院) 平日夜間 輪番制により3病院 で1床(全県域で1病 院)	28	精神科救急情報セン ターと同じ	〈24条通報〉 県または警察 〈一般救急相 談〉 家族等	・県立友部病院 (24条通報) ・27民間精神 病院 (一般救急相 談)	精神科病院協会、 県警、保健所、精 神保健福祉センタ ー、県立友部病院
栃木県 (12'～)	栃木県精神科 救急医療シス テム	1	県立岡本台病院 夜間 [17:00～8:30] 土曜・日曜・休日 [8:30～17:00]	基幹病院制 県立岡本台病院 (3床)	26	精神科救急情報セ ンターと同じ	・本人 ・家族 必要に応じ消 防、警察	県内精神病院	県医師会、県精神 衛生協会(総合病 院、大学病院含 む)、県警、県消 防長会、保健所、 精神保健福祉セン ター等で構成
群馬県 (8'～)	群馬県精神科 救急医療シス テム整備事業	1	こころの健康センタ ー 平日・休日 [8:30～17:15] 夜間 [17:15～8:30]	輪番制 夜間2病院(2床) 休日2病院(2床) (基幹病院含む)	13	精神科救急情報セン ターと同じ	・県(精神科救 急情報センター) ・警察 ・家族	・精神科協力病 院	・県医師会 ・日精協 ・県警 ・群馬大学 ・保健所 ・こころの健康セ ンター

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
埼玉県 (8'～)	埼玉県精神科 救急医療シス テム整備事業	2	県立精神保健福祉セ ンター 休日[8:30~17:00] 夜間[17:00~8:30] 24時間精神医療相談 窓口	輪番制 夜間2病院(各1床) 休日2病院(各2床) 輪番診療所 平日夜間のみ(各一カ 所)	40	精神科救急情報セ ンター と同じ	・県 ・警察 ・家族 ・依頼者	埼玉医科大学 付属病院 県立精神医療セ ンター	県精神科病院協 会、県診療所協 会、県警、消防、 保健所、埼玉医科 大学病院、県立精 神医療センター
千葉県 (10'～)	千葉県精神科 救急医療シス テム事業	4	県立病院 ・平日夜間 [17:00~8:30] ・休日 [8:30~18:30]	①輪番制(29病院) (各地区1床) ②基幹病院(3病院) (各病院1床)	30	県立病院 ・夜間(平日) [17:00~8:30] ・休日 [8:30~18:30]	相談者	特に設けてない	・精神科病院協会 ・精神科病院 ・県医師会 ・千葉市 ・消防等で構成
東京都 (7'～)	精神科救急医 療体制整備事 業	4 (精 神科 救急 医療 圏)	夜間 [17:00~翌9:00] 休日 [9:00~翌9:00] 平日※ [9:00~17:00] ※精神保健福祉課で 対応	・輪番制 ・初期救急(3カ所) ・二次救急(3床) ・身体合併症(1床) ・精神科緊急医療 (16床)	70	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00~翌9:00] 休日 [9:00~翌9:00]	家族等	精神科協力病院 ・診療所	・都医師会 ・精神科協会 ・精神神経科診療 所協会
神奈川県 (7'～)	精神科救急 医療対策事業	1	精神保健福祉センタ ー ○初期・二次救急 平日[17:00~22:00] 土日[8:30~18:30] 祝日[8:30~22:00] ○警察官通報 平日[17:00~18:30] 休日[8:30~18:30]	休日昼間：輪番制 指定病院、 非指定病院 (各病院1床で 1日4床) 夜間：基幹病院(常 時)、準基幹病院(輪 番制)	40 5 17	○初期・二次救急 平日夜間、休日の8: 30~22:00 精神保健福祉セ ンター、 横浜市、川崎市職員 の輪番で2名 (常勤、非常勤) 土日の22:00~翌8: 30 精神保健福祉セ ンターの 職員2名(常勤、非 常勤) ○警察官通報 非常勤職員1名	○初期・二次救 急 相談者が確保 ○警察官通報 県もしくは警 察	民間精神病院 国公立精神病院	県医師会、県精神科 病院協会、県診療所 協会、横浜市、川崎 市等で構成
新潟県 (9'～)	精神科救急 医療システム 運営事業	5	保健所 兼務 [8:30~17:15] 県北 新潟・佐 野 県庁担当課 兼務 [17:15~8:30] 県東 魚沼 上越	①休日昼間 輪番制各ブロック当 番病院(各1床) ②夜間 全県1ブロック (1床)	27	精神科救急医療施設 (各当番病院) ① 休日昼間 [9:00~17:00] ③夜間 [17:00~9:00]	家族 警察 消防	ブロック内の精 神病院	県医師会、県消防長 会、県精神科病院協 会、県警察本部等で 構成

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医療 指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
富山県 (10'～)	富山県精神科 救急医療体制 整備事業	2	①平日昼間 富山県精神保健福祉 協会へ業務委託 ②夜間・休日昼間 救急当番病院に業務 委託	輪番制 (各病院1床)	28	①平日昼間 [9:00~17:00] 協会職員2名 ②夜間 [17:00~翌9:00] 休日昼間 [9:00~17:00] 救急当番病院職員	家族、必要に応 じて消防や警察	当番病院が必要 に応じ転院先を 確保する	県精神病院協会、日 精協県支部、県警、 消防等で構成
石川県 (10'～)	石川県精神科 救急医療シス テム整備事業	3	なし	輪番制 ・基幹病院1床 ・精神科救急病院 輪番制で1日3床	15	・各当番病院 休日[9:00~17:00] 金曜日夜間1病院 ・県立病院 休日[9:00~17:00] 夜間[17:00~翌9:00]	本人、家族	精神科協力病院	・県医師会 ・県精神病院協会 ・消防・県警 等で構成
福井県 (11'～)	福井県精神科 救急医療シス テム整備事業	2 嶺北 嶺南	新聞・インターネッ ト等による	・輪番制 嶺北地区 夜間1病院1床 休日(1床) 嶺南地区 夜間1病院(1床) ・応急入院指定病院 (1床)	10	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00]	・家族 ・依頼者 ・24条による 診察	指定病院	・県立病院 ・精神保健福祉セ ンター ・県医師会 ・精神科病院協会 ・日本精神科病院 協会福井県支部 ・精神医療審査会 ・県警・消防
山梨県 (10'～)	山梨県精神科 救急医療事業	1	県立精神保健福祉セ ンター 平日夜間 [17:15~21:15] 休日(土曜を含む) [11:00~19:30]	輪番制 平日10病院(1床) 県立病院(1床) 休日昼間 10病院(1床) 県立病院(1床) 休日夜間 10病院(1床) 県立病院(1床)	10	救急医療体制 平日夜間 [17:15~22:00] 休日(土曜を含む) 昼間[11:00~17:15] 夜間[17:15~20:30] 緊急医療体制 平日及び休日夜間 [17:15~8:30] 翌日が休日の場合は 11:00まで 休日昼間 [11:00~17:15]	・依頼者 ・県(保健所) ・警察	・精神科協力病 院(9) ・県立北病院	・県精神病院協会 ・県精神科医会 ・県警察本部 ・県消防長会 ・県医療社会事業 協会 ・日本精神科看護 技術協会山梨支 部 ・県精神障害者家 族会連合会 ・保健所
長野県 (9'～)	精神科救急医 療整備事業	3 東北 信 南信 中信	保健所 原則として平日 8:30~17:00まで (平日夜間及び休日 等については緊急連 絡網により対応)	東北信・中信は輪番制 (輪番病院1床) 南信は固定 (固定病院1床)	12 固定1 輪番11	精神科救急医療機関 (各圏域) 平日夜間 [17:00~8:30] 土曜休日 24時間体制 ・スタッフ 医師、看護婦等	・家族等 ・救急車 ・警察 ・保健所	地域の精神病院	精神科救急連絡調 整会議、県精神科 病院協会、医師会 保健所、県警、消 防で構成
岐阜県 (9'～)	岐阜県精神科 救急医療シス テム整備事業	1	県精神科病院協会委 託 24時間365日対応 24時間精神医療相談 窓口	輪番制 (各病院1床)	14	救急医療情報センタ ー (情報提供のみ) 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00]	受診者側	当番病院以外の 病院	県精神病院協会、 大学、医師会、診 療所、警察、消防 で構成

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
静岡県 (7'～)	静岡県精神科 救急医療対策 事業	3	県立病院 終日 [8:30~18:30] 24時間精神医療相談 窓口	・基幹病院 夜間 [17:00~ 8:30] 各圏域1病院 1床 ・輪番病院 夜間 [17:00~ 8:30] 各圏域1病院1床	基幹 3 輪番 6	各基幹病院・各輪番 病院・精神科救急情 報センター	家族、知人等 警察、県保健 所、指定都市の 保健所、中核市 の保健所、市町 、消防署	県立病院 協力病院	精神科救急情報セ ンター 県、指定都市、中 核市、市町
愛知県 (8'～)	精神科救急医 療対策事業	3 尾張A 尾張B 三河	(社)愛知県精神病 院協会に委託 24時間精神医療相 談窓口	(社)愛知県精神病 院協会に委託 1区域1床 県立病院3床	38	各当番病院 夜間 [17:00-9:00] 休日 [9:00-17:00] 土曜 [12:00-17:00]	原則として警察 ・消防・家族等 依頼した者	県立病院	精神病院協会、医 師会、診療所協 会、警察、消防、 保健所で構成
三重県 (10'～)	三重県精神科 救急医療シス テム運用事業	2 北部 中南部	・日本精神科病院協 会三重県支部に委託 ・24時間精神医療相 談窓口の設置	・輪番制 北部ブロック 夜間・休日8病院 南部ブロック 夜間・休日5病院 (各1床) ・基幹病院 2病院休日夜間(各 1床)	13	各当番病院 夜間[17:00~ 9:00] 休日[9:00~17:00] 土曜[12:00~17:00] 看護師・医師等	原則として家族	県立こころの医 療センター、国 立榊原病院	
滋賀県 (9'～)	滋賀県精神科 救急医療 システム	3	なし	地域3ブロック 輪番制による当番病 院(各2床) 県立精神保健総合セ ンター (2床)	10	保健所 24時間365日	・警察 ・消防 ・県 ・家族 ・	指定病院	指定病院、警察、 消防、保健所で構 成
京都府 (13'～)	京都府精神科 救急医療シス テム	2 北部 南部	国立舞鶴病院 (24時間) 南部救急情報セ ンター 平日 [17:00~ 8:00] 休日 [8:00~ 8:00]	基幹病院他 2床	11	国立舞鶴病院 府立洛南病院 保健所	原則として家族 等による自己搬 送 24条については 警察署	各指定病院 指定外病院	・医師会 ・警察 ・消防 ・大学病院(2) ・府、市 ・診療所協会等
大阪府 (7'～)	大阪府精神科 救急医療体制 整備事業	7 豊能 三島 北河内 中河内 南河内 堺市 東区 大阪市 を除く	委託先:(財)精神 障害者社会復帰促進 協会 平日夜間 [17:00~ 9:00] 休日 [9:00~ 翌9:00]	・拠点病院制 夜間4病院(6床) 休日4病院(6床) ・協力病院 輪番制により1日2病 院4床	35	おおさか精神救急医 療情報センター 平日 [17:00~ 9:00] 休日 [9:00~ 翌9:00]	・警察 ・救急隊 ・家族 など	精神科拠点病院 精神科協力病院 公立精神病院	・大阪府 ・(社)大阪精神 病院協会 ・(財)精神障害 者社会復帰促 進協会

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医療 指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
兵庫県 (6'10~)	兵庫県精神科 救急医療体制 運営事業	5 阪神・神戸 播磨 但馬 丹波 淡路	県精神病院協会に委託 設置場所：兵庫県災害医療センター 平日 [17:00~翌9:00] 土曜・休日 [9:00~翌9:00]	〈阪神・神戸、播磨〉 輪番制をとる。 阪神・神戸 17病院(1床) 播磨 14病院(1床) 〈但馬、丹波、淡路〉 協力病院制をとる。 6病院	37	・受付時間 平日 [17:00~翌9:00] 土曜 [9:00~翌9:00] 休日 [9:00~翌9:00] ・スタッフ 精神科専門スタッフ (病院・社会復帰施設勤務の精神保健福祉士、臨床心理技術者)	土曜、休日、夜間は依頼者(警察、救急、家族等)が搬送を行う。	協力病院 (当番病院以外の病院)	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・大学病院 ・県立・公立病院 ・神戸市 ・県警 ・消防 ・保健所長会 等で構成
奈良県 (12'~)	奈良県精神科 救急医療システム 整備事業	1	奈良県立医科大学内 平日夜間 [17:15~翌8:30] 休日(土曜・日曜を含む) [8:30~翌8:30]	輪番制 夜間・休日 1床	8	・当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] (土曜日は夜間のみ) ・緊急医療(24条等)→各保健所 ・精神科救急情報センター	・家族 ・消防 ・警察 ・県	・精神科救急協力病院 ・県立医科大学附属病院	・精神科病院協会 ・県警 ・消防 ・県立医大 ・保健所
和歌山県 (10'~)	和歌山県精神科 救急医療システム 整備事業	3	なし	輪番制 紀北ブロック 1床 基幹病院制 紀中ブロック 紀南ブロック 各1床	4	各精神科救急医療施設 夜間 [17:00~9:00] 休日 [24時間]	29条→県 34条→県 その他→原則依頼者	県内全ての精神科病院	県庁 保健所
鳥取県 (14'1~)	鳥取県精神科 救急医療体制 整備事業	3	なし	基幹病院 (1床/圏域) 輪番制 (1床/圏域)	1 4	24時間 当番病院対応 休日、夜間	原則、患者家族または警察による病院への搬送	特になし	圏域ごとに 病院、地区医師会、警察、消防、保健所、市町村
島根県 (11'~)	島根県精神科 救急医療体制 整備事業	7	・保健所 平日昼間 [8:30~17:15] ・県立湖陵病院 夜間[17:15~8:30] 休日[8:30~8:30] 24時間精神医療相談窓口	輪番制(休日及び夜間) 松江圏 6病院(1床) 出雲圏 3病院(1床) 基幹病院 隠岐圏、雲南圏を除く圏域 (休日及び夜間1床)	12	精神科救急情報センターのスタッフが対応	原則として受診者側	県立湖陵病院	・各保健所(平日昼間) ・県立湖陵病院(夜間休日)

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
岡山県 (10' ~)	岡山県精神科 救急医療シス テム整備事業	2 県東部 県西部・ 県中部	岡山県精神科休日夜 間相談センター (委託)岡山県医師会 平日[18:00~22:00] 休日[10:00~22:00]	輪番制 各圏域毎に1床と県立 病院で県下全域に対応	11	・県立岡山病院 (全域) ・各当番病院 夜間 [18:00~8:30]	主に警察だが、 保健所・家族等 もある	・県立岡山病院 ・指定民間病院	岡山県精神科救急 医療システム連絡 調整委員会
広島県 (8' ~)	広島県精神科 救急医療シス テム整備事業	2 西部 東部	県精神病院協会委託 24時間365日対応 24時間精神医療相談 窓口	・西部→1病院 ・東部→3病院輪番制 (各圏域で1日1床 確保)	4	精神科救急医療施設 (各圏域) 24時間受付	・精神病院 ・家族 ・依頼者など		・県医師会 ・精神病院協会 ・大学 ・県警 ・消防 ・保健所等
山口県 (12' ~)	山口県精神科 救急医療シス テム事業	4	県立病院 夜間 [17:00~ 8:30] 休日 [8:30~ 17:00] 24時間精神医療相談 窓口	輪番制 (3床/日) 県立病院 (1床/日) ・空床は1日当たり 4床確保	26	精神科救急情報セン ター(県立病院内に 設置) ・受付時間 夜間[17:00~ 8:30] 休日[8:30~17:30] ・スタッフ 医師・看護師	原則として受診 者 必要に応じ、保 健所、警察、消 防等が連携して 行う	輪番不参加の民 間病院、国立病 院	県精神科病院協 会、山口大学付 属病院、県警、消 防、保健所等で構 成する連絡調整委 員会・専門部会を 設置
徳島県 (10' ~)	徳島県精神科 救急医療シス テム整備事業	3 東部 南部 西部	なし	輪番制 東部 夜間・休日9病院 西部 月曜~金曜 4病院 (各1床) 南部 未実施	12	各当番病院 夜間[17:00~ 9:00] 休日[9:00~ 9:00]	24条による診察 ・家族 ・警察 ・消防等	・県立中央病院	精神科病院協会、 保健所
香川県 (16' 7~)	香川県精神科 救急医療シス テム整備事業	2 大川 高松 中讃 三豊	県立丸亀病院 夜間 [17:00~8:30]	輪番制 大川高松 夜間1病院(1床 5病院輪番) 中讃三豊 夜間1病院(1床) 8病院輪番	13	各当番病院 夜間 [17:00~8:30]	原則として保護 者等	県立丸亀病院が 関係医療機関等 の協力を得て、 緊急に対応を図 る。	県医師会、精神科 病院協会、診療所 協会、県警、消 防、保健所、県立 丸亀病院、精神保 健福祉センター等
愛媛県 (13' ~)	愛媛県精神科 救急医療シス テム整備事業	1 (中)	精神科救急医療情報 センター 平日夜間 [17:00~22:00] 休日等 [9:00~17:00]	輪番制(1日1床)	7	精神科救急情報セン ターと同じ	家族等 (措置の場合は 警察の協力を得 て保健所が行 う)	当番病院以外の 精神科救急医療 施設	・精神病院 ・学識経験者 ・家族代表者 ・警察 ・消防 等
高知県 (7' ~)	高知県精神科 救急医療事業	1	なし (救急医療情報セン ターで当番病院を紹介)	①休日:輪番制:6病 院 ②平日夜間:1病院 (各1床)	7	各当番病院 平日夜間 [17:00~ 9:00] 土曜日[12:00~9:00] 休日[9:00~ 9:00]	特になし	県立精神科病院	精神科救急医療施 設、県医師会、救 急医療情報セン ター、高 知大学、県立精神 科病院、消防局、 県警で構成

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
福岡県 (10'～)	福岡県精神科 救急医療シス テム事業	4 福岡 北九州 筑豊 筑後	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00～9:00] 休日 [9:00～17:00]	輪番制により、各圏域 で受付時間毎に1病院 (1床)*福岡地区の 休日夜間は2病院(2 床) ・輪番参加病院(77) 指定病院 非指定病院(計76) 県立病院(1) ○福岡:28病院 ○北九州:17病院 ○筑豊:9病院 ○筑後:23病院	77	精神科救急医療情報 センター 夜間 [17:00～9:00] 休日 [9:00～17:00] ・スタッフ 精神保健福祉士(兼 務) 看護師(兼務・専従)	県 依頼者	県立病院 指定病院(1病 院))	県医師会 精神科病院協会 診療所協会 警察 消防 保健所 県立病院 学識経験者 国立病院 大学病院
佐賀県 (9'～)	佐賀県精神科 救急医療シス テム事業	3	精神保健福祉センタ ーに窓口を設置	輪番制 各圏域1床	17	・日曜、祝日、年末 年始 [9:00～17:00] ・看護婦、P SW、 等の輪番制	・家族 ・依頼者	・佐賀医科大学 附属病院 ・県立病院好生 館	
長崎県 (11'～)	長崎県精神科 救急医療シス テム整備事業	6	県立精神医療センタ ー内 24時間精神医療相談 窓口の設置	輪番制 各圏域毎に1床を確保	38	各圏域の当番病院 次に掲げる日の昼夜 間 [9:00～翌9:00] ・日曜 ・国民の祝日に関す る法律に規定する 休日 ・年末年始 (12/29～1/3)	原則として受診 者側	県立精神医療セン ター 国立病院機構長 崎医療センター 長崎大学医学部 歯学部付属病院	長崎県精神科救急 医療システム連絡 調整委員会 ・県医師会 ・精神科病院協会 ・長崎大学 ・県警・消防 ・保健所 ・県立精神医療セン ター ・県精神保健セン ター ・離島精神科医療 機関代表等
熊本県 (9'～)	熊本県精神科 救急医療シス テム整備事業	11 熊本市 有明 山鹿 菊池 阿蘇 御船 宇城 八代 水俣 人吉 天草	なし	輪番制 国立 : 1 指定病院 : 33 非指定病院 : 5 (各病院1床)	39	各当番病院 夜間 [17:00～9:00] 休日昼間 [9:00～17:00] 土曜昼間 [12:00～17:00]	原則として受診 者側	県立こころの 医療センター 国立病院機構熊 本医療センター 国立病院機構菊 池病院 【合併症】 熊本大学医学部 付属病院	県医師会、県精神病 院協会、県消防長 会、国立病院機構、 公立病院、県警、 保健所、精神保健 福祉センター、県家 族会等で構成 (年1回)

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
大分県 (11'～)	精神科救急医療システム整備事業	2 (北 東) 1 (南 西)	精神保健福祉センタ ー 平日夜間 〔17:00～21:00〕 休日 〔9:00～21:00〕 精神医療相談窓口の 設置	・輪番制 (各病院1床) 休日: 2施設 夜間: 1施設	22	各精神科救急医療 施設(当番病院) 休日昼間 〔9:00～17:00〕 休日夜間 〔17:00～9:00〕 平日夜間 〔17:00～9:00〕	原則として受診 者側	当番病院以外の 精神科救急医療 施設	警察、消防、医師会、 精神科病院協会、大 分大学、保健所、 精神保健福祉セン ター等で構成(年 2回)
宮崎県 (9'～)	宮崎県精神科 救急医療シス テム整備事業	3 県北 県東 県南	なし	3圏域毎の輪番制 (各圏域、当番病院が 空床1床を確保) ①県東(9病院) 県立精神病院: 1 指定病院: 8 ②県北(6病院) 指定病院: 4 非指定病院: 2 ③県西南(5病院) 指定病院: 5	20	当番病院 休日(日曜、祝日 年末年始)のみ 昼夜間 〔9:00～19:00〕	原則保護者 必要に応じて消 防機関 転院が必要な場 合は病院間で協 議	病院間で協議 合併症等の場合 は一般救急シス テム、国公立病 院	県医師会、精神病 院協会、精神神経科 診療所協会、宮崎大 学医学部、県警本部 等
鹿児島県 (8'～)	鹿児島県精神 科救急医療シ ステム整備事 業	4 鹿児島 南薩 北薩 始良・大隅	県立始良病院内 休日〔9:00～24:00〕 警察、消防等からの 入院患者受入の要請 に対応する	輪番制 ・鹿児島地区 14病院 ・南薩地区 10病院 ・北薩地区 8病院 ・始良・大隅地区 11病院 休日〔9:00～24:00〕 (各病院1床)	43	各当番病院 休日〔9:00～24:00〕	24条による診察 ・家族 ・警察 ・県 ・指定病院	県立始良病院	県医師会、県精神科 病院協会、鹿児島大 学、県警察本部、県 消防長会、県保健 所長会
沖縄県 (10'～)	沖縄県精神科 救急医療シス テム事業	4 北・ 南・ 宮古 ・八 重山	総合精神保健福祉セ ンター内(沖縄県精 神障害者福祉会連合 会に委託) 平日夜間 (17:00～翌9:00) 休日 (9:00～翌9:00)	輪番制 ・北8、南圏域9病院 ・休日夜間のみ北・南 圏域合わせて1県立 病院 ・宮古、八重山圏域各 1病院 (各1床)	19	・県立病院 ・各当番病院 平日夜間 (17:00～翌9:00) 休日 (9:00～翌9:00)	・24条診察 ・警察 ・家族 ・依頼者など	・県立病院 ・連携病院(一 般病院) ・かかりつけ病 院	・県医師会 ・精神科病院協会 ・県警 ・県立病院 ・保健所等

都道府県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医療指定 施設数	窓口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
札幌市	北海道精神科救急医療システム整備事業	道が運営	・札幌市夜間急病センター 平日夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~9:00]	北海道精神科救急医療システム整備事業に基づく当番病院 ・輪番制(各病院1床) 道が運営	29	各当番病院 平日(17:00~9:00) 土曜(12:00~9:00) 休日(9:00~9:00) 道が運営	・警察 ・消防 ・家族等 道が運営	・後方支援病院 ・合併症受入病院 道が運営	道が運営
横浜市 (13'~)	精神科救急医療対策事業	1	①こころの健康相談センター(三次救急) 全日[8:45~22:00] ②各区福祉保健センター(初期・二次救急) 平日[8:45~17:00] ③県立精神保健福祉センター(3区市合同) 平日(初期・二次救急)[17:00~22:00] 土日(初期・二次救急)[8:30~翌8:30] 休日(初期・二次救急)[8:30~22:00] 全日(三次救急)[22:00~翌8:45]	平日昼間:輪番制指定病院 休日昼間:当番制指定病院 非指定病院 夜間 基幹病院 準基幹病院:当番制 深夜:当番制 基幹病院	40 5 5	(三次救急) 各区福祉保健センター 平日(17:00~22:00) 衛生局精神保健福祉課 平日(17:00~22:00) 休日(8:45~22:00) 県保健福祉センター内 全日[22:00~翌8:45] (初期・二次救急) 各区福祉保健センター 平日[8:45~17:00] ・3区市窓口 平日(17:00~22:00) 土日(8:30~翌8:30) 休日[8:30~21:30]	(三次救急) 横浜市 (初期・二次救急) 原則として、相談者等による	民間精神科協力病院等	・県医師会 ・県精神病院協会 ・県診療所協会 ・神奈川県 ・川崎市 ・横浜市総合保健医療センター
川崎市	精神科救急医療対策事業	1	神奈川県精神保健福祉センター ○初期・二次救急 平日 17:00~22:00 土日 8:30~翌8:30 休日 8:30~22:00 ○警察官通報 平日 17:00~翌8:00 休日 8:30~翌8:30	休日昼間 輪番制 指定病院・非指定病院(各病院1床で1日4床) 夜間 基幹病院(常時) 準基幹病院(輪番制)	40 5 17	神奈川県精神保健福祉センター スタッフ 2名 (常勤1名・非常勤1名) ○初期・二次救急 夜間 17:00~22:00 休日 8:30~22:00 神奈川県精神保健福祉センター、横浜市、川崎市の職員の輪番で2名。(常勤1名、非常勤2名)	○初期・二次救急 相談者が確保する。 ○警察官通報 川崎市又は警察	民間精神病院 国公立精神病院	・県医師会 ・県精神病院協会 ・県診療所協会 ・神奈川県 ・横浜市 ・川崎市等
名古屋市	精神科救急医療対策事業	3	精神科救急情報センター(愛知県精神科病院協会に委託) 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口	(社)愛知県精神病院協会に委託 ・1圏域1床 ・県立病院3床	38	各当番病院 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00] 土曜[12:00~17:00]	原則として 警察・消防・家族等依頼した者	県立病院	精神病院協会、医師会、診療所協会、警察、消防、愛知県・名古屋市で構成
京都市 (12'~)	京都市精神科救急医療システム整備事業	1	こころの健康増進センター(京都精神保健福祉協会に委託) 平日夜間 [17:00~翌8:30] 休日 [8:30~翌8:30] 各保健所(平日昼間) [8:00~17:00] 24時間精神医療相談窓口	○平日夜間・休日 基幹病院(受入不可能な場合は他の民間精神科救急医療施設で受入) ○休日昼間 国公立病院及び民間の救急医療施設において、通報等に基づく移送の受入(男女各1床)	府立 1 民間 3 民間 8 国公立 2	精神科救急情報センター	○平日夜間休日 原則自己搬送 ○休日昼間 京都市	民間13病院	医師会、精神科病院協会、精神科診療所協会、精神科医会、私立病院協会、府病院協会、京都精神保健福祉協会、京大医、府立医科大、府消防長会、市消防局、警察、府・市保健所長会、各南病院、こころの健康増進センター、府保健福祉部、市保健福祉局、その他会議が必要と認められた機関・団体

都道府 県名	事業名	圏域 の数	精神科救急情報 センター	精神科救急医療施設 (空床確保)	救急医 療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
大阪市	大阪市精神 科救急医療体 制整備事業	1	精神障害者社会復 帰促進協会へ委託 平日夜間 [17:00～翌8:30] 休日 [9:00～翌8:30]	・拠点病院(16病 院の輪番制) 夜間2病院(各2床) 休日2病院(各2床) ・移送病院(22病院 の輪番制) 平日 2病院 (各1床)	34	・救急受付窓口 平日夜間 [17:00～翌9:00] 休日 [9:00～翌9:00] ・緊急措置診察受 付窓口 平日夜間 [17:30～22:00] 休日 [9:00～22:00]	警察 救急隊 家族等	合併症受入協 力病院 府立精神医療 センター	大阪府精神病院協 会 大阪府警 消防 精神障害者社会復 帰促進協会
広島市 (13'～)	広島市精神科 救急医療シス テム整備事業	1	広島県精神病院協会 (医療法人せのがわ) 年間を通じて毎日 24時間体制	常時1床以上確保 (1病院と委託契約)	1	医療法人せのがわ (年間を通じて 24時間体制) (精神保健福祉 士・指定医等)	・依頼者 ・救急医療施設	なし (転院先の確保 が困難な場合 は、情報センタ ーに協力要請)	・県医師会 ・県精神病院協会 ・県精神科診療所協会 ・広島大学 ・県警 ・消防 ・保健所など

※ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市は道府県と共に実施している。

3 平成16年度精神保健福祉センター事業実績

(1) 一般事業

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		調査研究 課題数 延件数	備考
			回数	参加人数	実件数	延件数		
北海道	171	11			335	998		
青森県	100	10	7	447	64	189	3	
岩手県	20	8	10	74	36	159		
宮城県	30	3			8	10	5	
秋田県	151	7	27	793	4	6	2	
山形県	85	7	6	240	85	483	1	
福島県	262	7	12	77	115	340	5	
茨城県	115	28	6	315	430	2,995	2	
栃木県	217	19	34	284	325	1,573	4	
群馬県	79	24	28	2,265	304	384		
埼玉県	4,050	20	47	3,544	90	131	16	
千葉県	189	65	179	5,788	2,071	2,701	7	
東京都	9,940	39	93	3,479	1,262	5,590	26	
神奈川県	600	16	13	8,787	2,024	3,492	7	
新潟県	13	8	6	282	115	222	3	
富山県	214	8	38	2,072	368	4,122	1	
石川県	268	17	26	1,017	297	1,279	1	
福井県	190	24	42	1,300	565	2,228	1	
山梨県	282	26			21	121	4	
長野県	367	90	74	4,551	629	2,810	6	
岐阜県	79	9			55	94		
静岡県	141	2	7	4,424	73	108	5	
愛知県	327	42	3	690	842	1,290	6	
三重県	518	5	15	857	110	144		
滋賀県	101	11	19	432	348	98		
京都府	44	10	3	30	52	96		
大阪府	97	75	244	4,426	486	17,107	24	
兵庫県	475	4	47	366	1,817	2,401	3	
奈良県	10	7	1	352	322	491		
和歌山県	86	8	8	348	110	329	2	
鳥取県	99	6	19	1,071	572	1,930	10	
島根県	18	5	1	400	29	71	1	
岡山県	102	11			318	4,337	5	
広島県	150	251	1	224	1,228	4,055	2	
山口県	78	9	17	860	88	527	4	
徳島県	48				111	463		
香川県	65	2	9	82	98	1,055	3	
愛媛県	150	26	8	380	190	461		
高知県	205	7	3	360	40	112	2	
福岡県	105	20	37	4,279	2,281	2,939	3	
佐賀県	73		1	15	129	780		
長崎県	130	4	22	2,899	37	92	3	
熊本県	245	6	6	14	298	2,643		
大分県	43	7	5	168	867	1,417	2	
宮崎県	1,345				19	28		
鹿児島県	10	16	10	120	152	577		
沖縄県	11	22	21	942	45	342	4	
札幌市	208	15	72	4,751	372	671		
仙台市	246		2	476			4	
さいたま市	193	12	1	89	45	514	3	
千葉市	18	20	16	613	661	826	1	
横浜市	137	80	11	223	21	24	11	
川崎市	133		3	640	356	1,675	1	
静岡市								
名古屋市	126	49	6	928	1,584	1,850		
京都市	16	62	61	383	34	140	5	
大阪市	289	286	11	1,237				
神戸市	36	13	13	1,024	352	1,961	2	
広島市	112	23	2	79	605	1,542	15	
北九州市	64	25	9	670	8	8	7	
福岡市	84	9			318	732	1	
合計	23,760	1,596	1,362	70,167	24,221	83,763	223	

(東京都内訳)

中部	2,823	14	48	1,566	332	2,615	8	
多摩	3,601	10	21	816	734	2,041	10	
台東区	3,516	15	24	1,097	196	934	8	

資料:精神保健福祉課調

(2) 特定相談事業(思春期)

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及		相談事業		備考
			(講習会・座談会等)		実件数	延件数	
			回数	参加人数			
北海道	15	3			48	91	
青森県	14	1	29	117	25	129	
岩手県		4			16	51	
宮城県	47	1	2	65	78	261	
秋田県	21	1	1	270	13	28	
山形県	15	3			80	898	
福島県	12	1			13	19	
茨城県	3	2	2	796	105	481	
栃木県	13	2	2	87	86	355	
群馬県	11				11	118	
埼玉県	48	2	8	634	69	271	
千葉県	14	3	5	484	420	490	
東京都	1,278	8	23	1,107	372	2,859	
神奈川県	11				116	128	
新潟県	3	3			22	48	
富山県	34	4	4	306	74	1,238	
石川県	23	2	1	71	88	565	
福井県	33	15	1	114	132	563	
山梨県	188				145	834	
長野県	195	13	2	60	148	1,551	
岐阜県		1					
静岡県	17		1	45	132	628	
愛知県	5				100	158	
三重県	14	2	1	100	113	146	
滋賀県	8	5	36	276	327	822	
京都府	10				23	69	
大阪府	6	9			479	5,017	
兵庫県	30	1	29	760	226	624	
奈良県	1				14	14	
和歌山県	20	2	5	53	31	60	
鳥取県	120		20	498	250	1,327	
島根県	5	4			7	8	
岡山県	50	9			99	407	
広島県	49	12			217	485	
山口県	67		1	150	28	154	
徳島県	80	3	51	215	90	429	
香川県	62	1			93	663	
愛媛県	5	1			86	615	
高知県	55	1			47	113	
福岡県	17	10	7	1,479	398	401	
佐賀県	86	1			95	357	
長崎県	7	1	5	474	7	7	
熊本県	119	1			127	715	
大分県	18	5	3	86	73	136	
宮崎県	2	1	1	195	30	35	
鹿児島県	5				70	92	
沖縄県	9	3	3	519	21	55	
札幌市	13	7	3	668	57	57	
仙台市		4	3	29	57	416	
宇都宮市	70		8	44	59	258	
千葉市			2	104	77	108	
横浜市	6	2	10	414	30	30	
川崎市	23	3	15	298	269	1,897	
静岡市							
名古屋市	22		26	64	62	93	
京都市	10	7	113	801	67	305	
大阪市	46		4	130	114	435	
神戸市		1			24	24	
広島市	17	1			220	226	
北九州市	15	6	2	90	4	5	
福岡市			1	50			
合計	3,067	172	430	11,653	6,284	28,369	

(東京都内訳)

中部	296	4	1	161	94	562	
多摩	420	2	19	874	176	1,451	
台東区	562	2	3	72	102	846	

資料:精神保健福祉課調

(3) 特定相談事業(アルコール)

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		備考
			回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	10	3			9	12	
青森県		1					
岩手県	36	1	10	63	26	91	
宮城県	2	1	1	103	16	37	
秋田県	15	4	4	126	6	9	
山形県	20		2	878	23	454	
福島県	19	1			7	11	
茨城県	6	1	2	117	38	45	
栃木県	5	16	21	456	30	66	
群馬県	12				82	166	
埼玉県	28	4	4	258	65	231	
千葉県	18	22	22	509	184	326	
東京都	601	7	14	2,719	578	4,072	
神奈川県	5	4			71	74	
新潟県							
富山県	20	1	5	207	3	7	
石川県	6	2	1	59	6	6	
福井県		1			8	12	
山梨県	17	1	5	2,094	1	3	
長野県	10	2	17	135	31	286	
岐阜県	5	1			20	20	
静岡県			1	320	29	40	
愛知県		4			24	24	
三重県	3						
滋賀県	20	1	49	840	79	108	
京都府	2	1	10	70	10	11	
大阪府	2	1	2	91	239	1,932	
兵庫県	31	6	12	126	33	102	
奈良県	1				2	2	
和歌山県	16						
鳥取県	2	7	1	38	21	52	
島根県	7	1	2	279	1	1	
岡山県	1				4	5	
広島県	8	2	4	65	47	94	
山口県					7	63	
徳島県	36	2	10	121	11	23	
香川県	1		11	81	5	57	
愛媛県	24				15	15	
高知県	35				3	3	
福岡県	38	25	20	220	221	229	
佐賀県	18	2			14	23	
長崎県	9	1	2	188	2	2	
熊本県	23	6	23	974	20	122	
大分県	1		1	222	35	77	
宮崎県	7	1	1	70	5	7	
鹿児島県	17	1	17	229	16	16	
沖縄県	3	1	1	197	9	15	
札幌市		3	1	3	51	61	
仙台市	45	2	4	1,294	45	734	
さいたま市	16	4			35	100	
千葉市			1	22	77	107	
横浜市	12	3	14	706	10	13	
川崎市	8		15	511	26	84	
静岡市							
名古屋市	4	1					
京都市	2	1	68	1,055	31	68	
大阪市	15		5	1,514	23	34	
神戸市	2		2	396	5	5	
広島市	2	1			42	44	
北九州市	25	7	5	682	39	55	
福岡市	4	2					
合計	1,275	159	390	18,038	2,440	10,256	

(東京都内訳)

中部	96	3	4	690	162	841	
多摩	225	2	5	1,619	202	1,968	
台東区	280	2	5	410	214	1,263	

資料：精神保健福祉課調

(4) 心の健康づくり推進事業

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		心の電話 相談事業 延件数	備考
			回数	参加人数	実件数	延件数		
北海道			1	500	62	162	3,262	
青森県	95	1	2	165	1	8	1,951	
岩手県	3	1	8	887	83	157	336	
宮城県	22	1	1	103	163	617	3,070	
秋田県	29		12	51	28	87	1,251	
山形県	82	3	10	413			1,481	
福島県	100	1			118	519	1,555	
茨城県		4			52	258	2,644	
栃木県	12	4	2	467	32	128	3,321	
群馬県	18	6	19	626	26	104	3,961	
埼玉県	123	11	16	1,897	93	343	2,752	
千葉県	18	34	7	3,048	56	111	1,604	
東京都	737	3	14	1,484	152	677	24,745	
神奈川県	14		50	420	15	79	3,707	
新潟県	18	2			36	58	1,163	
富山県	85	2	21	915	392	399	1,516	
石川県	43		17	683	75	388	4,711	
福井県								
山梨県	47		5	1,225	84	488	3,133	
長野県	44	10	10	1,318	36	196	4,553	
岐阜県		1	13	951			2,589	
静岡県			14	1,158	22	33	5,491	
愛知県	40	4	7	4,703	1,129	1,286	1,095	
三重県	15	2	25	1,047	98	127	3,893	
滋賀県	33	2	1	112	46	79	1,746	
京都府	24	1	3	48	63	200	454	
大阪府	246	1	28	1,434	468	2,917	3,178	
兵庫県	109	4	28	1,568	50	113	2,090	
奈良県	6						248	
和歌山県	23		7	662	2	2	458	
鳥取県	39		8	860				
島根県	17		1	146	49	95	545	
岡山県	15	1	9	304	85	608	2,025	
広島県							1,659	
山口県		28	6	892			1,945	
徳島県								
香川県	24				114	1,006	2,640	
愛媛県			3	149			2,059	
高知県	10				68	82	535	
福岡県	69	15	19	967	97	124	2,408	
佐賀県	68				32	48	3,231	
長崎県	49	1	8	943	11	14	1,839	
熊本県	17	2			9	2,378	2,354	
大分県	3		1	1,173	46	118	2,557	
宮崎県	20	6	1	72	46	69	2,356	
鹿児島県	28	1			46	138	1,700	
沖縄県	1	1	1	201	10	10	379	
札幌市							1,737	
仙台市	61	4	1	550	370	1,462	3,644	
さいたま市	9		1	150	99	301	1,249	
千葉市							1,770	
横浜市	3		5	786	3	3	4,603	
川崎市	2	5	1	84	7	63	1,457	
静岡市								
名古屋市	27				334	363	1,234	
京都市	4		2	615	37	102	3,044	
大阪市							6,696	
神戸市	3		13	537			816	
広島市	4		1	600	640	686	593	
北九州市	72		4	155	3	3	658	
福岡市	16		22	752			2,483	
合計	2,547	162	428	35,821	5,488	17,209	150,174	

(東京都内訳)

中部	529				58	219	8,583	
多摩	147	2	7	387	71	272	8,811	
台東区	61	1	7	1,097	23	186	7,351	

資料：精神保健福祉課調

(5) 社会復帰促進事業

都道府県等	技術援助 技術指導 回 数	研 修 会 (講習会) 回 数	広 報 普 及 (講習会・座談会等)		相 談 事 業		備 考
			回 数	参加人数	実 件 数	延 件 数	
北海道							
青森県		2			23	23	
岩手県	34		4	68	23	36	
宮城県	213	6	6	21	71	100	
秋田県	23	1	1	145	27	57	
山形県	11				7	71	
福島県	96	1			68	607	
茨城県	99	43	3	525	1	19	
栃木県	26	3					
群馬県							
埼玉県	9	7	15	429	63	115	
千葉県	458	9	92	2,933	4,499	10,905	
東京都	4,497	22	6	144	1,378	157,127	
神奈川県	306	13			48	605	
新潟県	12	1	16	225			
富山県	44	2	13	499	39	150	
石川県	102	10	1	71	33	92	
福井県	84	15	2	136	22	102	
山梨県	47	23			34	201	
長野県	280	32	13	1,101	58	378	
岐阜県							
静岡県	48	48	4	59	12	45	
愛知県	306	42	4	126	102	259	
三重県	16		6	153	4	5	
滋賀県	23	2			15	17	
京都府	25		12	189	11	108	
大阪府	1,873	94	1	420	2,960	10,848	
兵庫県	1,883	4	44	3,414	63	180	
奈良県	2				2	2	
和歌山県	33	1					
鳥取県	194	13	9	150	123	2,273	
島根県	29	5	2	110	7	8	
岡山県	30	2			25	30	
広島県	5	61			112	1,262	
山口県	4	13	7	165	10	107	
徳島県	48	2			14	44	
香川県	173	2	12	40	26	895	
愛媛県	56	1			8	8	
高知県	134	3			15	18	
福岡県	180	13	54	2,045	101	2,213	
佐賀県	4				1	2	
長崎県	66	1	12	353	9	12	
熊本県	141	4	60	474	105	293	
大分県	25	4	9	176	54	79	
宮崎県	17	6			43	72	
鹿児島県	3						
沖縄県	11	3	4	1,754			
札幌市	2	33			55	639	
仙台市	35	9	19	280	65	1,057	
さいたま市	1	2			9	33	
千葉市	25	3			57	75	
横浜市							
川崎市		1	1	31			
静岡市							
名古屋市	22	26	4	18	289	361	
京都市	421	6	12	195	10	37	
大阪市	5						
神戸市	17	5	5	49			
広島市	117	15	30	307	343	347	
北九州市	144	9	13	596	11	11	
福岡市	35	7	8	1,474			
合 計	12,494	630	504	18,875	11,055	191,928	

(東京都内訳)

中 部	2,964	6	1	13	894	76,471	
多 摩	1,200	14	2	60	449	78,673	
台 東 区	333	2	3	71	35	1,983	

資料:精神保健福祉課調

4 精神障害者保健福祉手帳関係
 (1)精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成17年3月末現在)

	年度末現在交付者数			
	1 級	2 級	3 級	合 計
全 国	24,368	79,082	22,846	126,296
1 北海道	871	5,307	1,701	7,879
2 青 森	1,315	1,125	213	2,653
3 岩 手	545	766	229	1,540
4 宮 城	798	1,381	470	2,649
5 秋 田	184	763	209	1,156
6 山 形	804	318	49	1,171
7 福 島	404	972	251	1,627
8 茨 城	368	871	343	1,582
9 栃 木	303	763	349	1,415
10 群 馬	736	599	186	1,521
11 埼 玉	380	2,603	713	3,696
12 千 葉	1,010	2,662	573	4,245
13 東 京	2,640	7,066	2,923	12,629
14 神奈川	1,601	4,902	1,676	8,179
15 新 潟	592	1,910	271	2,773
16 富 山	131	526	156	813
17 石 川	155	537	129	821
18 福 井	21	74	62	157
19 山 梨	477	954	127	1,558
20 長 野	620	1,254	232	2,106
21 岐 阜	126	689	330	1,145
22 静 岡	503	2,037	639	3,179
23 愛 知	763	5,303	1,613	7,679
24 三 重	201	1,084	207	1,492
25 滋 賀	78	506	155	739
26 京 都	609	1,626	876	3,111
27 大 阪	1,908	5,695	1,217	8,820
28 兵 庫	1,045	6,257	1,911	9,213
29 奈 良	157	620	65	842
30 和歌山	308	617	116	1,041
31 鳥 取	243	611	80	934
32 島 根	284	507	192	983
33 岡 山	318	823	131	1,272
34 広 島	423	2,724	521	3,668
35 山 口	865	847	241	1,953
36 徳 島	238	276	66	580
37 香 川	139	408	87	634
38 愛 媛	168	881	111	1,160
39 高 知	66	531	122	719
40 福 岡	815	4,618	1,620	7,053
41 佐 賀	79	416	65	560
42 長 崎	234	1,154	217	1,605
43 熊 本	70	49	3	122
44 大 分	145	817	144	1,106
45 宮 崎	109	795	183	1,087
46 鹿 児 島	98	1,497	562	2,157
47 沖 縄	421	2,341	510	3,272
指定都市(再掲)				
48 札 幌	323	2,585	1,160	4,068
49 仙 台	362	747	267	1,376
50 さいたま	87	461	94	642
51 千 葉	136	357	68	561
52 川 崎	614	2,226	889	3,729
53 横 浜	187	784	228	1,199
54 名 古 屋	239	1,909	645	2,793
55 京 都	406	1,097	663	2,166
56 大 阪	594	2,047	629	3,270
57 神 戸	448	4,005	1,302	5,755
58 広 島	193	778	71	1,042
59 北九州	69	507	219	795
60 福 岡	420	2,485	992	3,897

(2)地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳に基づく主な福祉サービス一覧

平成17年4月末現在

都道府県名	主 な サ ー ビ ス の 内 容
北海道	公共施設利用料の減免
青森県	県有施設等の使用料の免除、県バス協会加盟民間バスの県内路線バス運賃割引、県内民間鉄道(JR除く)4社の鉄道運賃割引制度、1級所持者の医療費助成
岩手県	医療費助成(1級)、公共施設等の利用料の減免
宮城県	公共施設等の利用料の割引
秋田県	公共施設等の利用料の割引、バス運賃の割引
山形県	医療費助成(1級)、県営住宅優先抽選、公共施設利用料の減免
福島県	県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社・会津鉄道の運賃割引
茨城県	県立施設等の入館料等の減免、県内民営バス2社運賃割引
栃木県	各種公共施設等の利用料金の割引
群馬県	公共施設の利用料の減免
埼玉県	公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免
千葉県	公共施設等の入園料等の減免
東京都	都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行
神奈川県	県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除
新潟県	県立8施設の利用料の免除
富山県	県立施設の利用料等の減免
石川県	公共施設利用料の免除・割引
福井県	県立施設等の入場料の免除・減免
山梨県	県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居
長野県	県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居、医療費助成制度(1級)、バス運賃割引、タクシー運賃割引
岐阜県	県有施設の利用料の減免、免除
静岡県	県立施設等の利用料の減免
愛知県	公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減
三重県	県立施設等の利用料の免除・減額
滋賀県	通院医療費自己負担分の助成(精神手帳1級中心:ただしH17.8月より1・2級)、公共施設の利用料減免
京都府	公共施設の利用料減免
大阪府	府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募
兵庫県	県内施設等の利用料の減免、県営住宅の優先入居(1、2級)
奈良県	県立施設等の利用料の免除
和歌山県	県有施設入場料・使用料の無料・減免

都道府県名	主 な サ ー ビ ス の 内 容
鳥取県	県立施設等の利用料の減免、県内路線バスの運賃割引、医療費助成制度(1級)
島根県	県立施設の利用料の免除
岡山県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅入居優先制度
広島県	路線バス、鉄道(JR除く)の運賃割引、県立施設等利用料の減免、県営住宅入居当選率の優遇(1、2級)
山口県	公共施設利用料の減免、県内有料道路通行料金助成、県内バス運賃割引、医療費助成(1級)
徳島県	バス運賃の減免、公共施設の利用料減免、県営住宅優先入居
香川県	県立施設入園料等の免除・減免
愛媛県	県公共施設利用料の減免、県営住宅への優先入居
高知県	県立施設利用料の免除・減免、県営住宅の優先入居、土佐くろしお鉄道運賃割引
福岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の入居募集の優遇、県内第三セク鉄道2社の運賃割引制度
佐賀県	公共施設等の利用料割引、県内3社の県内路線バス運賃割引、県営住宅入居当選率の優遇
長崎県	公共施設の利用料減免、県内バス運賃割引、県内路面電車運賃割引
熊本県	医療費助成(1級)、県立施設使用料等の免除
大分県	公共施設の一部利用料減免
宮崎県	公共施設の使用料減免、公営住宅の優先入居、家賃減免
鹿児島県	県立施設等の使用料等減免・免除
沖縄県	公共施設等の利用料の免除・割引
札幌市	市内公共交通機関交通費助成、公共施設の使用料等の減免
仙台市	交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車証、自家用車燃料費助成券の3つから選択交付)、市営駐車場料金一部割引、市営住宅入居申込時の所得控除
さいたま市	公共施設の使用料減免
千葉市	通所交通費助成、福祉タクシー利用券(1級)、自動車燃料費助成(1級)、市営住宅入居の優遇措置(1、2級)、公共施設の利用料免除
横浜市	水道料金等の減免、バス・地下鉄等特別乗車券(無料バス)の交付、住み替え家賃助成、民間住宅あんしん入居助成(保証人がいない方に対する民間住宅への入居支援等)、市営住宅入居優先
川崎市	市営住宅入居優遇制度、市内運行バス特別乗車証等の交付、公営施設等の入場料割引、タクシー10%割引
静岡市	市内バス・電車の利用助成、市内文化施設への入場料減免
名古屋市	福祉特別乗車券の交付(市バス、地下鉄)、市営住宅の入居、市営施設等利用料の免除・割引、資源やごみの排出支援、障害者医療費助成(1級、所得制限)
京都市	公共施設の利用料減免、福祉乗車証(市バス、市営地下鉄、一部民営バス)
大阪市	市営交通運賃の免除・割引、上下水道料金の減免(1級)、市内文化施設への入場優待
神戸市	福祉乗車証(市内公共交通機関)、公共施設入館料の減免、障害者用駐車券(1級)、市立駐輪場の割引、重度障害者特別給付金(1級、20歳以上、所得制限あり)、通院医療費助成、重度精神障害者医療費助成(1級)
広島市	バス・市内電車の運賃の割引、公共交通機関利用助成(所得制限)、福祉タクシー利用助成(1級、所得制限)、上下水道料金の減免(1、2級)、公共施設利用料の減免、大型ゴミ排出支援(単身者)
北九州市	公営住宅専用募集枠、市営バス福祉優待乗車証、市営渡船運賃割引、公共施設利用料減免、障害者あんしん法律相談、自動車運転免許取得助成
福岡市	市営住宅の優先入居及び家賃の減免、市立施設等の利用料の減免、市営地下鉄運賃の助成

5 精神障害者社会復帰施設設置箇所数

(平成17年4月1日現在)

	生訓施設	福祉ホーム	福祉ホーム B型	授産施設			福祉工場	地域生活 支援センター
				通所	入所	小規模通所		
1北海道	11	3	1	14	0	5	0	11
2青森県	8	3	4	5	2	4	1	15
3岩手県	4	1	1	8	0	2	0	9
4宮城県	1	0	0	3	0	3	0	1
5秋田県	8	4	1	3	1	0	0	4
6山形県	2	0	1	1	0	2	0	4
7福島県	3	3	2	4	0	5	0	8
8茨城県	8	2	3	7	1	1	0	11
9栃木県	10	9	4	3	2	4	0	11
10群馬県	7	2	4	4	0	4	0	9
11埼玉県	11	2	3	6	0	7	0	16
12千葉県	6	3	3	6	0	4	0	11
13東京都	10	9	0	27	0	69	0	43
14神奈川県	4	2	1	1	0	13	0	8
15新潟県	11	6	5	17	1	4	0	12
16富山県	2	1	3	7	1	5	1	7
17石川県	3	4	5	2	1	4	1	7
18福井県	1	1	0	7	0	0	0	7
19山梨県	2	0	1	5	0	0	0	4
20長野県	9	3	1	12	1	7	0	7
21岐阜県	7	3	1	1	0	1	1	9
22静岡県	6	2	2	10	0	4	0	13
23愛知県	6	1	1	7	0	10	0	8
24三重県	5	2	5	6	0	3	0	7
25滋賀県	3	1	0	7	0	2	0	7
26京都府	1	0	1	3	0	5	0	4
27大阪府	13	4	3	4	0	54	1	27
28兵庫県	7	5	2	5	0	9	0	5
29奈良県	3	0	0	1	0	14	0	8
30和歌山県	2	0	1	5	0	7	1	5
31鳥取県	2	2	2	2	0	3	0	3
32島根県	4	5	0	8	1	3	2	10
33岡山県	3	6	2	2	2	4	0	10
34広島県	7	4	5	8	0	7	1	11
35山口県	8	4	5	5	1	2	1	7
36徳島県	8	1	0	1	0	1	0	6
37香川県	5	1	2	2	0	2	0	7
38愛媛県	4	1	2	1	0	4	1	5
39高知県	3	0	2	1	0	6	0	5
40福岡県	9	1	4	7	4	0	0	11
41佐賀県	3	1	1	1	0	0	1	1
42長崎県	8	4	5	8	2	1	1	8
43熊本県	5	2	2	8	0	2	2	10
44大分県	6	4	1	7	1	1	1	7
45宮崎県	4	2	0	2	1	2	0	4
46鹿児島県	8	7	0	6	1	1	1	11
47沖縄県	7	4	0	3	6	0	0	9
48札幌市	3	1	1	2	0	5	0	4
49仙台市	2	0	0	5	0	7	0	5
50さいたま市	1	0	0	2	0	3	1	5
51千葉市	1	0	0	0	0	2	0	1
52横浜市	3	0	0	2	0	5	0	4
53川崎市	1	0	0	0	0	4	0	1
54静岡市	0	0	1	0	0	0	0	2
55名古屋市	2	0	1	3	0	1	0	2
56京都市	0	3	0	2	0	7	0	4
57大阪市	2	1	0	1	0	23	0	7
58神戸市	1	0	1	3	0	16	0	7
59広島市	3	0	1	2	0	3	0	4
60北九州市	0	4	1	5	0	3	0	1
61福岡市	2	0	0	1	0	5	0	2
合計	289	134	98	291	29	375	18	472

6 精神障害者居宅生活支援事業実績

(1)精神障害者ホームヘルプ(平成17年4月実績)

都道府県名	利用者数(人)	のべ利用時間数(時間)	一人あたりの利用時間数 (時間) のべ利用時間数÷利用者数
1 北海道	224	2,428	10.8
2 青森県	124	1,901	15.3
3 岩手県	160	1,049	6.6
4 宮城県	144	1,437	10.0
5 秋田県	56	583	10.4
6 山形県	79	877	11.1
7 福島県	134	1,024	7.6
8 茨城県	163	1,607	9.9
9 栃木県	158	1,223	7.7
10 群馬県	164	1,660	10.1
11 埼玉県	402	3,956	9.8
12 千葉県	304	3,534	11.6
13 東京都	1,076	10,317	9.6
14 神奈川県	318	2,417	7.6
15 新潟県	292	2,860	9.8
16 富山県	76	767	10.1
17 石川県	101	1,079	10.7
18 福井県	78	612	7.8
19 山梨県	132	1,109	8.4
20 長野県	357	3,892	10.9
21 岐阜県	82	780	9.5
22 静岡県	199	1,821	9.2
23 愛知県	356	3,496	9.8
24 三重県	155	1,256	8.1
25 滋賀県	161	1,910	11.9
26 京都府	151	1,526	10.1
27 大阪府	945	17,793	18.8
28 兵庫県	367	4,542	12.4
29 奈良県	148	2,032	13.7
30 和歌山県	179	2,179	12.2
31 鳥取県	136	1,372	10.1
32 島根県	152	1,439	9.5
33 岡山県	214	2,301	10.8
34 広島県	210	1,907	9.1
35 山口県	146	1,538	10.5
36 徳島県	81	1,046	12.9
37 香川県	89	918	10.3
38 愛媛県	184	2,031	11.0
39 高知県	95	821	8.6
40 福岡県	247	2,780	11.3
41 佐賀県	56	612	10.9
42 長崎県	141	1,875	13.3
43 熊本県	184	2,107	11.4
44 大分県	117	1,025	8.8
45 宮崎県	100	995	10.0
46 鹿児島県	143	1,863	13.0
47 沖縄県	103	1,740	16.9
48 札幌市	100	1,401	14.0
49 仙台市	173	1,729	10.0
50 さいたま市	59	627	10.6
51 千葉市	39	265	6.8
52 横浜市	363	5,683	15.7
53 川崎市	129	1,169	9.1
54 静岡市	23	263	11.4
55 名古屋市	349	3,674	10.5
56 京都市	181	2,295	12.7
57 大阪市	592	8,537	14.4
58 神戸市	171	1,893	11.1
59 広島市	38	310	8.2
60 北九州市	58	694	12.0
61 福岡市	25	206	8.2
計	11,983	136,771	全体平均 11.4時間 (精神保健福祉課調)

※のべ利用時間については、身体介護、家事援助、移動支援の合計時間数を計上

(2)精神障害者グループホーム(平成17年4月実績)

都道府県名	箇所数(力所)	定員(人)	入居者数(人)
1 北海道	31	208	199
2 青森県	16	80	74
3 岩手県	32	182	171
4 宮城県	22	97	77
5 秋田県	19	107	89
6 山形県	29	167	155
7 福島県	52	270	244
8 茨城県	30	175	125
9 栃木県	33	180	170
10 群馬県	36	210	198
11 埼玉県	33	172	154
12 千葉県	36	165	130
13 東京都	105	525	488
14 神奈川県	40	198	194
15 新潟県	37	214	201
16 富山県	26	138	126
17 石川県	31	176	160
18 福井県	12	54	48
19 山梨県	17	118	108
20 長野県	40	207	192
21 岐阜県	10	50	47
22 静岡県	27	141	122
23 愛知県	22	116	107
24 三重県	12	61	57
25 滋賀県	19	86	79
26 京都府	7	39	35
27 大阪府	102	542	473
28 兵庫県	24	113	97
29 奈良県	11	53	33
30 和歌山県	14	63	49
31 鳥取県	7	34	30
32 島根県	22	103	92
33 岡山県	30	159	140
34 広島県	12	60	52
35 山口県	21	119	100
36 徳島県	5	26	23
37 香川県	4	29	26
38 愛媛県	20	98	91
39 高知県	17	88	81
40 福岡県	30	163	124
41 佐賀県	9	51	51
42 長崎県	26	126	112
43 熊本県	24	132	106
44 大分県	24	122	114
45 宮崎県	10	55	46
46 鹿児島県	23	122	108
47 沖縄県	17	79	75
48 札幌市	33	212	207
49 仙台市	19	85	85
50 さいたま市	11	48	44
51 千葉市	1	4	4
52 横浜市	35	203	201
53 川崎市	19	87	85
54 静岡市	1	5	5
55 名古屋市	9	44	44
56 京都市	11	58	54
57 大阪市	34	145	130
58 神戸市	14	73	63
59 広島市	10	56	53
60 北九州市	13	73	43
61 福岡市	10	78	65
計	1,446	7,644	6,856

(精神保健福祉課調)

※平成17年4月1日現在において開設しているグループホームについて計上

7 平成16年度更生・育成医療の実施状況

都道府県

実施主体	更生医療		育成医療	
	実人員	公費負担額	実人員	公費負担額
	人	千円	人	千円
1 北海道	7,722	539,904	1,587	129,259
2 青森	2,949	346,107	423	44,030
3 岩手	345	56,193	395	31,691
4 宮城	2,621	326,369	711	42,930
5 秋田	1,215	165,245	214	17,146
6 山形	1,956	240,419	304	29,038
7 福島	1,144	135,950	673	34,385
8 茨城	407	72,821	890	67,213
9 栃木	3,507	300,711	1,290	120,937
10 群馬	724	100,119	436	40,104
11 埼玉	1,653	400,474	2,070	193,769
12 千葉	1,231	290,018	1,529	154,623
13 東京都	3,279	576,179	4,246	394,021
14 神奈川県	340	62,461	860	95,241
15 新潟	3,324	330,017	1,083	87,714
16 富山	778	68,893	423	19,695
17 石川	2,539	266,781	337	34,103
18 福井	707	93,308	361	27,314
19 山梨	4,117	491,684	2,233	39,885
20 長野	1,252	206,590	839	86,927
21 岐阜	919	127,387	627	59,209
22 静岡県	1,416	199,440	1,037	105,749
23 愛知県	7,074	602,624	4,145	276,768
24 三重	1,403	172,577	884	61,674
25 滋賀	2,981	261,966	753	92,117
26 京都	4,501	516,200	1,067	62,434
27 大阪	6,000	383,924	2,447	201,633
28 兵庫県	1,364	163,809	1,676	108,486
29 奈良	2,279	193,465	706	57,774
30 和歌山	1,590	176,970	453	30,226
31 鳥取	236	26,733	288	26,833
32 島根	345	40,094	380	29,435
33 岡山	1,945	174,581	285	28,660
34 広島	861	114,980	478	41,565
35 山口	7,242	437,451	739	48,092
36 徳島	617	77,695	518	42,112
37 香川	1,470	149,057	420	27,142
38 愛媛	2,470	309,072	293	30,175
39 高知	2,403	341,846	106	9,457
40 福岡	7,262	975,454	862	128,406
41 佐賀	3,289	381,919	395	28,858
42 長崎	4,119	409,060	621	49,546
43 熊本	7,544	767,090	566	42,117
44 大分	1,658	336,948	237	22,634
45 宮崎	5,026	459,669	519	61,384
46 鹿児島	2,933	330,336	732	52,829
47 沖縄	6,365	685,050	1,490	132,168

指定都市・中核市(別掲)

実施主体	更生医療		育成医療	
	実人員	公費負担額	実人員	公費負担額
	人	千円	人	千円
48 札幌	1,785	171,896	955	86,655
49 仙台	1,631	252,896	459	45,198
50 さいたま	263	50,255	741	57,188
51 千葉	384	69,206	391	41,982
52 横浜	335	92,624	1,306	120,808
53 川崎	397	64,011	351	43,050
54 名古屋	4,105	514,752	1,176	91,626
55 東京都	5,980	1,000,918	1,369	127,592
56 大阪	2,287	323,726	730	65,995
57 神戸	4,065	334,611	1,645	51,750
58 広島	1,210	149,422	454	44,239
59 北九州	4,656	399,310	213	20,228
60 福岡	4,669	489,216	418	60,953
61 旭川	1,053	118,830	249	10,363
62 秋田	332	45,422	135	7,158
63 郡山	104	14,854	107	9,830
64 いわき	146	32,378	114	11,203
65 宇都宮	1,531	76,967	925	49,069
66 川越	108	31,724	121	9,236
67 船橋	202	39,489	153	16,846
68 須賀	47	7,083	167	14,833
69 相模原	77	21,883	251	25,690
70 新潟	1,905	161,255	284	19,146
71 富山	484	37,399	86	9,589
72 金沢	2,472	161,562	180	14,170
73 長野	227	36,373	105	11,100
74 岐阜	97	12,492	119	9,880
75 静岡	430	63,959	290	29,829
76 浜松	323	57,566	253	24,478
77 豊橋	492	52,771	333	16,649
78 豊田	797	78,573	329	19,461
79 岡崎	435	44,191	293	16,077
80 堺	746	84,048	662	52,891
81 高槻	456	48,405	177	13,014
82 姫路	124	15,324	177	7,631
83 奈良	234	39,727	236	17,491
84 和歌山	1,122	124,437	513	13,219
85 岡山	1,254	138,978	270	22,035
86 倉敷	726	85,811	166	16,501
87 福山	209	29,171	159	12,053
88 高松	907	56,960	234	14,048
89 松山	1,034	75,191	221	23,754
90 高知	1,049	214,029	116	9,632
91 長崎	1,920	113,153	237	17,113
92 熊本	3,749	373,400	329	23,911
93 大分	1,150	71,586	135	14,408
94 宮崎	1,557	159,606	194	16,633
95 鹿児島	9,263	140,038	362	32,654
合計	195,651	20,663,118	62,518	5,036,367

資料：精神保健福祉課作成（「福祉行政報告例」より）

8 精神保健福祉全国大会の開催状況

第1回 (昭和28年)	東京都	第28回 (昭和55年)	神奈川県
第2回 (昭和29年)	〃	第29回 (昭和56年)	福岡県
第3回 (昭和30年)	〃	第30回 (昭和57年)	北海道
第4回 (昭和31年)	〃	第31回 (昭和58年)	静岡県
第5回 (昭和32年)	〃	第32回 (昭和59年)	新潟県
第6回 (昭和33年)	〃	第33回 (昭和60年)	広島県
第7回 (昭和34年)	〃	第34回 (昭和61年)	青森県
第8回 (昭和35年)	〃	第35回 (昭和62年)	京都府
第9回 (昭和36年)	大阪府	第36回 (昭和63年)	茨城県
第10回 (昭和37年)	神奈川県	第37回 (平成元年)	宮崎県
第11回 (昭和38年)	福岡県	第38回 (平成2年)	北海道
第12回 (昭和39年)	宮城県	第39回 (平成3年)	高知県
第13回 (昭和40年)	愛知県	第40回 (平成4年)	神奈川県
第14回 (昭和41年)	北海道	第41回 (平成5年)	大阪府
第15回 (昭和42年)	東京都	第42回 (平成6年)	岡山県
第16回 (昭和43年)	兵庫県	第43回 (平成7年)	岩手県
第17回 (昭和44年)	広島県	第44回 (平成8年)	岐阜県
第18回 (昭和45年)	新潟県	第45回 (平成9年)	佐賀県
第19回 (昭和46年)	愛媛県	第46回 (平成10年)	新潟県
第20回 (昭和47年)	熊本県	第47回 (平成11年)	三重県
第21回 (昭和48年)	石川県	第48回 (平成12年)	鹿児島県
第22回 (昭和49年)	東京都	第49回 (平成13年)	長野県
第23回 (昭和50年)	福島県	第50回 (平成14年)	東京都
第24回 (昭和51年)	北海道	第51回 (平成15年)	兵庫県
第25回 (昭和52年)	島根県	第52回 (平成16年)	長崎県
第26回 (昭和53年)	香川県	第53回 (平成17年)	岩手県
第27回 (昭和54年)	大阪府	第54回 (平成18年)	千葉県
			(予 定)

障害保健福祉関係主管課長会議資料

母子保健対策の推進について

1 周産期医療ネットワークの整備について

母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するため、平成16年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」において、高次の医療機関（総合周産期母子医療センター）を中核とした周産期医療ネットワーク（システム）の整備を計画的に進めているところであり、また、平成14年12月に決定された障害者基本計画に沿った重点施策実施5か年計画においても周産期医療ネットワークの整備を図ることとされているところである。

各都道府県においては、厳しい財政状況下ではあるが、次世代育成支援の一環として、地域の周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターを整備し、これを中心とした地域周産期母子医療センター等との母体及び新生児の搬送体制をはじめとする周産期医療ネットワークの整備をお願いしたい。

国においては、平成17年度において創設された母子保健医療対策等総合支援事業の中で、引き続き周産期医療ネットワークの整備等に努めていくこととしているので御了知願いたい。

2 発達障害への対応について

発達障害者支援法においては、「母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害児の早期発見に十分留意しなければならない」、また、「発達障害の疑いがある児童を発見した場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、発達障害者支援センターや専門的な治療が可能な医療機関を紹介し、又は助言を行うものとする」とされており、発達障害児の早期発見及び支援のより一層の充実が求められている。

発達障害については、知的な障害等を伴い早期に発見しやすい場合もあるが、一方で、集団生活を行う年齢になり問題化する場合や、発達段階の途中であることから判断が難しい場合も多くあり、原因が発達障害にあることがわからずに「落ち着きがない」「親の言うことを聞かない」等によって子どもが虐待を受けるケースも存在する。

発達障害に関する基本的な知識を関係者が備えた上で、子どもやその家族に対応することが重要であることから、都道府県におかれては、これらの趣旨を踏まえ、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、児童の発達

障害の早期発見に十分留意するよう、この周知及び引き続き適切な健康診査の実施を図っていただくよう、管内市町村にご指導願いたい。

3 「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」について

今後、心身の発達障害や心の問題を抱える子どもの保護者の育児不安を解消するには高度専門的な診断・治療が必要な事例に対応できる小児科医、精神科医の連携が重要とされており、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」においても、「2010年までに親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合を100%にする」ことを目標として取り組んでいるところである。

現在、雇用均等・児童家庭局においては局長が招集する「子どもの心の診療医に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、子どもの心の診療に携わることのできる小児科や精神科などの医師の養成方法について、有識者や関係学会による検討を行っているところである。報告書は平成17年度末までに取りまとめる予定である。

また、平成18年度においても、本検討会報告書を土台とし、より具体的な養成プログラムの作成等を検討する予定である。

「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」

1 目的

「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」は、「健やか親子21」の主要4課題の一つとして推進されており、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）においては、今後5年間の目標として、「子どものこころの健康に関する研修を受けている小児科医、精神科医（子どもの診療に関わる医師）の割合100%」を掲げている。

児童虐待が急増する中、心身の発達障害や心の問題を抱える子どもの保護者の育児不安を解消することが児童虐待の防止にもつながることが認識され、子どもの心の問題に関する診療を行うことのできる専門家の確保が急務となっている。

さらに、平成16年12月に成立した「発達障害者支援法」に基づき、発達障害児の健全育成を促進するための総合的な地域支援を推進することが求められており、発達障害の診断・治療やケアを適切に行うことのできる小児科医及び児童精神科医の需要が増大している。

しかしながら、我が国では、心身症や精神疾患及び虐待による心の問題や発達障害などの子どもの心の問題に対応できる小児科医及び児童精神科医が極め

て少ない状況にある。

このため、雇用均等・児童家庭局長が「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、子どもの心の診療に携わることのできる小児科や精神科などの専門の医師の養成方法について、有識者や関係学会の代表による検討を行う。

2 検討会委員 (五十音順、敬称略)

- 牛島 定信 日本児童青年精神医学会理事長、東京慈恵会医科大学名誉教授、東京女子大学文理学部心理学科客員教授
- 奥山真紀子 国立成育医療センターこころの診療部部長
- 齋藤万比古 国立精神・神経センター精神保健研究所児童・思春期精神保健部長
- 杉山登志郎 日本小児総合医療施設協議会、あいち小児保健医療総合センター心療科部長
- 富田 和巳 日本小児心身医学会理事長、こども心身医療研究所所長
- 西田 寿美 全国児童青年精神科医療施設協議会会長、三重県立小児診療センターあすなろ学園長
- 伯井 俊明 社団法人日本医師会常任理事
- 別所 文雄 日本小児科学会理事、杏林大学小児科学教授
- 星加 明德 日本小児精神神経学会理事長、東京医科大学小児科学教授
- 保科 清 社団法人日本小児科医会副会長、医療法人財団順和会山王病院小児科教授
- 南 砂 読売新聞編集局解説部次長
- 桃井真里子 日本小児神経学会理事、自治医科大学小児科学教授
- 森 隆夫 社団法人日本精神科病院協会常任理事、あいせい紀年病院理事長
- ◎柳澤 正義 日本子ども家庭総合研究所副所長、国立成育医療センター名誉総長
- 山内 俊雄 日本精神神経学会理事長、埼玉医科大学学長
- 吉村 博邦 全国医学部長病院長会議会長、北里大学医学部長

◎座長、○副座長

3 検討項目

- (1) 子どもの心の診療に関する現状と課題
- (2) 今後の子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成方法について

小児慢性特定疾患治療研究事業と育成医療の取扱いについて

慢性心疾患に係る小児慢性特定疾患治療研究事業と育成医療の取扱いについては、平成17年2月21日に事務連絡（Q&A）を発出したところである。

障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行となり、育成医療についても自立支援医療に位置づけられることとなるが、上述の取扱いについては変更がないこと。

（参考：平成17年2月21日母子保健課福祉係事務連絡（Q&A））

「小児慢性特定疾患治療研究事業と育成医療との関係については、疾病にもよるが原則として内科的治療については小児慢性特定疾患治療研究事業、外科的治療については育成医療で対応することとされてきたところであり、従来の取扱いを変えるものではない。」

12月26日全国会議及びヘルプデスクへ出された質問事項（制度改正関係）について

12月26日の全国会議及びヘルプデスクに地方自治体から提出された主な質問事項（制度改正関係）について、現段階の考え方を整理してまとめたもの。

（注）障害福祉サービスに係る利用者負担・自立支援医療に係る質問は別途整理。

分類	質問の内容	現段階の考え方
新支給決定関係	<p>① 市町村審査会を広域設置した場合、規約を都道府県に提出することが必要となるのか。</p> <p>② 認定調査員は研修受講が要件となるが、審査会委員も必ず研修を受けないと委員になることができないのか。</p> <p>③ 主治医研修について、研修対象者は医師であり、かつ多人数となるが、国として具体的にどのような実施方法を考えているのか。</p> <p>④ 認定調査員研修は、多人数となることが予想されるが、代表者の研修として伝達研修としてよいのか。</p> <p>⑤ 17年12月26日の主管課長会議の資料5の10ページに、不服審査会は市町村の支給決定基準等に照らして審査を行うとあるが、市町村は支給決定基準を策定する必要があるのか。</p> <p>⑥ また、非定型の支給決定にかかる市町村審査会の意見について、1月13日の障害程度区分の説明会では説明がなかったが、どのようになるのか。</p>	<p>① 地方自治法の規定により、規約を届け出る必要がある。（自治法第252条の7第3項）</p> <p>② 委員就任の要件とはならないが、受講していただくことが望ましい。</p> <p>③ 医師会の会議等において説明をする方法や介護保険の研修と併せて行うなど、それぞれの自治体において工夫されたい。</p> <p>④ 認定調査員研修は、原則すべての調査員に受講していただくもの（調査を委託される事業者の調査員については必須）であり、伝達研修は認められない。</p> <p>⑤ 障害者自立支援法では、介護サービスの必要性に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入するとともに、審査会の意見聴取をはじめとして、支給決定プロセスを明確にしたところである。 こうした支給決定の透明化・明確化の趣旨を踏まえれば、支給の要否や支給量の決定に関し、あらかじめ市町村は支給決定基準を設定し、これに基づき支給決定を行うことが適当である。</p> <p>⑥ 市町村は、支給決定基準の中で、申請から支給決定までの手順を定めるとともに、心身の状態や介護者の状況等に応じてサービス支給量に関する基準（以下「支給量基準」という。）を定め、これに沿って支給の要否及びサービス支給量を決定することとなる。 一方、個々の障害者の事情に応じ、支給量基準と異なる支給を行う必要がある場合（以下「非定型の支給」という。）が想定されることから、支給量基準と乖離するサービス量の支給が必要となる場合についてもあらかじめ定めておく必要がある。 障害者自立支援法では、「市町村は、支給要否決定に際し必要があると認めるときは、市町村審査会の意見を聴くことができる」としているところであり、こうした非定型の支給については、客観性を確保するため、市町村審査会の意見を聴いたうえで支給決定を行うことが適当である。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
新支給決定関係	⑦ 非定型の支給決定について、都道府県に対する審査請求の審査内容はどうか。	⑦ 障害者自立支援法においては、市町村が行った支給決定について不服がある障害者は、都道府県知事に審査請求することができる。 都道府県は、非定型に係る案件を含めすべての案件について (1) 支給決定の手続きが適性実施されていたかどうか (2) 市町村の支給基準が公平かつ適正に適用されているかどうかを中心に審査を行うことになる。
地域生活支援事業	<p>① 都道府県地域生活支援事業にホームヘルパー研修が位置づけられているが、大都市特例が廃止され、指定都市や中核市の研修事業者指定業務が都道府県に一元化されるのか。また、その場合当該指定業務はいつから一元化されるのか。</p> <p>② 地域活動支援センターについて、地域生活支援事業として市町村及び都道府県が独自に加算標準額以上の補助金を支出することは差し支えないか。</p> <p>③ 市町村地域生活支援事業は、市町村が直接実施する方法や団体等に委託して実施する方法が示されているが、地域活動支援センターを現行の福祉ホームや小規模作業所のように設置運営者への補助方式とした場合は、国庫補助の対象とならないのか。</p> <p>④ バーチャル工房については、市町村地域生活支援事業及び都道府県地域生活支援事業の両方に位置づけられているが、市町村で実施すべきものと広域的に都道府県で取り組むべきものとの機能分担が想定されているのか。</p>	<p>① 居宅介護従業者養成研修事業者の指定については、円滑な事務移管のため、平成18年10月に都道府県に一元化することとしている。 なお、居宅介護従業者等養成研修事業の国庫補助金については、既に課長会議資料でお示ししているとおり、平成18年4月以降は、大都市特例を設けず、都道府県のみが交付対象となる。(研修事業を市町村で実施することが適切な場合には、市町村に委託することも可。)</p> <p>② 地域活動支援センターの機能強化事業の額については、あくまでも標準額としてお示ししたものであり、最終的に市町村が判断するものである。よって、標準額以上の機能強化事業費を支出することは差し支えない。</p> <p>③ 市町村地域生活支援事業は市町村が実施すべき事業であり、自ら実施しない場合には、事業者等に委託する仕組みとなっているため、補助方式では実施できない。</p> <p>④ 地域生活支援事業は、原則として市町村が実施するものであり、広域的な事業や専門性の高い事業等一部の事業について、都道府県が実施することができることとしたところである。 バーチャル工房については、市町村事業のほか、ITを活用しているため、ある程度広域的な事業展開が可能であることから、都道府県においても事業の実施を可能としたところであり、都道府県が実施する相談支援事業のようなバックアップ機能等の機能分担を想定しているものではない。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
報酬・基準 関係	<p>① 現行の設備基準においては、例えば廊下幅について、身障療護施設は2.2m、内部更生施設では1.8mと いうように施設種別によって基準が異なっている。 現在のところ、新事業の設備基準は示されていないが、 移行に際して現行の施設の改修が必要となる場合がある のか。設備基準策定の基本的な考え方をお示し願いたい。</p> <p>② 日中活動の最低定員について、いわゆる多機能型につ いては、どのように取扱うのか。 例えば、20名の内訳は、生活介護及び訓練等給付の 日中活動サービスから自由に組み合わせることは可能 か。 また、生活介護等と地域活動支援センターの定員を合 わせて20名とすることは可能か。</p> <p>③ 療養介護の対象者は「介護度が高く、医療が必要」と されており、夜間の生活の場は「病院」となっている。 療養介護については、現行の重症心身障害児施設等の ように昼間・夜間とも医療機関でのケアを要する場合の みが対象となり、重症心身障害児通園施設のように「昼 間は施設、夜間は在宅」というような形態は想定してい ないとして理解してよいか。</p>	<p>① 設備基準に係る基本的な考え方については、本日の資料でお示ししているとおり。 施行時に現に存する施設については、経過措置を講ずる。</p> <p>② 多機能型における定員については、次の条件を満たしていることが必要。 (1) 組み合わせる複数の事業の利用人員の合計が、原則、日中活動の最低定員で ある20人以上。 (2) 最低定員とは別に、事業ごとに定める最小単位としての定員を満たしている。 この要件を満たせば、生活介護と訓練等給付の日中活動サービスを組み合わせ ることができるが、地域活動支援センターについては、地域生活支援事業として 実施されるものであり、定員には含まれない。</p> <p>③ お見込みのとおり。</p>
事業体系・ サービス内容	<p>① 介護保険法の指定サービス事業者（デイサービス、短 期入所）における65歳未満の身体障害者の受け入れに ついては、18年4月以降も引き続き認められるのか。</p>	<p>① デイサービス（18年9月末まで）及び短期入所については、引き続き利用で きることにしている。 具体的な実施方法については、速やかにお示ししたい。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
不服審査会	<p>① 精神障害者の居宅サービスに係る支給決定（18年4月以降のサービスについて18年3月中に行うもの）についても、自立支援法上の行政処分として審査請求の対象となるのか。</p> <p>② 通所施設等の食費の負担軽減措置は審査請求の対象となるのか。</p>	<p>① 施行準備行為として18年3月中に行う18年4月以降の精神障害者の居宅サービスに係る支給決定は、障害者自立支援法に基づく処分であり、審査請求の対象となる。</p> <p>② 通所施設等における食費の負担軽減措置は、食費のうち人件費相当分を経過的に報酬対象として支給を行う仕組みであり、障害者自立支援法に基づく介護給付費、又は身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費に該当するため不服申立ての対象となる。 この場合、介護給付費については都道府県知事への審査請求、施設訓練等支援費については市町村長への異議申立てを行うこととなる。</p>
居住地特例	<p>① 住民票を施設に異動していない施設入所者についても、その出身世帯の異動に伴い援護の実施者の変更は行わないのか。</p> <p>② 福祉ホームやグループホーム入居者への補装具費の支給については、入居前の居住地の市町村が実施することであるが、日常生活用具の給付についても入居前の市町村が給付を行うこととなるのか。</p>	<p>① 住民票が入所施設ではなく出身世帯にある場合は、居住地特例は適用されていないため、原則として出身世帯の異動に伴い援護の実施者も変更となる。 なお、居住地が入所施設にあると認められる場合は、住民票を施設に異動するよう利用者に対し指導することが適当と考える。</p> <p>② 日常生活用具の給付は、地域生活支援事業であり、法的に居住地特例の適用はないが、福祉ホームやグループホーム所在市町村の費用負担が過大とならないよう介護給付費等や補装具費の支給等に居住地特例を設けた趣旨に鑑みれば、日常生活用具の給付についても、入居前市町村が給付の決定をすることが適当と考えられる。</p>
その他	<p>① 12月課長会議資料1において、報酬単価について、△1.3%（居宅系サービス及び新体系サービスについては△1%）とあるが、その考え方をお示し願いたい。</p> <p>② 定率負担に係る利用者負担額を地方単独事業で助成（軽減）する場合、介護給付費等の請求と受領委任払いで事業所に支払う市町村助成費の請求を一本にして差し支えないか。</p>	<p>① 直近3年間の経済指標（決まって支給する給与、消費者物価指数）の動向と支援費単価の水準を踏まえて、△1.3%の報酬単価改定とした。 ただし、地域生活への移行を進める観点から居宅系サービスの報酬については、△1.0%の改定とし、また、平成18年10月から事業体系の再編が行われ、新たなサービスに取り組んでいただくことから、新サービス体系の報酬についても△1.0%の改定とした。</p> <p>② 介護給付費等及び施設訓練等支援費・特定入所者食費等給付費は法律に定められた給付であり、地方単独事業による助成費とは費用の支出の根拠が異なること、請求の方法も様式を含めて省令で定められること、国庫負担金の算定上も費用額を明確に区分する必要があることから、両者は請求上明確に区別する必要がある。ただし、法律に定める給付費の請求に影響がない形であれば、省令で定める請求様式の中で地方単独事業の助成費についても明細を記載し、助成費の請求に用いることは差し支えないものとする。 なお、上記の趣旨に反しないよう、具体的な事務処理方法については、適宜当方と調整されたい。</p>